

KAWACHINAGANO

河内長野市第5次総合計画 後期基本計画
河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野

令和3年度 ▶ 令和7年度



はじめに

河内長野市では、平成 28 年 3 月に「第 5 次総合計画」を策定し、「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」を将来都市像に掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでまいりました。前期基本計画の 5 年間が令和 2 年度で終了するにあたり、後期 5 年間（令和 3 ～ 7 年度）の市政運営において指針となる後期基本計画と、人口減少対策に特化した取組方針となる「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定いたしました。



これにより、めざすべきまちづくりの方向性の整合を図り、一貫性のある行政運営につなげるとともに、市民の皆様にとって、より分かりやすく、より効果的な施策を展開し、魅力あるまちづくりを推進してまいります。

本市では、前期基本計画期間に、「奥河内くろまろの郷」の道の駅認定や、「中世に出逢えるまち」、「女人高野」、「葛城修験」の 3 つの日本遺産認定など、多様な地域資源を最大限に活かしながら、成熟した都市として、人と人とのふれあいを大切にし、市民の豊かな暮らしと新たな価値の創造をめざし、まちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少のさらなる進展、台風や集中豪雨をはじめとした自然災害の多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、デジタル化社会への対応など、取り組むべき新たな課題が顕在化しており、将来を見据えて、産業用地の確保や高速道路の整備などの課題に取り組む必要があります。

特に、大阪府内 33 市で最も高齢化が進展している本市は、社会の最先端を進む先進都市と言えます。近い将来、全国の都市が迎える少子高齢化に対し、先んじて社会課題の解決にチャレンジすることを本市の使命と捉え、この厳しい状況を乗り越えるために市民の皆様と手を取り合って、後期基本計画の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、市民アンケートや小学校区ワークショップなどを通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

河内長野市長 島田 智明

河内長野市第5次総合計画後期基本計画 及び
河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

目次 contents

I 序論	5
第1章 総合計画及び総合戦略とは	
第1節 計画策定の目的	6
第2節 計画の構成及び期間	6
第3節 後期基本計画策定の視点	8
第2章 基本構想の概要	
第1節 まちづくりの基本理念と将来都市像	9
第2節 将来人口と都市空間の基本的な考え方	10
第3節 将来都市像の実現に向けたまちづくり	11
第3章 後期基本計画策定の背景	
第1節 前期基本計画策定後の社会潮流の変化	12
第2節 河内長野市の現況	13
第3節 市民意識	19
第4節 前期基本計画の検証	23
第5節 河内長野市の主な課題	25
II 後期基本計画	29
第1章 後期基本計画について	
第1節 後期基本計画の考え方	30
第2節 SDGs の視点について	30
第2章 将来人口と都市空間形成	
第1節 将来人口	33
第2節 都市空間形成	36
第3章 財政計画	
第1節 本市の財政状況	40
第2節 今後の財政運営の考え方	40
第4章 分野別計画	
第1節 分野別計画の趣旨と概要	42
第2節 分野別計画の体系	43
第3節 分野別計画について	44

第5章 地域別計画

第1節	地域別計画の概要	124
第2節	地域別計画について	126

III 第2期総合戦略 155

第1章 基本的な考え方

第1節	策定の趣旨	156
第2節	総合戦略の位置づけ	156
第3節	計画期間	157

第2章 施策推進の考え方と基本目標

第1節	政策5原則を踏まえた施策の推進	158
第2節	基本目標	159

第3章 具体的な施策の展開

第1節	施策の体系	160
第2節	基本目標別施策	161

第4章 推進体制及び進捗管理

第1節	各主体の役割分担	170
第2節	国や府、近隣自治体との連携推進	170
第3節	計画の進捗管理	170

[資料編] 171

河内長野市第5次総合計画後期基本計画及び	
河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過	172
河内長野市総合計画等策定委員会規程	174
河内長野市まち・ひと・しごと創生策定委員会設置規程	175
河内長野市民憲章	176

I 序論

第1章	総合計画及び総合戦略とは	
第1節	計画策定の目的	6
第2節	計画の構成及び期間	6
第3節	後期基本計画策定の視点	8
第2章	基本構想の概要	
第1節	まちづくりの基本理念と将来都市像	9
第2節	将来人口と都市空間の基本的な考え方	10
第3節	将来都市像の実現に向けたまちづくり	11
第3章	後期基本計画策定の背景	
第1節	前期基本計画策定後の社会潮流の変化	12
第2節	河内長野市の現況	13
第3節	市民意識	19
第4節	前期基本計画の検証	23
第5節	河内長野市の主な課題	25

第1章 総合計画及び総合戦略とは

第1節 計画策定の目的

平成 27 (2015) 年度に策定した河内長野市第5次総合計画では、まちの将来都市像である「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち 河内長野」のもと、まちづくりを進めてきました。また、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくため、平成 28 (2016) 年2月、「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第1期総合戦略」)を策定し、計画的に施策の展開を図ってきました。

この間、地方創生の推進や大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症¹の発生による安心・安全の希求など、まちづくりに求められるニーズが多様化する一方、国・地方自治体²ともに厳しい財政状況が続いています。

こうした状況の中、河内長野市第5次総合計画前期基本計画(以下「前期基本計画」)、河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和2(2020)年度に最終年度を迎えることから、現行の計画・戦略を基本としながら、この間の変化への対応や、これから5年間の変化を予測しながら、令和3(2021)年度以降の持続可能なまちづくりの指針となる河内長野市第5次総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」)及び河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第2期総合戦略」)を策定します。

第2節 計画の構成及び期間

1. 構成

本計画は、「基本構想」「基本計画(地域別計画含む)」及び「実施計画」により構成する「河内長野市第5次総合計画」における、「基本計画」の後期5年間の計画と第2期総合戦略からなります。

(1) 河内長野市第5次総合計画

① 基本構想

市民・関係団体・事業者・行政などすべての主体が共有する将来都市像と、その実現のためのまちづくりの指針となるものです。

② 後期基本計画

基本構想に基づき、将来人口と都市空間に関する施策の方向性や、今後の財政運営の考え方等を示すもので、まちづくりの分野ごとの分野別計画と小学校区ごとの地域別計画で構成しています。

後期基本計画は、基本構想期間の後期に相当する令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間の計画です。

¹ 新型コロナウイルス感染症：令和元(2019)年12月に中国武漢市で検出され、世界規模で流行したウイルス。

² 地方自治体：都道府県及び市町村。

ア) 分野別計画 基本構想を実現するための手段・手法として、まちづくりの分野ごとに施策の体系を示すものです。

イ) 地域別計画 地域の特性を活かした、より地域の実態に合ったまちづくりを進めるため、小学校区ごとに主にソフト面³のまちづくりの方針を示すものです。

③ 実施計画

基本計画に基づき、施策及び事業の実施内容や期間を具体的に示すもので、3年間で1期として毎年更新することにより実効性の高い計画とします。

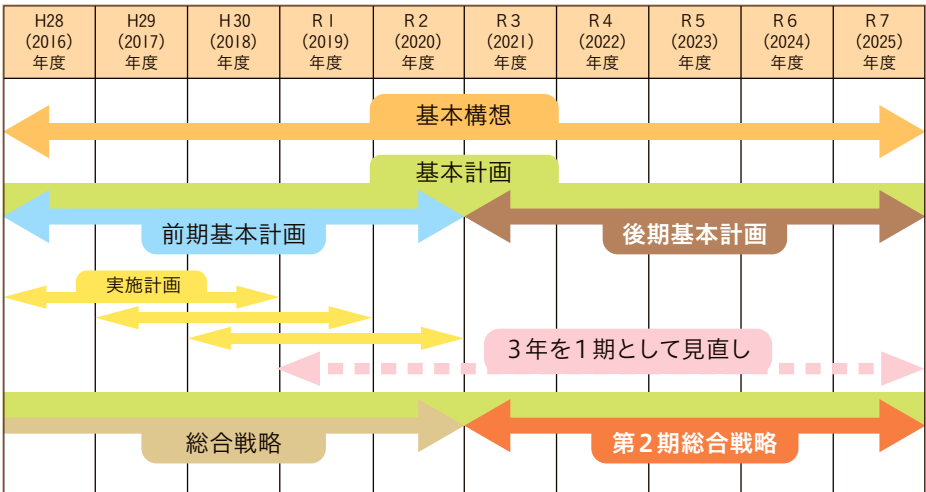
(2) 河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

将来にわたって活力ある地域を維持するため、雇用創出や地域資源⁴を活かした交流促進、出産・子育ての希望が実現できる環境整備などにより定住・転入促進を図るとともに、市民が潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域づくりを一体的に推進するための計画です。

第2期総合戦略では、第1期総合戦略の実施状況を踏まえつつ、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域をめざす「多様な人材の活躍の推進」や、Society5.0⁵の実現に向けた技術活用や持続可能な開発目標（SDGs）⁶の実現に向けた取り組みなど、「新しい時代の流れを力にする」視点を盛り込んだ計画とします。

2. 計画期間

■ 計画の期間



³ ソフト面：人材・技術・情報など無形のものに関すること。

⁴ 地域資源：自然資源だけでなく、人的、歴史・文化的な資源など、地域に存在する特徴的なものを資源として活用できるものと捉えた総称。

⁵ Society5.0：国の第5期科学技術基本計画において我が国のめざすべき未来社会の姿として提唱されたサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

⁶ SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。平成27（2015）年9月に国連サミットで採択され、2030年までを目途に国連加盟国193か国が地球上の「誰一人取り残さない」という誓いを達成するための目標。

第3節 後期基本計画策定の視点

① 社会潮流に対応した柔軟で戦略的な計画づくり

前期基本計画期間における進捗状況や人口動態、財政状況の推移、社会情勢等の変化などの社会潮流を踏まえ、施策の優先度、重要度を重視しつつ、令和元（2019）年12月に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、SDGsやSociety5.0などの新たな考え方、国や大阪府における構想や計画との整合性を図る計画とします。

② 経営の視点による成果・実効性を重視した計画づくり

前期基本計画における個別施策の進捗状況から施策ごとの課題と方向性を整理した上で、将来都市像の実現に向けた取り組みを設定し、財政収支見通しの見直しを踏まえて実効性のある計画とします。

③ 市民の声を活かした計画づくり

市民アンケート等、地域からの意見を踏まえ、市民の声を反映した市民参加による計画とします。



第2章 基本構想の概要

第1節 まちづくりの基本理念と将来都市像

まちづくりの基本理念

人・自然・歴史・文化など、多様な地域資源を最大限に活用しながら、
成熟した都市として、人と人とのふれあいを大切にし、
市民の豊かな暮らしと新たな価値の創造をめざします。

【まちづくりの視点】

みんなで一緒に創る
まちづくり

安全・安心で
元気なまちづくり

人・自然・歴史・文化との
調和と共生のまちづくり

将来都市像

人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野



市民一人ひとりが元気で輝き、本市が持つ魅力的な自然・歴史・文化にさらに磨きをかけるとともに、人と人、人と自然、人と歴史・文化とのつながりを大切にします。

さらに、市民同士のふれあいや支えあいによって豊かな暮らしを創造するとともに、新たな魅力や価値を創出し、にぎわいや活力に満ちたまちを創造します。

第2節 将来人口と都市空間の基本的な考え方

1. 将来人口

① 定住人口

人口減少を抑制し、これまでに整備してきた公共建築物やインフラ⁷施設、商業施設、病院などの都市機能⁸を維持できるよう、令和7（2025）年度末における定住人口の想定を約 97,000 人とします。

② 活動人口⁹

まちの活力を維持していくため、協働¹⁰による活動の場を広げていくとともに、参加者としてだけではなく、企画運営に関わりながら、地域課題の解決につなげるため、「活動の質」の向上をめざし、地域や各種団体の活動支援などを推進していく必要があります。

2. 都市空間の基本的な考え方

将来の都市空間づくりの方向性

～集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ¹¹）への再構築～

本市の特性を活かした集約連携都市づくり

～生活圏の自立性を高め、拠点との連携を図りながら、
多様な価値観に対応した、豊かな生活を創出する～

都市空間づくりの目標

暮らしやすさを
追求する

安全・安心に暮らせる
生活環境を確保する

地域の活力を創出する

⁷ インフラ：産業や社会生活の基盤となる施設。

⁸ 都市機能：電気や水道、交通手段、行政機能、商業、教育、観光など都市が持つ機能。

⁹ 活動人口：まちづくりのために活動する人の数や時間によって表される「まちの活力」を示す指標のこと。

¹⁰ 協働：それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること。

¹¹ 都市の郊外への拡大を抑制するとともに中心市街地の活性化を図り、生活に必要な機能が集約した効率的で持続可能な都市、またはそれをめざした都市政策のこと。

第3節 将来都市像の実現に向けたまちづくり



¹² マネジメント：目標、目的を達成するために必要な要素を分析し、様々な資源やリスクなどを管理しながら、効果を最適化しようとする手法。

¹³ 包括的政策：分野横断的に戦略性を持って進める政策のこと。

¹⁴ 選択と集中：特定の分野・領域を選択し、資源を集中的に投入すること。

第3章 後期基本計画策定の背景

第1節 前期基本計画策定後の社会潮流の変化

① 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取り組みの推進

平成 27（2015）年国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における平成 28（2016）～令和 12（2030）年までの国際目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。世界が抱える問題を解決し、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、「17 のゴール（目標）・169 のターゲット（施策）」から構成され、途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的な目標となっており、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に取り組む国際社会の普遍的な目標として、まちづくりに活かすことが求められています。

② Society5.0 を見据えた取り組み（デジタル化等）の推進

IoT¹⁵（モノのインターネット¹⁶）、AI¹⁷（人工知能）、RPA¹⁸（ロボット技術）等の先端技術が、産業や日常生活のあらゆる場面に導入されたデジタル化社会により実現する狩猟（Society1.0）、農耕（Society2.0）、工業（Society3.0）、情報（Society4.0）社会に続く 5 番目の社会の姿（Society5.0）への対応が必要となっており、健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、ジェンダー、平等などの様々な課題の解決につなげることが求められています。

③ ウィズコロナ・ポストコロナ社会への対応

新型コロナウイルス感染症の流行により、3密回避¹⁹をはじめとした、新しい生活様式の導入や、海外との往來の自粛・制限などの「ウィズコロナ社会」が、今後数年間は続くことが予想されています。ワクチン開発等によって終息を迎えた後においても、価値観やライフスタイルの変化が予想されることから「ポストコロナ社会」を見据えたまちづくりを進めることが求められています。

④ 災害の多様化への対応

全国各地で台風や集中豪雨、大規模地震等の自然災害が発生しており、過去の災害からの教訓や、今後の発生が予想される南海トラフ²⁰の巨大地震等への備えも含め、必要となる対応をあらゆる分野で進めることが求められています。

¹⁵ IoT:Internet of Things の略称。世の中に存在する様々なモノがインターネットにつながれ、モノ同士が情報のやりとりをすることにより、人の手を借りずに自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

¹⁶ インターネット：全世界で相互接続されたコンピューター・ネットワークのこと。

¹⁷ AI：Artificial Intelligence の略称。人間の知的ふるまいの一部をコンピューターによって人工的に再現したもの。

¹⁸ RPA：Robotic Process Automation の略称。データ入力などコンピューターを使った事務作業を自動化することができるソフトウェアロボットのこと。

¹⁹ 3密回避：感染予防対策として、密閉空間、密集場所、密接場面を回避すること。

²⁰ 南海トラフ地震：日本列島の太平洋沖、南海トラフ沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている巨大地震。南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く海底の溝（トラフ）。

第2節 河内長野市の現況

1. 人口の動向

① 人口の推移

昭和 29 (1954) 年の市制施行時に 31,052 人であった本市の人口は、昭和 40 (1965) 年前後からの大規模な住宅団地の開発により大幅に増加しましたが、平成 12 (2000) 年 2 月末の 123,617 人をピークに減少傾向に転じています。

その要因として、出生率の低下などによる自然動態が減少するだけでなく、転入数が年間約 3,000 人前後で推移している一方で、転出数は 3,500 人～ 4,000 人前後と、転出超過による社会動態の減少が大きく影響しています。

前期基本計画の目標年次である令和 3 (2021) 年 3 月の想定人口からは令和 2 (2020) 年 3 月時点で 104,031 人と約千人少なくなっています【図 1】。

また、大阪府と人口増減率の推移を比較すると、大阪府が微増傾向にある中で、本市では平成 22 (2010) 年度から令和元 (2019) 年 1 月で 8.3 ポイントの減少となっています【図 2】。

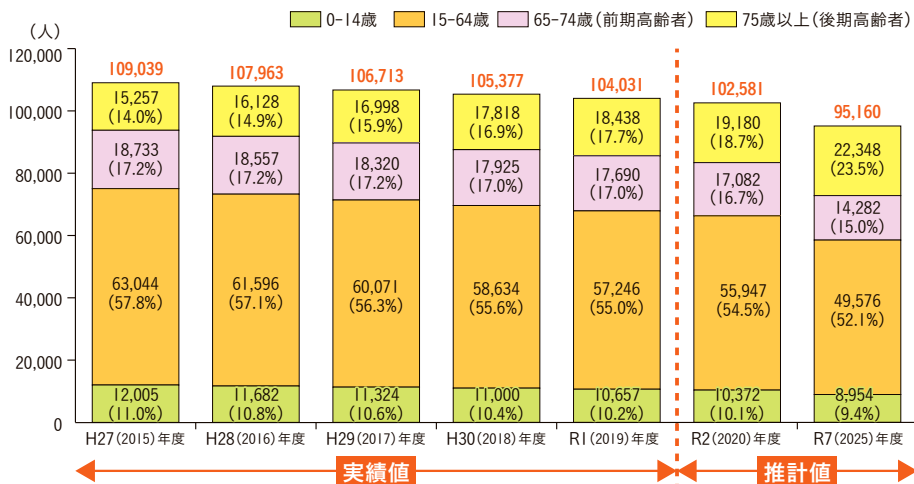
② 人口減少、少子高齢化の状況

生産年齢人口 (15 ～ 64 歳) は平成 27 (2015) 年度の 57.8% から令和 2 (2020) 年度には 54.5% と 3.3 ポイント減少が見込まれます。一方で、高齢者人口 (65 歳以上) は増加しており、特に後期高齢者 (75 歳以上) の人口に占める構成比が高くなっています【図 1】。また、大阪府、全国と高齢化率、年少人口比率の推移を比較すると、平成 22 (2010) 年度から令和元 (2019) 年度の間、大阪府では高齢化率が 4.8 ポイント増加しているのに対し、本市では 10.0 ポイントの増加となっており、大阪府では年少人口比率が 1.0 ポイント減少しているのに対し、本市では 2.0 ポイント減少となっています【図 2】。

③ 人口の見通し

本市の人口は、人口減少や少子・高齢化の傾向が続き、本計画の最終年度である令和 7 (2025) 年度末には 95,160 人となることが予測されます【図 1】。年齢区分別に見ると、年少人口 (0 ～ 14 歳) は緩やかに減少するものの、生産年齢人口は大きく減少していくことが予測されます。一方で、高齢化はさらに進み、特に後期高齢者は、令和 7 (2025) 年度末には 23.5% となることが予測されます【図 1】。これは、大規模な住宅団地に転入した年代が一気に高齢期を迎えていることが影響していると考えられます。また、年齢区分別構成比の将来推計を大阪府と比較すると、本市では、特に生産年齢人口比率の減少が大きくなっている一方、後期高齢者比率の増加が大きくなっています【図 3】。

■人口の推移と将来推計【図1】

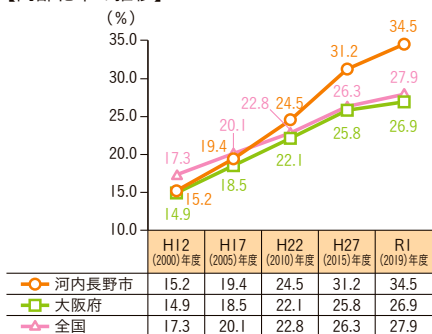


※実績値は住民基本台帳²¹に基づく人口の各年度末。推計値は河内長野市推計。

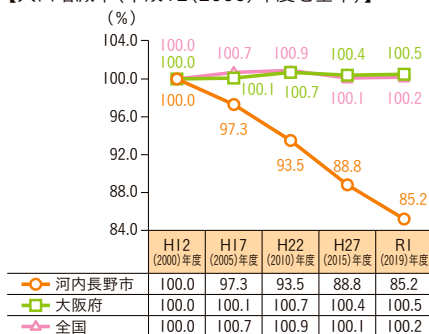
※推計値については、小数点以下を含むため、内訳の合計が総人口と一致しない場合があります。

■全国、大阪府との比較【図2】

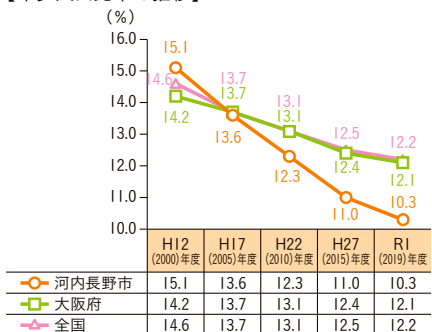
【高齢化率の推移】



【人口増減率(平成12(2000)年度を基準)】



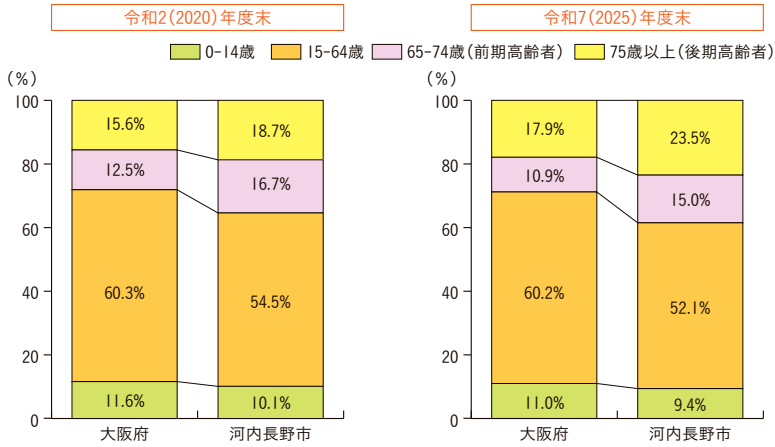
【年少人口比率の推移】



※平成12(2000)年度～平成27(2015)年度は河内長野市は住民基本台帳に基づく人口の各年度末。大阪府、全国は国勢調査。令和元(2019)年度のみいずれも住民基本台帳に基づく人口(1月1日現在)

²¹ 住民基本台帳：市町村で居住関係の公証、選挙人名簿へ登録その他の事務処理の基礎とともに住民に関する記録の適正な管理をするために作成される台帳。

■年齢区分別構成比の大阪府との将来推計比較【図3】



※河内長野市は河内長野市推計。大阪府は国立社会保障・人口問題研究所推計より

2. 土地利用

土地利用の推移については、昭和 52 (1977) 年と平成 29 (2017) 年を比較すると、宅地が 622ha から 1,049ha と 1.69 倍に増加する一方、農地が 771ha から 481ha と 0.62 倍に減少しています【表1】。

しかしながら、土地利用区分別面積比では森林が 68.3%を占めるなど(平成 29 (2017) 年現在)、大阪都心に近い交通至便な地域でありながら自然豊かな環境に恵まれています【表1】。

近年、空き家・空き地や農地及び森林における耕作放棄地²²・管理放棄林²³など、土地利用の質的な変化が生じており、適切な対応が求められています。

■土地利用区分別面積・比率の推移【表1】

	農地		宅地		森林		水面・河川・水路		道路		その他		総面積 (ha)
	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	
S52 (1977) 年	771	7.0%	622	5.7%	7,577	69.1%	220	2.0%	238	2.2%	1,532	14.0%	10,960
S57 (1982) 年	665	6.1%	786	7.2%	7,575	69.1%	263	2.4%	252	2.3%	1,419	12.9%	10,960
S62 (1987) 年	611	5.6%	888	8.1%	7,568	69.1%	261	2.4%	303	2.8%	1,329	12.1%	10,960
H4 (1992) 年	551	5.0%	933	8.5%	7,538	68.8%	256	2.3%	329	3.0%	1,354	12.4%	10,961
H9 (1997) 年	530	4.8%	980	8.9%	7,503	68.5%	254	2.3%	375	3.4%	1,319	12.0%	10,961
H14 (2002) 年	516	4.7%	1,009	9.2%	7,497	68.4%	254	2.3%	395	3.6%	1,290	11.8%	10,961
H19 (2007) 年	505	4.6%	1,031	9.4%	7,479	68.2%	254	2.3%	427	3.9%	1,265	11.5%	10,961
H24 (2012) 年	493	4.5%	1,039	9.5%	7,490	68.3%	253	2.3%	421	3.8%	1,265	11.5%	10,961
H29 (2017) 年	481	4.4%	1,049	9.6%	7,487	68.3%	251	2.3%	430	3.9%	1,265	11.5%	10,963

※国土利用計画関係資料一部修正。総面積は全国都道府県市町村別面積調

²² 耕作放棄地：過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作されることがない農地。

²³ 管理放棄林：適切な管理がされていない森林。

3. 財政の状況

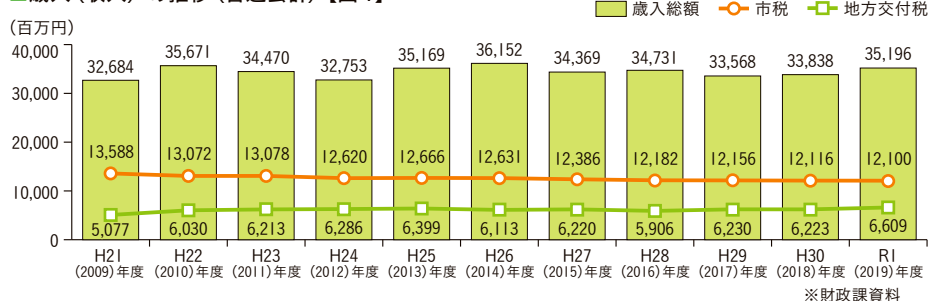
① 歳入の推移

歳入の状況については、自主財源²⁴のほとんどを占める市税収入が、人口減少や高齢化、地価下落などの影響により減少傾向となっています。一方、依存財源²⁵である地方交付税²⁶は、市税の減少などにより、近年は増加傾向にあります【図4】。

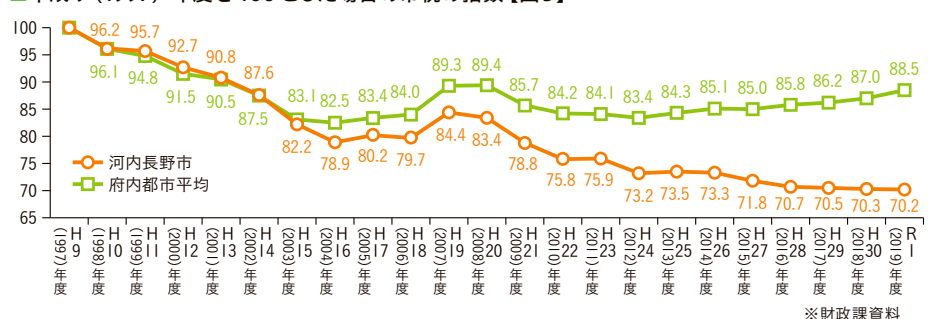
なお、市税については、平成19(2007)年度、平成20(2008)年度に、国税である所得税を減税し、個人市民税を増税したことや定率減税の廃止といった税制改正により一時的に増加に転じたものの、減少傾向が続いており、特に、団塊の世代²⁷が大量に退職し始めた平成16(2004)年度以降、府内都市平均と比較すると減少の幅が大きくなっています。ベッドタウンとして発展した本市では、歳入に占める個人市民税の割合が府内都市平均よりも高いことから、大きな影響を受けたものと考えられます【図5】。

また、本市は企業が少なく府内都市平均と比較して市民一人当たりの法人市民税²⁸が半分以下であり、固定資産税²⁹も大阪市を中心として地価は放射状に低くなるため、府内都市平均より低くなっています。

■歳入(収入)の推移(普通会計)【図4】



■平成9(1997)年度を100とした場合の市税の指数【図5】



24 自主財源:市が自ら調達できる財源。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のこと。

25 依存財源:市が自ら調達する財源以外の、国や府の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、府支出金、市債などのこと。

26 地方交付税:地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するため、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を、国から交付される税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税がある。

27 団塊の世代:昭和22(1947)年～昭和24(1949)年ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

28 法人市民税:市内に事務所や事業所などがある法人にかかる税のこと。法人の規模(資本金等の額及び従業員数)に対する均等割と、法人税額に対する法人税割がある。

29 固定資産税:毎年1月1日に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定される税額を所在する市町村に納める税金のこと。

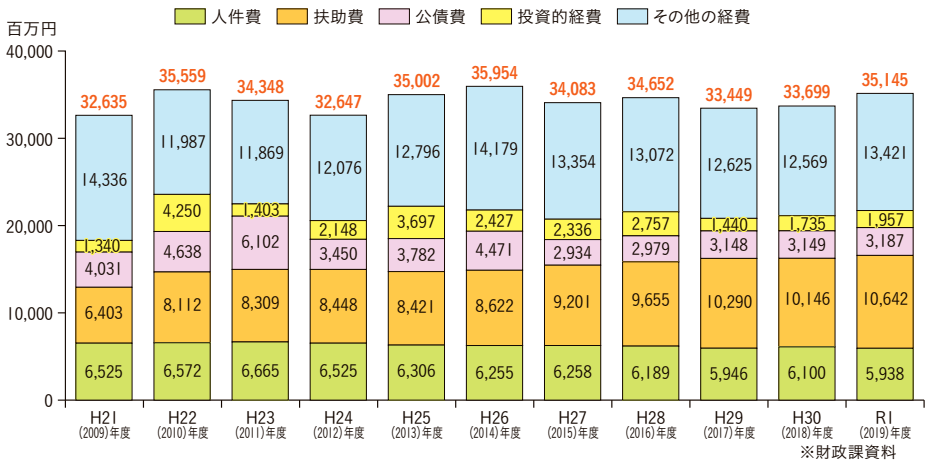
② 歳出の推移

歳出のうち、人件費は、職員数の削減などにより減少傾向にあります。

また、扶助費（福祉や生活保護にかかる費用）は、平成 21（2009）年度と比較すると令和元（2019）年度では 1.7 倍と著しく増加しており、児童福祉費の制度改正や生活保護費の増加などが要因となっています【図6】。さらに、その他経費に含まれる、介護関係の繰出金も増加してきています。

今後も人口減少、生産年齢人口（15～64 歳）の減少による市税の減少や高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれます。また、人口急増期に整備された市内の公共建築物をはじめ、道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設などが更新時期を迎え、その改修などの費用が膨大となることが予測されており、計画的な維持管理・更新を行っていく必要があります。

■歳出（支出）の推移（普通会計）【図6】



③ 財政の状況

本市の市債³⁰ 現在高は、新規起債発行の抑制や繰上償還の実施などにより減少傾向となっています。なお、財政調整基金は、近年では横ばいとなっているものの【図7】、人口減少や少子・高齢化などにより、今後さらなる厳しい財政状況が予想されることから、可能な限り基金³¹に頼らない財政運営をめざしています。

また、財政構造の弾力性（ゆとり）を示す経常収支比率³²は、団塊の世代が大量に退職し始めた頃から悪化し、府内都市平均を上回った状態が続き、平成 21（2009）年度以降 100%前後で高止まりしており、財政の硬直化³³が顕著になっています【図8】。

本市では、平成 24（2012）年度に策定した「財政体質改善プログラム（平成 25（2013）年度～平成 29（2017）年度）」に基づき、「経常収支比率の改善を主眼とした財政構造の弾力化」及び「市債残高の抑制」、「基金に依存しない財政体質の継続」を目標に掲げ、財政健全化に取り組んできました。

³⁰ 市債：市が発行する地方債。金融機関等から借り入れるお金で、償還（返済）は会計年度をまたがる。

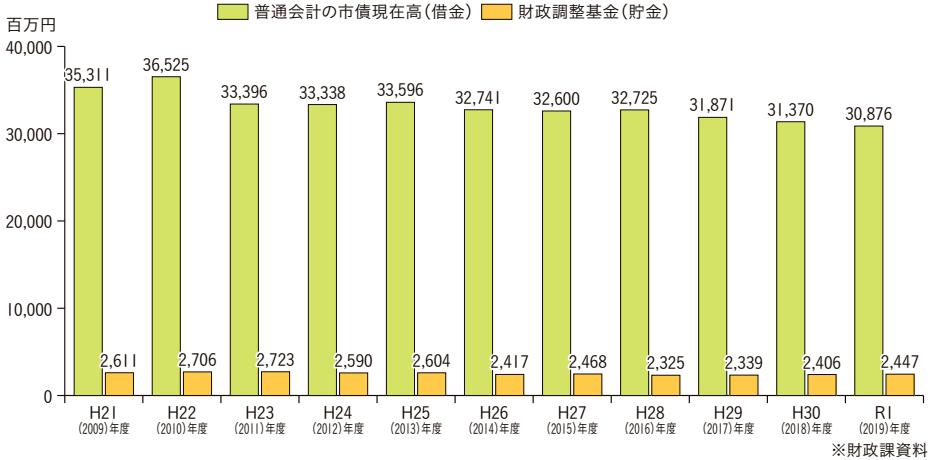
³¹ 基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。

³² 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための指標。市税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源の総額に対し、人件費、扶助費、公債費のように毎年度継続的に支出される経費に充当された一般財源の額が占める割合を示す。

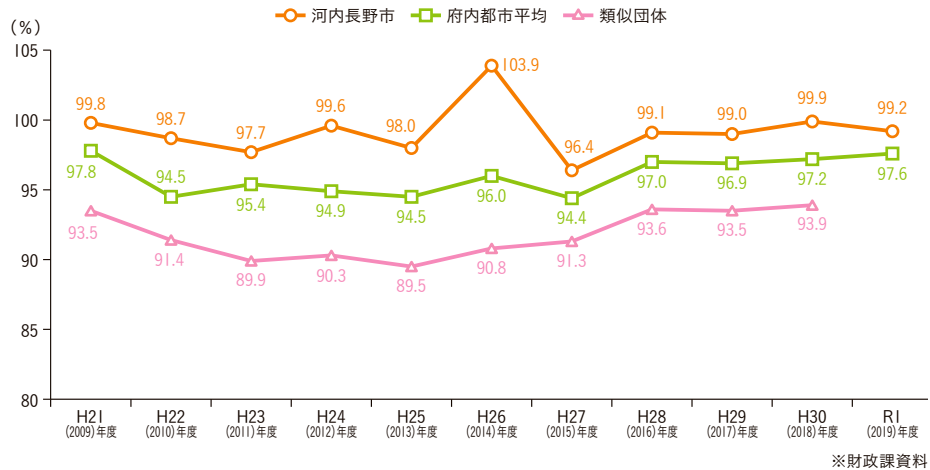
³³ 財政の硬直化：経常収支比率が高く、財政の弾力性が失われている状態のこと。弾力性が失われると、財政運営の自由度が低くなり、災害など突発的な対応が難しくなる。

その後も「全庁視点」による横断的な改革を強力に推進するとともに、予算編成手法として包括予算制度³⁴を導入し、「現場視点」による事業の見直しを行うなどの取り組みを進めていますが、今後も収支均衡の持続可能な財政運営を行うことが求められています。

■市債現在高及び財政調整基金の推移【図7】



■経常収支比率の推移【図8】



³⁴ 包括予算制度：予算編成手法の一つで、多様化する市民ニーズに迅速に対応することができる「現場視点」の改革を促すとともに、創意工夫によって生み出した財源を、市民ニーズに合致したより施策効果の高い事業に、「現場の裁量」で配分することを可能とするもの。

第3節 市民意識

調査概要

調査目的	河内長野市第5次総合計画の後期基本計画の策定にあたり、市民の意見を把握し、これからのまちづくりに反映する
調査時期	令和元（2019）年10月
調査対象	本市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の男女2,000名を無作為抽出
回収状況	回収数：922 回収率：46.1%

結果概要

■施策の満足度・重要度

- ・満足度では「まちなみ・自然・歴史などの景観の美しさ」「騒音・悪臭などの少なさ」「歴史文化遺産の保存・活用」などが高く、「商業地のにぎわい」「身近な場での働きやすさ」「バスなどの公共交通サービス」などが低く、地域資源を活かした良好な環境が一定評価されている一方、利便性やにぎわい、雇用の場に不満を感じている人が多いことがうかがえる。
- ・前回調査と比較すると「歴史文化遺産の保存・活用」が上位に入っており、日本遺産に関連する取り組みなどが市民に浸透していることがうかがえる。
- ・重要度では「防災」「消防・救急」「防犯」などが高く、「国際交流や多文化共生³⁵」「社会の推進」「文化芸術活動などの環境」「男女共同参画の推進」「各種講座や施設など生涯学習³⁶の環境」などが低くなっており、安心して暮らせる環境を求めるニーズが高いことがうかがえる。
- ・「福祉・社会保障に関する分野」では満足度が低く、重要度が高く、「安心・安全に関する分野」では満足度も重要度も高くなっており特に力を入れていくべき施策となっている。特に満足度が高い「生活環境・景観・自然に関する分野」は本市の強みとして、さらに活用が期待される。

■定住意向

- ・『住み続けたい』市民が5割と前回調査と比べ若干低下しており、性別では男性が、年代別では年齢が上がるほど『住み続けたい』の割合が高く、小学校区別でも割合に差がみられる。
- ・住み続けたい理由は「自然環境」「愛着」が高く、前回調査との比較では「田舎の良さが残っているから」が上昇しており、ゆったりとした暮らし方に価値を見出す人が増えている。
- ・住み続けたくない理由は「買い物や日常生活に不便」「通勤・通学に不便」などの割合が高く、その他回答では移動や医療に関する内容が多く、生活の利便性に対する不満がうかがえる。

³⁵ 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

³⁶ 生涯学習：人びとが生涯にわたり、主体的に続ける学習活動のこと。

結果概要

■基本目標1「安全・安心・支えあい」に関する内容

- ・「防災」は満足度・重要度ともに高く、力を入れるべき取り組みは「災害時における連絡体制の充実」「防災資機材の備蓄・整備の充実」など、災害発生後の対策が求められているとともに、「耐震診断や改修などの補助制度や施設の耐震化の充実」も高く、地震への不安が大きい。
- ・「消防・救急」「防犯」は満足度・重要度ともに高く、安全・安心のまちづくりの強化が求められており、力を入れるべき取り組みは「防犯灯や防犯カメラの設置など、防犯環境の充実」「警察・行政・市民等による情報共有など、関連機関・団体の連携促進」「地域における見まわりや声掛けなど、防犯対策の充実」など、犯罪が起こりにくい地域づくりが求められている。
- ・「高齢者・障がい者にとっての暮らしやすさ」「社会保障」では満足度と比べ重要度が高く、高齢化の進行を見据え、医療体制や介護サービス、地域における支えあい等の充実や障がい者に対する理解の浸透が求められている。力を入れるべき取り組みは「高齢者や障がい者が入所（入居）できる施設の整備」「福祉制度など経済面での生活支援の充実」「休日急病診療や救急など医療の充実」などの割合が高く、特に「福祉制度など経済面での生活支援の充実」「高齢者や障がい者などが生活しやすいバリアフリー化の推進」は前回調査と比べ割合が高い。

■基本目標2「育み・学び・思いやり」に関する内容

- ・「小中学校の教育環境」「子育てのしやすさ」「児童に対する福祉」などでは満足度・重要度ともに比較的高く、子どもを産み育てる環境の充実が求められており、力を入れるべき取り組みは「いざという時に子どもを預けられる保育サービスの実施」「子育て家庭に対する経済的支援の充実」や「社会のルールや命の大切さを学ぶ心の教育の推進」などが高くなっており、また、「不登校やいじめなどに対応した教育の推進」「子育て家庭に対する経済的支援の充実」は前回調査と比べ割合が高い。
- ・「各種講座や施設など生涯学習の環境」「文化芸術活動などの環境」では重要度が低く、満足度が高く、一定の評価を受けていることがうかがえる。力を入れるべき取り組みは「多様なニーズに対応した生涯学習（図書館含む）の活動ができる機会の確保」「いくつになっても取り組める生涯スポーツ³⁷活動の推進」などの割合が高い。
- ・「人権の尊重と平和意識の高揚」「男女共同参画の推進」「国際交流や多文化共生社会の推進」では重要度が低く、力を入れるべき取り組みは「学校教育における人権教育の充実」「ネット社会における人権擁護活動の推進」の割合が高い。

³⁷ 生涯スポーツ：生涯を通じて健康の保持・増進やレクリエーションのため「誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツ。

結果概要

■基本目標3「潤い・快適・活力」に関する内容

- ・「自然環境への配慮」「リサイクル施策など循環型社会³⁸への取り組み」「まちなみ・自然・歴史など景観の美しさ」は満足度も重要度も高く、力を入れるべき取り組みは「ごみを減らし、ものを大事に使うライフスタイルの定着」「公園や緑地などの整備・保全」「リユース（再使用）・リサイクルなど資源循環利用の促進」などの割合が高い。
- ・「住環境」「上下水道」などは満足度も重要度も高い一方、「市街地の整備」「バスなどの公共交通サービス」「道路や橋などの交通網」では満足度が低く、重要度が高く、生活利便性や移動手段の確保の重要性が高まっている。
- ・「商業地のにぎわい」「身近な場所での働きやすさ」「農林業の振興」「観光事業」では満足度、重要度ともに低く、力を入れるべき取り組みは「駅周辺などにぎわいを生む商店の活性化」「歴史・文化・自然などを活かし、交流人口³⁹の増加による観光振興」「企業や研究機関などの誘致」などの割合が高い。

■包括的政策「都市魅力の創造と効果的な発信」に関する内容

- ・「都市ブランドの創出・都市魅力の発信」では満足度、重要度ともに低く、力を入れるべき取り組みは「新規移住者の受け入れ体制の構築」「まちの魅力の効果的なプロモーション」などの割合が高い。

■まちづくりを支える政策に関する内容

- ・「適正で透明性の高い財政運営」では満足度が低く、重要度が高く、力を入れるべき取り組みは「事務・事業を見直し、必要に応じて統合あるいは廃止する」「市民ニーズに合わせて市役所の組織を作り直す」などの割合が高い。
- ・地域やまちづくり活動への参加状況では月1回以上の参加は2割弱にとどまっており、前回調査よりも若干低下しているが、協働を「推進すべき」割合は前回調査よりも高い。

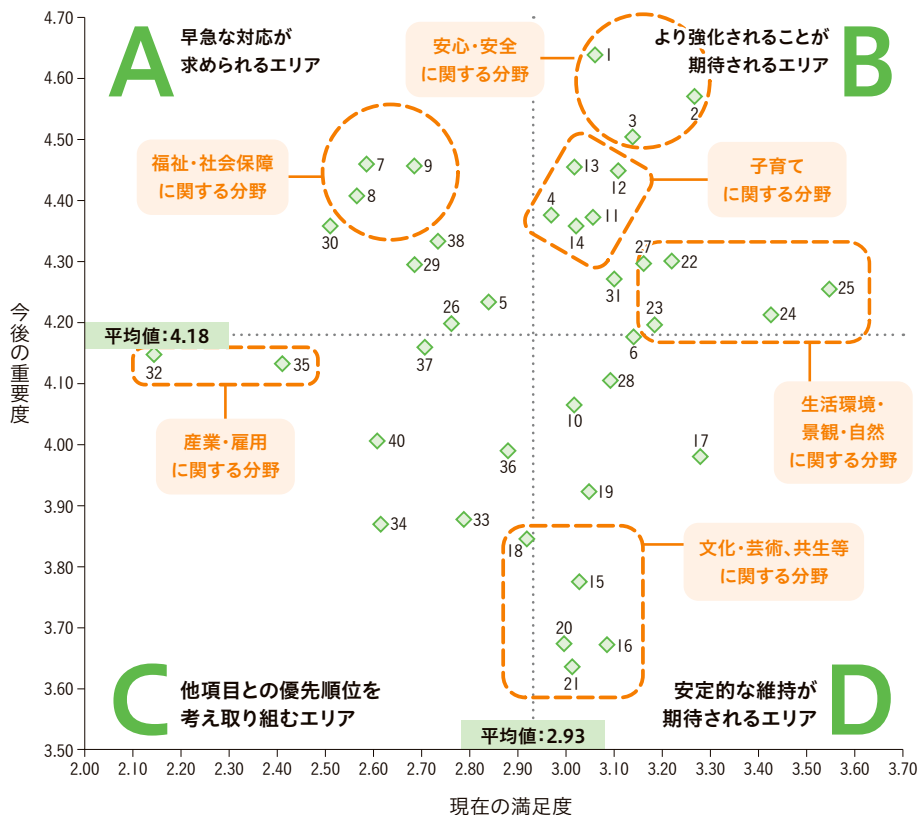
■将来のまちの姿、中心市街地に求める特性に関する内容

- ・将来のまちの姿について「自然を残した、豊かな田園風景が広がるまち」「自然や歴史を活かし、多くの観光客が訪れるまち」が高い一方、「大都市や高速道路へのアクセスがよい交通の便利なまち」が前回調査よりも高い。
- ・中心市街地のまちづくりについて、「現在の空店舗・空地に魅力ある店舗を誘致し、にぎわいのあるまち」や「高野街道や町家などの歴史的景観を活かした風情のあるまち」が高い。

³⁸ 循環型社会：大量生産・大量消費型の社会に代わり、製品の再利用や再資源化などにより新たな資源投入を抑えることをめざす社会。

³⁹ 交流人口：通勤・通学、買い物、スポーツ、観光、レジャーなどによりその地域を訪れる人のこと。

■「現在の満足度」と「今後の重要度」のクロス分析



エリア	項目
A 早急な対応が求められるエリア	7. 高齢者にとつての暮らしやすさ／9. 社会保障制度／8. 障がい者にとつての暮らしやすさ／30. バスなどの公共交通サービス／38. 適正で透明性の高い財政運営／29. 道路や橋などの交通網／5. 消費者行政／26. 市街地の整備
B より強化されることが期待されるエリア	1. 防災／2. 消防・救急／3. 防犯／13. 小中学校の教育環境／12. 子育てのしやすさ／4. 交通安全／11. 児童に対する福祉／14. 青少年の健全な育成／22. 自然環境への配慮／27. 住環境／31. 上下水道／25. まちなみ・自然・歴史など景観の美しさ／24. 騒音・悪臭などの少なさ／23. リサイクル施策など循環型社会への取り組み
C 他項目との優先順位を考え取り組むエリア	37. 行政改革への取り組み／32. 商業地などのにぎわい／35. 身近な場での働きやすさ／40. 都市ブランドの創出・都市魅力の発信／36. 市民同士の連携や市民と行政の協働／33. 農林業の振興／34. 観光事業／18. スポーツ施設や活動などの環境
D 安定的な維持が期待されるエリア	6. 地域の支えあい／28. 公園や緑地などの環境／10. 健康づくりを進める環境／17. 歴史文化遺産の保存・活用／19. 人権の尊重と平和意識の高揚／15. 各種講座や施設など生涯学習の環境／20. 男女共同参画の推進／16. 文化芸術活動などの環境／21. 国際交流や多文化共生社会の推進

第4節 前期基本計画の検証

実施概要

実施目的	前期基本計画において進めてきた各施策の進捗状況の確認、住みよさ指標の評価、後期基本計画策定に向けた課題や方向性の整理を行う
実施時期	令和2（2020）年2～5月
実施対象	前期基本計画 38 施策
調査項目	【進捗】 ① 現状 ② 5年間の変化（見込みを含む） ③ 課題・方向性 【評価】 ① 住みよさ指標の実績 ② 指標の状況 ③ 総合評価・評価の理由 【施策の展開】 ① 実施状況 ② 新たに実施した取り組み ③ 課題 ④ 主な取り組み ⑤ 方向性 【関連する個別計画】 ① 計画名 ② 計画期間 ③ 変更の有無・内容

▶ 評価結果

■ 住みよさ指標評価区分

区分	
A	既に中間値（R2 年度の目標値）を達成している
B	中間値の達成に向け、概ね順調である
C	数値は上昇しているが、中間値の達成に遅れがある
D	数値は下降しており、中間値の達成に遅れがある
E	数値が大幅に下降している

■ 住みよさ指標評価結果

評価	全体		基本目標1		基本目標2		基本目標3		包括的政策		まちづくりを支える政策	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	44	33.3%	11	39.3%	9	24.3%	19	37.3%	1	25.0%	4	33.3%
B	11	8.3%	3	10.7%	1	2.7%	5	9.8%	0	0.0%	2	16.7%
C	27	20.5%	5	17.9%	10	27.0%	7	13.7%	1	25.0%	4	33.3%
D	42	31.8%	7	25.0%	12	32.4%	19	37.3%	2	50.0%	2	16.7%
E	8	6.1%	2	7.1%	5	13.5%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	132	100.0%	28	100.0%	37	100.0%	51	100.0%	4	100.0%	12	100.0%

※割合については、小数点以下を含むため、内訳の合計が100.0%と一致しない場合があります。

■施策の総合評価区分

区分	
A	「10年後のめざす姿」の実現に向けて、予定以上の効果が現れており、進捗は想定以上である
B	「10年後のめざす姿」の実現に向けて、予定通りの効果が現れており、進捗は順調である
C	「10年後のめざす姿」の実現に向けて、一定の効果が現れており、進捗は概ね順調であるが、一部の取り組みで遅れがある
D	「10年後のめざす姿」の実現に向けて取り組みを進めたが、効果は限られ、進捗に遅れがある
E	「10年後のめざす姿」の実現に向けて取り組みを進めたが、効果が現れていない、または取り組みが進んでいない

■総合評価結果

評価	全体		基本目標1		基本目標2		基本目標3		包括的政策		まちづくりを支える政策	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	2	5.3	2	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
B	17	44.7	6	60.0%	2	20.0%	7	50.0%	0	0.0%	2	66.6%
C	16	42.1	1	10.0%	7	70.0%	6	42.9%	1	100.0%	1	33.3%
D	3	7.9	1	10.0%	1	10.0%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
E	0	0.0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	38	100.0	10	100.0%	10	100.0%	14	100.0%	1	100.0%	3	100.0%

※割合については、小数点以下を含むため、内訳の合計が100.0%と一致しない場合があります。

第5節 河内長野市の主な課題

① 急速な人口減少と少子・高齢化への対応

本市の人口は、平成12(2000)年をピークに減少に転じ、府内自治体と比較しても、人口減少が急速に進んでいます。また、昭和40年代に開発された住宅団地を多く抱える本市では、人口急増期に転入した年代が後期高齢者(75歳以上)となる中、税収の減少や、地域コミュニティの担い手不足などによるまちの活力の低下への対応が喫緊の課題となっています。

人口減少や人口構造の変化に対応した取り組み、人口減少を抑制する取り組みを進めるとともに、安心して子どもを産み育てるための途切れのない支援や女性が働きながら子育てしやすい環境づくり、高齢者が住み慣れた地域で元気に生きがいを持って暮らせる社会づくりなど、子どもから高齢者までライフステージ⁴⁰に応じた支援により、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進める必要があります。

また、「河内長野に住みたい、住み続けたい」と思えるまちづくりのため、子育て支援や教育環境の充実、雇用の創出、都市魅力の創出と発信などに取り組み、さらなる定住・転入を促進していく必要があります。

② ぬくもりのある地域社会の構築

本市では、府内自治体と比較しても高齢化が急速に進んでおり、特に後期高齢者の増加により、介護や支援を必要とする人の増加が予測されます。そのため、健康寿命⁴¹の延伸に向けた健康づくりや介護予防の推進など、高齢者自身の取り組みへの支援と合わせ、地域の支えあいの体制づくりが重要となります。

元気な高齢者が地域における支援において活躍できる仕組みづくりも大切な視点であり、地域包括ケアシステム⁴²の深化や認知症⁴³対策など、さらなる取り組みを推進する必要があります。

また、障がい者に対する支援の充実を図り、可能な限り自立して暮らせるまちづくりを進めるとともに、ひとり親家庭や生活困窮者⁴⁴などの支援を必要とする人が安定した生活を送ることができるよう、相談体制や生活支援の充実を図ることが求められます。

さらに、一人ひとりの人権を尊重しながら、誰もが雇用の場や地域において活躍でき、ぬくもりを感じることができるよう、地域ごとの特性に応じた地域共生社会づくりを進める必要があります。

40 ライフステージ：幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

41 健康寿命：平均寿命(0歳児が平均してあと何年生きられるか)のうち、健康で活動的に暮らせる期間。平均寿命から介護期間を差し引いたもの。

42 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた住まいを基盤に、医療や介護・介護予防、また様々な生活支援サービス等が一体的に提供される地域の体制のこと。

43 認知症：脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態のこと。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。

44 生活困窮者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

③ 安全で安心なまちづくり

市民の生命と財産を守るため、防災や防犯、感染症対策など、日常生活における安全・安心対策の強化が求められています。

本市では、市域の大半を占める山間部、丘陵部において、台風や集中豪雨による土砂災害などへの対応が課題となっており、地域主体による自主防災組織⁴⁵の活動など、災害対策への意識が高まっていますが、被害を最小化させる「減災」に向け、治山・治水対策や自主的な防災活動の促進など、さらなる防災対策の充実に向けた取り組みを推進する必要があります。

また、本市は府内でもトップレベルの犯罪の少ないまちとなっていますが、全国的に子どもや高齢者など社会的弱者を狙った犯罪が目立っており、引き続き、大阪一犯罪の少ないまちをめざし、防犯対策の強化を図っていく必要があります。

さらに、消防・救急体制や医療体制の充実を図るとともに、新型コロナウイルスなどの感染症対策や消費者問題への対応、交通安全対策など、あらゆる分野において安全で安心なまちづくりを進めていく必要があります。

④ 自然環境の保全とより良い環境の創造

本市は、都市近郊でありながら森林に囲まれ、里山や農空間が形成されており、豊かな自然環境やその恩恵である美味しい水や空気は市民にとってかけがえのない財産となっています。一方で、農林業の担い手の高齢化や後継者不足などから耕作放棄地や管理放棄林が増加しています。

また、自然とのふれあいにより、潤いや安らぎを感じられる豊かな市民生活を実現していくため、森林、河川、農地などの自然環境の保全や活用を行うとともに、環境美化の推進や美しい景観づくりなど、質の高い、より良い環境の創造に向けたまちづくりが求められています。

さらに、持続可能な社会を構築していくため、市民・関係団体・事業者などと連携しながら、資源循環や環境負荷の低減に向けた取り組みを推進する必要があります。

⑤ 地域資源の活用と連携による産業の振興

後継者不足などにより、商工業事業所数や農林業従事者が減少している中、本市の資源や魅力を活かした新たな価値の創造をめざして、農林業・商工業の連携を図り、生産から加工・販売までを効果的・効率的に行うための取り組みなどを推進するとともに、市民・関係団体・事業者などとも連携しながら、生産、消費、雇用などの経済活動が市内で循環するように取り組んでいく必要があります。

また、市域を越えた広域的な産業間の連携により、さらなる相乗効果を生むことが期待されています。

今後は、さらに自然や歴史・文化などの地域資源を活かしながら、奥河内⁴⁶の玄関口である「地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）」の活用や観光振興による交流人口の増加を図るとともに、既存事業者への支援や起業促進、企業誘致の推進など、市内経済の活性化に向けた取り組みが必要です。

また、こうした取り組みにより、市内における雇用の場を確保するとともに、女性や高齢者、障がい者などの就労支援や、これらの取り組みを進める企業への支援など、誰もが働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

⁴⁵ 自主防災組織：地域で自主的に防災活動に取り組んでいる組織。

⁴⁶ 奥河内：本市を中心とした大阪南東部の自然豊かなエリア。

6 質の高い魅力ある都市づくり

本市では、人口減少や少子・高齢化が進む中で、河内長野駅周辺の中心市街地の活性化や、公共交通の維持・発展などによる利便性の確保、住宅団地等における空き家・空き地への対策が求められており、市民の暮らしやすさの維持・向上を図っていく必要があります。

また、本市の将来的な発展に向けて大阪河内長野線の延伸や堺方面へのアクセス道路など、広域幹線道路網の整備を進めていくとともに、市内交通網の充実を図る必要があります。

さらに、自動運転など先端技術の活用を含め、高齢化に対応した公共交通のあり方の検討が必要です。

一方、住宅団地等の開発に伴い整備された道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設、及び公共建築物が老朽化による更新時期を迎えており、計画的な維持管理・更新を行う必要があります。

今後も、本市の強みである自然や歴史・文化などの地域資源を活かしながら、美しい都市景観の形成や地域ごとの特性に応じた質の高い魅力ある都市づくりを進めていく必要があります。

7 学びを通じた人づくり

まちの魅力を活かし、まちの活力を維持・向上していくためには、市民力や地域力を高めることが必要であり、「教育立市⁴⁷」の精神のもと、あらゆる世代の学びを進めるとともに、学びの成果をまちづくりに活かすことが求められています。

とりわけ、次世代を担う人材として、豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもたちを育むため、学校教育環境の充実を図るとともに、家庭や地域、学校など地域総ぐるみで子育てを担っていく必要があります。

また、高齢者をはじめ誰もが生きがいを持って健康で充実した生活が送れるよう、学びの場・機会の創出、文化活動やスポーツの振興を図っていく必要があります。

さらに、全国有数の文化財や本市の伝統、文化を大切に、文化庁から認定された日本遺産のストーリーに基づき、ふるさとや地域への愛着と誇りを高める取り組みを推進するとともに、これら資源を効果的にまちづくりに活用していく必要があります。

⁴⁷ 教育立市：市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むことをめざす河内長野市の方針。

8 市民主体の地域づくり

地域によって地理的条件や生活状況が異なる本市では、地域ごとの特性を踏まえた対応が求められており、様々な地域課題に対して市民自ら考え実行していくことで、自治意識の向上を図り、地域力を高めていくことが必要となっています。

しかしながら、全国的な傾向と同様、本市においても自治会加入率が低下しており、担い手不足や地域のつながりの希薄化が懸念され、地域コミュニティの活性化が課題となっています。

そのため、今後さらに、自治会への加入促進をはじめ、自治会や地域まちづくり協議会⁴⁸等のコミュニティ活動への支援などを通じて、特に若い世代を含め、誰もが地域社会に参加できる仕組みづくりを行うとともに、まちづくりへの主体的な参画を促進し、コミュニティ組織⁴⁹やNPO⁵⁰、企業などの多様な主体の連携を図りながら、市民一人ひとりが、元気で住み良い、市民主体の地域づくりを進めていく必要があります。

9 協働によるまちづくり

市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに効果的・効率的に対応していくためには、行政に委ねられてきたこれまでの公共に対して、共にまちづくりを推進する担い手として、NPOや事業者など多様な主体が、公共あるいは公共的分野の運営に関わり、行政だけでは生み出すことのできない新たな価値やサービスを創造していくことが求められます。

そのため、それぞれの主体がまちの課題や、まちづくりの方向性を共有し、お互いに信頼関係を築きながら、当事者意識や共感の輪を広げていくことで、協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

10 健全で効率的な行政運営と広域連携の推進

本市が将来にわたり発展していくには、人口減少や少子・高齢化への対応をはじめ、多様化・高度化する市民ニーズに対応していくことが必要です。

また、地方分権⁵¹改革により市町村への事務や権限が積極的に移譲されていく中で、新たな時代に対応し、まちの魅力を向上していくため、行政評価を踏まえた「選択と集中」による成果重視の効果的な行政運営を行うとともに、情報格差の解消や個人情報保護等に対応したICT⁵²やRPAなど先端技術の活用など、利便性の高い新たなサービスの展開を図ることにより、効果的・効率的な行政運営を推進する必要があります。

さらに、市民サービスを安定的・継続的に提供していくためには、財源の確保や公共施設などの計画的な維持管理・更新などに取り組み、安定した財政基盤を確立していく必要があります。

あわせて、広域的な課題に対応していくため、近隣市町村や関係機関との連携を図りながら、経済、観光、文化、交通、医療など幅広い分野において、広域連携を推進する必要があります。

⁴⁸ 地域まちづくり協議会：地域住民の基盤である地域型組織やテーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を活かしながら、地域課題に主体的に対応できる組織。

⁴⁹ コミュニティ組織：自治会や町内会などの地縁団体や、子ども会、老人会など地域で活動している団体。

⁵⁰ NPO：Non-Profit Organizationの略称。民間非営利団体。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を非営利で行う民間団体。

⁵¹ 地方分権：行政の統治権を中央政府（国）から地方政府（市町村など）に部分的、全面的に移すこと。

⁵² ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。

Ⅱ 後期 基本計画

第1章 後期基本計画について

- 第1節 後期基本計画の考え方……………30
- 第2節 SDGsの視点について……………30

第2章 将来人口と都市空間形成

- 第1節 将来人口……………33
- 第2節 都市空間形成……………36

第3章 財政計画

- 第1節 本市の財政状況……………40
- 第2節 今後の財政運営の考え方……………40

第4章 分野別計画

- 第1節 分野別計画の趣旨と概要……………42
- 第2節 分野別計画の体系……………43
- 第3節 分野別計画について……………44

第5章 地域別計画

- 第1節 地域別計画の概要……………124
- 第2節 地域別計画について……………126

第1章 後期基本計画について

第1節 後期基本計画の考え方

基本計画は、基本構想に基づき、将来人口と都市空間に関する施策の方向性や、今後の財政運営の考え方等を示すとともに、基本構想に示したまちづくりの方向とまちづくりを支える政策に基づき、まちづくりの分野ごとに施策及び事業の体系を示す分野別計画と、小学校区ごとの地域づくりの方向を示す地域別計画で構成します。

分野別計画は、施策ごとの方向性を明らかにするとともに、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度までの後期5年間の主な取り組みを示します。

地域別計画は、小学校区ごとの地域特性を活かし、地域の実態に合った地域づくりを進めるため、めざすべき地域の将来像の実現に向け、主にソフト面について、市民が主体的に行う取り組みや地域と行政が協働して行う取り組みを示します。

また、本計画を着実に推進していくため、施策の選択と集中を図るとともに、予算との連動性を強化しながら、行政評価を活用したPDCAサイクル⁵³に基づく進行管理の徹底を図ります。

第2節 SDGsの視点について

平成27（2015）年に国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals- 持続可能な開発目標）は、世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる17の目標と169のターゲットを定めており、国では「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととされています。

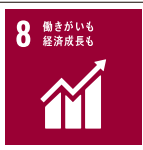
地方自治体においても「地方創生の深化に向けて中長期を見通した持続可能なまちづくりが重要」「自治体におけるSDGsの達成に向けた取り組みは地方創生の実現に資する」とされており、経済、社会、環境の調和による持続可能なまちづくりを進めることが求められています。

本市では「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するという国際社会の目標達成に寄与するため、基本施策とSDGsに掲げられた17の目標との関連性を整理するとともに、SDGsの達成に向けた取り組みを後期基本計画に位置付け、持続可能なまちづくりを進めます。



⁵³ PDCAサイクル：業務管理手法の一つ。（1）計画（plan）を立て、（2）計画に基づき実行（do）し、（3）実行した業務を評価（check）し、（4）改善（action）が必要な部分を検討し、次の計画に役立てる。

SDGs の 17 の目標

	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4【教育】 すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子の能力強化（エンパワメント）を行う
	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
	目標8【経済成長と雇用】 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業の促進、およびイノベーションの拡大を図る

10 人や国の不平等をなくそう 	目標 10【不平等】 各国内および各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	目標 11【持続可能な都市】 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
12 つくる責任 つかう責任 	目標 12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	目標 13【気候変動】 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう 	目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう 	目標 15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に 	目標 16【平和】 平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 将来人口と都市空間形成

第1節 将来人口

1. 定住人口

定住人口：令和7（2025）年度末『9.7万人』を想定

人口減少、少子・高齢化が続く中、人口減少の抑制を図るとともに、人口構造の変化に対応した地域づくりが必要です。

本市では、出生率の向上や若年層の転出超過を改善することで、高齢者を支える世代の比率を維持しながら、**令和7（2025）年度末の定住人口の想定を約97,000人**とします。

そのため、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援による出生率の向上や、働きやすさ、暮らしやすさの向上により定住・転入促進を図るとともに、人口構造が変化したとしても、誰もが住み続けられる地域づくりをめざして健康づくりや福祉、安全・安心に関する施策など、「第2期総合戦略」に基づく取り組みとの整合を図りながら各種施策を推進します。

なお、令和7（2025）年度末以降の長期的な将来の人口展望については、「河内長野市まちひと・しごと創生人口ビジョン」において定めています。

■年齢3区分別人口の想定

		実績	想定
		H27（2015）年度末	R7（2025）年度末
0～14歳	人数	12,005人	9,769人
	構成比	11.0%	10.1%
15～64歳	人数	63,044人	50,130人
	構成比	57.8%	51.7%
65～74歳	人数	18,733人	14,282人
	構成比	17.2%	14.7%
75歳以上	人数	15,257人	22,768人
	構成比	14.0%	23.5%
合計人数		109,039人	96,949人

【想定人口の設定根拠】

- ・合計特殊出生率⁵⁴を令和12（2030）年度末に1.80となるよう段階的に上昇させ設定
- ・子育て世代（25～39歳）の移動率⁵⁵を1/2に縮小して設定
- ・高齢層（75歳以上）の生存率⁵⁶を府内トップレベルに設定

⁵⁴ 合計特殊出生率：女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す指標で、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものの。

⁵⁵ 移動率：一定の期間内における、人口総数に占める移動者数の比率のこと。

⁵⁶ 生存率：ある年齢階層の人口が、5年後の年齢まで生き残る率のこと。生残率ともいう。

(1) 出生率の向上

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実することで、子育てをしやすい環境づくりを行います。

あわせて、魅力ある教育の推進や雇用の確保と就労・労働環境の充実を図るなど、子育て世代の暮らしやすさを高めることにより、出生率の向上をめざします。

施策 No.11 児童福祉の推進

施策 No.12 子育て支援の充実

施策 No.13 学校教育の充実

施策 No.14 青少年の健全育成の推進

施策 No.19 男女共同参画の推進

施策 No.34 雇用の確保と就労・労働環境の充実

【第2期総合戦略】における主な位置づけ

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(2) 定住・転入促進

若い世代の定住を促進するため、安定した魅力あるしごとづくりが必要であることから、地域資源の活用による商工業や農林業、観光の分野にわたる産業の振興を図るとともに、雇用の創出・確保に取り組みます。

また、本市の恵まれた自然・歴史・文化や、良好な住環境などの地域資源を活かし、子どもや若者の郷土愛を育むとともに、本市への良いイメージを定着・発信することで、定住促進やU・I・Jターン⁵⁷などの市外からの転入促進を図ります。

施策 No.13 学校教育の充実

施策 No.25 市街地整備の推進

施策 No.26 住宅環境の充実

施策 No.31 商工業の振興

施策 No.32 農林業の振興

施策 No.33 観光の振興

施策 No.34 雇用の確保と就労・労働環境の充実

施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信

【第2期総合戦略】における主な位置づけ

基本目標1 安定した雇用を創出する

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

⁵⁷ U・I・Jターン：Uターン（地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住すること）、Iターン（地方から都市へ移住する、または都市から地方へ移住すること）、Jターン（地方から大規模都市へ移住した後、地方近くの中規模都市へ移住すること）の3つの人口還流現象の総称。

(3) 誰もが住み続けられる地域づくり

子どもから高齢者まで、誰もが生きがいを持って、安全・安心に暮らし続けることができるよう、健康づくりの推進や防災・防犯対策などに取り組みます。

また、人口減少への対応として、空き家対策やコンパクトな都市づくりに取り組むとともに、協働の促進や地域コミュニティの活性化を推進し、地域活力の維持・向上を図ります。

施策 No.1 危機管理・防災対策の推進

施策 No.6 地域福祉⁵⁸の推進

施策 No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実

施策 No.26 住宅環境の充実

施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化

施策 No.3 防犯対策の推進

施策 No.7 高齢者福祉の充実

施策 No.25 市街地整備の推進

施策 No.29 公共交通の充実

施策 No.38 健全な財政運営の推進

【「第2期総合戦略」における主な位置づけ】

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

2. 活動人口

(1) 活動の場や機会の創出、活動参加の促進への支援

学習の成果を地域活動の解決や地域の活性化につなげていくため、くろまる塾⁵⁹講座の充実に加えて、庁内各課や地域活動団体・ボランティア等の外部団体との連携を推進し、学びの場を通じた学習の場の確保や人材の育成などを図ります。

また、自治会や各種団体、NPOなどが行う、コミュニティ活動や市民公益活動⁶⁰への支援を充実するとともに、多様な主体による協働を促進し、市民のまちづくりへの主体的な参画を促します。

さらに、市外の人も含めて、関係人口⁶¹として本市に関わりを持ってもらえる人を増やし、まちの活力の向上につなげます。

施策 No.15 生涯学習の推進

施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化

【「第2期総合戦略」における主な位置づけ】

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

⁵⁸ 地域福祉：人々が安心して幸せに暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者など地域全体で支え合い、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のこと。

⁵⁹ くろまる塾：平成23(2011)年6月に開校した本市独自の生涯学習組織。「いつでも・どこでも・誰でも・なんでも・みずから」学ぶための学習の場と機会を提供していく仕組み。

⁶⁰ 市民公益活動：市民による自主的・自発的な社会貢献活動。

⁶¹ 関係人口：移住した定住人口でも、観光にきた交流人口でもない、地域と多様に関わる人のこと。

第2節 都市空間形成

1. 将来都市構造

本市がめざすべき都市空間の将来の姿について、具体的な形や規模、配置や仕組みなどの都市構造を示します。

集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）

市内を南北に鉄道が貫き、5つの谷や丘陵部を切り開いた住宅地が広範囲に広がる本市の特徴を踏まえ、地域資源を活用しながら、地域の実情に即した地域主体のきめ細かなまちづくりを推進し、「拠点」と「ネットワーク」により構成する集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）をめざします。

（1）拠点の形成

主要3駅周辺を「都市拠点」（河内長野駅）及び「地域拠点」（千代田駅、三日月町駅）と位置づけ、行政サービスや生活利便施設などの都市機能を集積し、拠点を中心に歩いて暮らせるまちづくりを進めます。また、都市機能の拠点として、「行政拠点」、「消防・防災拠点」、「地域活性・交流拠点」を位置づけます。

さらに、南花台を周辺の開発団地の拠点である「丘の生活拠点」として位置づけるとともに、開発団地や既存集落などには、必要に応じて地域の実情に即した「小さな拠点」を設置し、日常生活サービスの補助や福祉・コミュニティの拠点としての機能の充実を図ります。

（2）地域圏の形成

「都市拠点」「地域拠点」を核として、公共交通ネットワークでつながるまとまりを「地域圏」と設定し、地域圏内（開発団地・既存集落）の住民が将来にわたって拠点の都市機能を利用できるよう、公共交通サービスを維持・発展させます。また、それぞれの地域圏で不足する機能やサービスなどは、地域圏同士で相互に連携しながら確保・維持します。

さらに、居住地域から離れたところに産業集積を図る「活力創造ゾーン」を設定し、企業誘致の推進や雇用の創出により人口減少の抑制を図ります。

（3）ネットワークの形成

「拠点」と市民生活が営まれるそれぞれの生活圏を含む「地域圏」、「地域圏同士」「市外との広域連携」など、道路や公共交通などの交通基盤、人的資源や地域のつながりを含めた、人、モノ、情報の交流が行われるネットワークを形成し、それぞれが有機的に連携・補完することで、質の高い暮らしを創出します。

至大阪狭山市

千代田駅地域圏

至富田林市

至堺市

活力創造ゾーン

消防・防災拠点

河内長野駅地域圏

都市環状(国道310号)

地域拠点

都市拠点

行政拠点

歴史軸

至大阪狭山市

地域拠点

丘の生活拠点

三日市町駅地域圏

都市環状・広域農道(ふるさと農道)

至和泉市

至千早赤阪村

至奈良県五條市

至和歌山県橋本市

南北広域交通軸(国道371号)

東西広域交通軸(大阪外環状線)

まちのエリア

里のエリア

森のエリア

拠点

活力創造ゾーン

歩いて暮らせるゾーン

鉄道交通軸

広域都市交通軸

構想軸

歴史軸

地域圏

2. 土地利用の方針

(1)「まち」の土地利用

① 拠点

- ◇鉄道・バス交通、商業施設等の都市機能が集積する河内長野駅周辺を都市拠点、行政サービスが集積する市役所周辺を行政拠点と位置づけます。
- ◇千代田駅周辺、三日月町駅周辺は、それぞれの地域特性に合わせ、商業や日常生活サービス機能等を集約していく地域拠点とします。
- ◇南花台の中心地は、幹線沿道も含めた商業集積を活かし、周辺地域の生活を支える「丘の生活拠点」と位置づけ、多世代が住み慣れた場所で安心して住み続けられるまち（スマートエイジング・シティ⁶²）の形成に取り組みます。

② 住環境

- ◇拠点周辺市街地では、教育・医療・福祉施設や住宅など様々な機能の立地誘導を推進するとともに、若者から高齢者まで、駅から歩いて暮らせるまちをめざします。
- ◇住宅を基本としながら商工業も点在する既存住宅地では、良好な住環境を確保します。
- ◇郊外部の丘陵地の住宅地は良好な住環境の保全に努めるとともに、地域の魅力向上に向け、空き家・空き地などの活用や、貸庭・貸農園・出張販売ステーションなどの土地の有効利用を検討し、地域コミュニティの維持・再生を図ります。
- ◇本市の財産である自然資源の「緑」をより特徴づけ、まちの品格を高める要素となっている傾斜地における緑地は、グリーンベルト⁶³として保全に努めます。
- ◇郷土への愛着心の醸成や地域コミュニティの活性化、交流人口増加を図るため、旧高野街道などの歴史文化資源を活用するとともに、景観保全のルール作りや地区計画⁶⁴の策定も含め、まち並みの保全等について取り組みを進めます。

③ 産業

- ◇現に工場地と住宅地が混在する工業地を住工共生地として設定し、操業環境と住環境の共生を図る地域や操業環境を守る地域に分類し、計画的な環境整備を推進します。
- ◇工業団地などは、産業集積地に設定し、工場等が集まる機能的な操業環境の維持を図ります。

⁶² スマートエイジング・シティ：「大阪府市医療戦略会議提言」で示されたコンセプト。住民が住み慣れた地域で安心して快適に住み続けられ、多様な世代の新たな住民を惹きつける、超高齢社会における課題解決型の活気あるまち。モデル事業の一つとして、本市の南花台が選定された。

⁶³ グリーンベルト：段丘崖に形成された帯状の緑と、新住宅市街地の背景となる斜面地の連続した緑。緑の少ない市街地部にあっては身近な緑として、丘陵部の新住宅市街地にあっては背景緑地として機能している。

⁶⁴ 地区計画：住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画で、都市計画法に定められている。

(2)「里」の土地利用

① 拠点

- ◇奥河内ビジターセンターや地産地消レストラン、農産物直売所をはじめ、地域活性・交流施設が集積する地区を地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）に位置づけ、広域的な交流を推進する拠点とします。
- ◇消防本部・消防署が立地する地区を、消防・防災拠点と位置づけ、大阪河内長野線・堺アクセス道路の整備と合わせ広域的な防災の役割を担う拠点とします。

② 住環境

- ◇5つの谷筋に点在する集落地では、良好な住環境の保全や自然や歴史などの特性を活かしたまちづくりに努めるとともに、集落の活力維持・向上を図り、地域の生活環境を向上します。
- ◇ふるさと景観を有する里山は、生物多様性⁶⁵の確保、良好な景観形成、市民のレクリエーションなど、多面的な機能の保全・活用を推進します。
- ◇本市の財産である自然資源の「緑」をより特徴づけ、まちの品格を高める要素となっている傾斜地における緑地は、グリーンベルトとして保全に努めます（再掲）。

③ 産業

- ◇農業地域では、食料などの安定供給、良好な景観形成、市民のレクリエーションなど多面的な機能を有する貴重な農地の保全・活用を推進します。
- ◇ふるさと農道などの沿道では、地権者や営農者の意向や暮らしに配慮しつつ、市全体の活性化、農林業の振興に資する施設の立地などについて検討を進めます。
- ◇活力創造ゾーンでは、本市の活性化に寄与する産業・ものづくりの拠点として、農地保全、営農環境の保全に十分配慮しつつ、有効な土地利用を推進します。
- ◇社会情勢や地域のまちづくりの機運の高まりに伴い開発の可能性が高い地域は、周辺地域の環境に配慮した産業施設・地域活性化施設の立地誘導を推進します。

(3)「森」の土地利用

- ◇本市の約7割を占める森林については、林業の生産の場、良好な景観の形成、レクリエーションや観光の場、保水など多様な公益的機能を有することから、保全・活用を推進します。
- ◇金剛生駒紀泉国定公園の一部となっている市域南部については自然公園地域として保全します。

65 生物多様性：遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

第3章 財政計画

第1節 本市の財政状況

人口減少、少子・高齢化が進行している本市においては、生産年齢人口の減少等により自主財源の大半を占める市税収入の減少が予測される一方、高齢者の医療・介護にかかる社会保障関係経費の増大が懸念されます。また、今後、人口増加期に整備を行った公共施設等の更新にかかる経費の増大も財政を圧迫する要因となります。

現在、本市では行政経営改革プランに基づき、安定した財政運営に取り組んでいますが、市債の現在高は減少傾向にあるものの、経常収支比率は依然として高く、非常に硬直した状況となっています。また、財政調整基金については、必要に応じて取り崩しを行っていますが、今後さらなる厳しい財政状況が予測される中で、可能な限り基金に頼らない財政運営が求められています。

このような厳しい状況を改善していくためには、今後の財政収支を踏まえ、選択と集中による効果的・効率的な財政運営がより一層必要となっています。

第2節 今後の財政運営の考え方

財政計画に定める財政収支の見通しについては、歳入は定住人口の想定を考慮した上で一定の推計を行っていますが、歳出は社会経済動向や国・府の方針、新型コロナウイルス感染症の影響など、予測が困難な要因が大きいことから、収支の均衡という前提に立ち、歳入の範囲内で歳出予算を組むことを財政運営の基本とします。

今後、人口減少や高齢化により、市税の減少などの歳入の減少が予測される中で、社会保障関係経費の増加や、公共建築物やインフラ施設の維持管理・更新などの課題に対応するとともに、新たな課題への対応や本市の発展に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

そのため、歳入面では、定住・転入の促進や産業振興等により市税の増加を図るなど、さらなる財源の確保に努めるとともに、歳出面では、効果的・効率的な行政運営を推進し、行政評価を活用した事業の見直しや、施策の選択と集中を図ることにより、総合計画を着実に実行していくこととします。

第4章

分野別計画

施策No.

第1節	分野別計画の趣旨と概要	42
第2節	分野別計画の体系	43
第3節	分野別計画について	44
1	危機管理・防災対策の推進	46
2	消防・救急・救助体制の強化	48
3	防犯対策の推進	50
4	交通安全対策の推進	52
5	消費生活の安定と向上	54
6	地域福祉の推進	56
7	高齢者福祉の充実	58
8	障がい者福祉の充実	60
9	社会保障制度の適正な運営	62
10	健康づくりの推進と医療体制の充実	64
11	児童福祉の推進	66
12	子育て支援の充実	68
13	学校教育の充実	70
14	青少年の健全育成の推進	72
15	生涯学習の推進	74
16	歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興	76
17	生涯スポーツ活動の振興	78
18	人権と平和の尊重	80
19	男女共同参画の推進	82
20	多文化共生と国際交流の推進	84
21	自然環境の保全・活用	86
22	循環型社会の構築	88
23	快適な生活環境の確保	90
24	魅力的な景観の形成	92
25	市街地整備の推進	94
26	住宅環境の充実	96
27	公園・緑地の整備	98
28	道路基盤の整備	100
29	公共交通の充実	102
30	上下水道の整備	104
31	商工業の振興	106
32	農林業の振興	108
33	観光の振興	110
34	雇用の確保と就労・労働環境の充実	112
35	都市ブランドの構築と魅力発信	114
36	協働の推進と地域コミュニティの活性化	116
37	効果的・効率的な行政運営の推進	118
38	健全な財政運営の推進	120

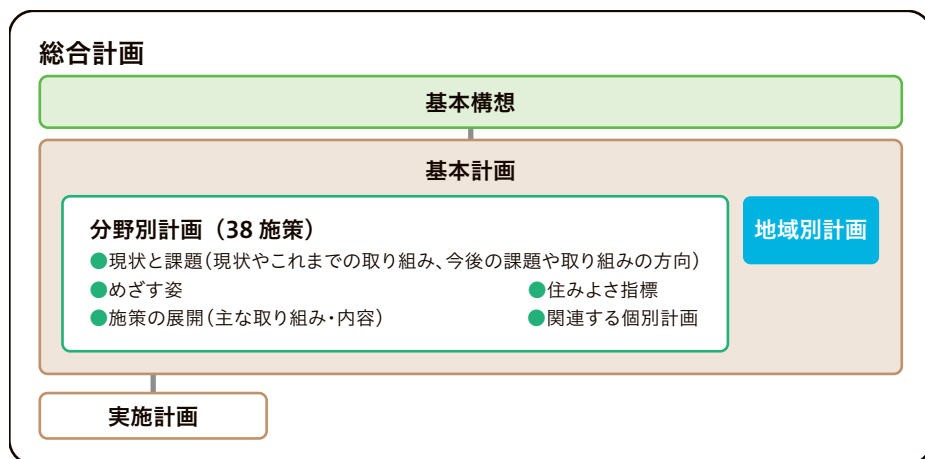
第4章 分野別計画

第1節 分野別計画の趣旨と概要

1. 分野別計画の趣旨と内容

分野別計画は、基本構想に示した「まちづくりの方向」と「まちづくりを支える政策」に基づき、基本理念や将来都市像などを実現するため、まちづくりの分野ごとに施策、主な取り組みの体系を示し、本市のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

それぞれの施策については、現状と課題を踏まえ、めざす姿と住みよさ指標を設定するとともに、その達成に向けた効果的な施策の展開などを示します。



2. 分野別計画の期間

分野別計画は、施策ごとの方向性を明らかにするとともに、施策の展開については令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの後期5年間を対象とします。

3. 地域別計画との関係

分野別計画では、まちづくりの分野ごとに「めざす姿」を設定し、その実現に向けて行政が主体となって取り組む施策や主な取り組みなどについてまとめています。

一方、地域別計画は、地域のめざす将来像に向けて、市民が主体的に取り組むものや市民と行政の協働による取り組みをまとめています。また、地域別計画には「地域づくりを支える主な施策」として、分野別計画に示している関連施策をまとめており、地域別計画との連携・調整を図りながら、地域特性に合った効果的なまちづくりを進めていきます。

第2節 分野別計画の体系

1. まちづくりの方向

■基本目標1 「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち

分野別政策1 安心を築く危機管理・安全対策の推進

施策No.1 危機管理・防災対策の推進 施策No.2 消防・救急・救助体制の強化
 施策No.3 防犯対策の推進 施策No.4 交通安全対策の推進 施策No.5 消費生活の安定と向上

分野別政策2 みんなで共に支えあう福祉の充実と仕組みづくり

施策No.6 地域福祉の推進 施策No.7 高齢者福祉の充実 施策No.8 障がい者福祉の充実
 施策No.9 社会保障制度の適正な運営

分野別政策3 誰もが元気で暮らせる健康づくり

施策No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実

■基本目標2 「育み・学び・思いやり」の質の高いまち

分野別政策4 子どもが健やかに育つ環境の整備

施策No.11 児童福祉の推進 施策No.12 子育て支援の充実

分野別政策5 ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進

施策No.13 学校教育の充実 施策No.14 青少年の健全育成の推進

分野別政策6 生涯にわたる多様な学びの推進

施策No.15 生涯学習の推進 施策No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興
 施策No.17 生涯スポーツ活動の振興

分野別政策7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進

施策No.18 人権と平和の尊重 施策No.19 男女共同参画の推進
 施策No.20 多文化共生と国際交流の推進

■基本目標3 「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち

分野別政策8 豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり

施策No.21 自然環境の保全・活用 施策No.22 循環型社会の構築
 施策No.23 快適な生活環境の確保 施策No.24 魅力的な景観の形成

分野別政策9 地域経済活力や生活利便性を高める都市基盤づくりとマネジメント

施策No.25 市街地整備の推進 施策No.26 住宅環境の充実 施策No.27 公園・緑地の整備
 施策No.28 道路基盤の整備 施策No.29 公共交通の充実 施策No.30 上下水道の整備

分野別政策10 にぎわいと活力を創造する地域産業の振興

施策No.31 商工業の振興 施策No.32 農林業の振興 施策No.33 観光の振興
 施策No.34 雇用の確保と就労・労働環境の充実

包括的政策 都市魅力の創造と効果的な発信

施策No.35 都市ブランドの構築と魅力発信

2. まちづくりを支える政策

基本政策1 協働によるまちづくり

施策No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化

基本政策2 「選択と集中」による行政運営の推進

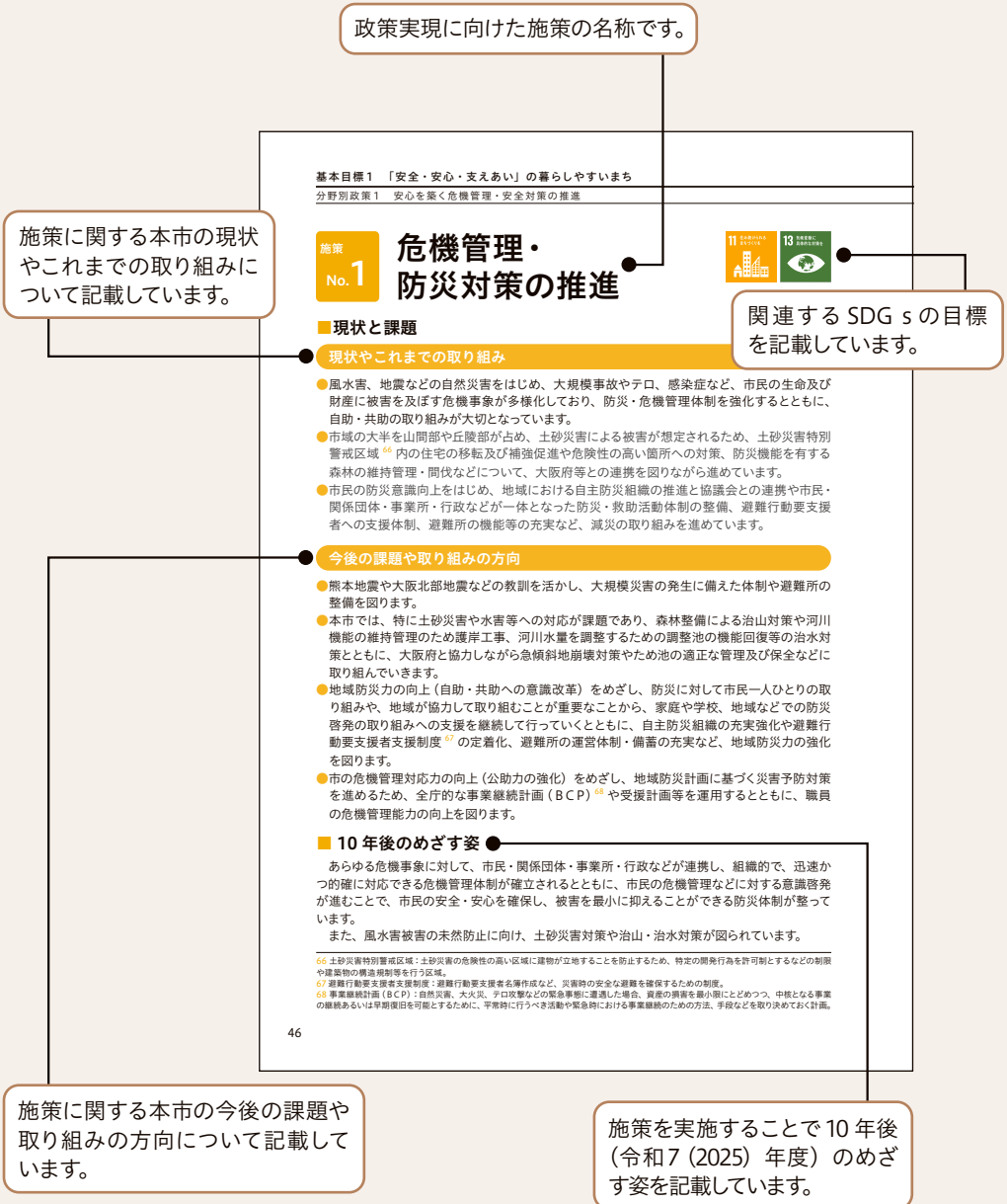
施策No.37 効果的・効率的な行政運営の推進

基本政策3 安定した財政基盤の確立

施策No.38 健全な財政運営の推進

第3節 分野別計画について

※分野別計画の見方について



施策の目標を指標化しています。基準値は、前期基本計画作成時点の数値を記載しています。目標値は計画の最終年次である令和7(2025)年度末時点の数値としています。

後期基本計画 第4章 分野別計画

●住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
自主防災組織化率	61.3%	80%	68.9%	100%
地域防災活動参加者数	5,725 人	6,700 人	3,885 人	4,000 人
(参考)「防災」に関する市民満足度	19.2%	30.0%	18.1%	40.0%

●施策の展開

No.	主な取り組み	担当課
1	防災意識の普及・啓発	危機管理課
	内 充・地域主体の防災訓練支援の強化	
	内 継・地域防災計画の見直し	
	内 継・防災ガイドマップや地域版ハザードマップ作成	
2	防災組織の強化	危機管理課 全課
	内 充・自主防災組織の育成及び充実・強化	
	内 充・避難所運営体制の充実と周知促進	
	内 充・避難所運営マニュアルの作成支援	
	内 充・情報伝達手段の多量化・多様化の促進	
	内 継・災害時相互応援協定を締結している市との連携強化	
3	災害応急対策の充実	危機管理課 全課
	内 充・災害時備蓄物資計画に基づく食糧品、備品等の充実	
	内 継・全庁的な事業継続計画(BCP)に基づく取り組みの推進	
	内 継・避難行動要支援者の把握と適切な支援体制の構築	
4	土砂災害、河川災害対策の推進	公園河川課 農林課
	内 継・急傾斜対策施設及び砂防施設の整備	
	内 継・森林、河川の整備・管理による治山・治水対策の推進	
	内 充・調整池の機能回復、排水路の改良、排水機能の向上	
5	危機管理対策の推進	危機管理課 健康推進課
	内 継・職員の危機管理能力の向上のための研修及び訓練の実施	
	内 継・広報等による危機管理意識の周知啓発	
	内 充・市民・関係団体・事業者・関係機関との情報共有及び情報提供体制の充実	
	内 継・国民保護計画及び国民保護措置実施マニュアルの見直し	
	内 充・避難勧告等判断伝達マニュアル等(備蓄、感染症対策含む)の運用	
	内 継・感染症予防に向けた周知啓発及び医師会等との連携強化	
	内 継・生活安全対策の推進	

●関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市国民保護計画	H28(改訂)～
河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画	H26～
河内長野市地域防災計画	R3～

69 マンホールトイレ：マンホールの上に簡易な便座やトイレを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

47

施策実現に向けて、後期5年間で取り組む主な取り組み内容や、主な担当課を記載しています。なお、取り組み内容については、新(新規)、充(充実)、継(継続)に区分しています。

施策に関連する個別計画について、計画名と計画期間を記載しています。

第4章

分野別計画

施策No.

第1節	分野別計画の趣旨と概要	42
第2節	分野別計画の体系	43
第3節	分野別計画について	44
1	危機管理・防災対策の推進	46
2	消防・救急・救助体制の強化	48
3	防犯対策の推進	50
4	交通安全対策の推進	52
5	消費生活の安定と向上	54
6	地域福祉の推進	56
7	高齢者福祉の充実	58
8	障がい者福祉の充実	60
9	社会保障制度の適正な運営	62
10	健康づくりの推進と医療体制の充実	64
11	児童福祉の推進	66
12	子育て支援の充実	68
13	学校教育の充実	70
14	青少年の健全育成の推進	72
15	生涯学習の推進	74
16	歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興	76
17	生涯スポーツ活動の振興	78
18	人権と平和の尊重	80
19	男女共同参画の推進	82
20	多文化共生と国際交流の推進	84
21	自然環境の保全・活用	86
22	循環型社会の構築	88
23	快適な生活環境の確保	90
24	魅力的な景観の形成	92
25	市街地整備の推進	94
26	住宅環境の充実	96
27	公園・緑地の整備	98
28	道路基盤の整備	100
29	公共交通の充実	102
30	上下水道の整備	104
31	商工業の振興	106
32	農林業の振興	108
33	観光の振興	110
34	雇用の確保と就労・労働環境の充実	112
35	都市ブランドの構築と魅力発信	114
36	協働の推進と地域コミュニティの活性化	116
37	効果的・効率的な行政運営の推進	118
38	健全な財政運営の推進	120

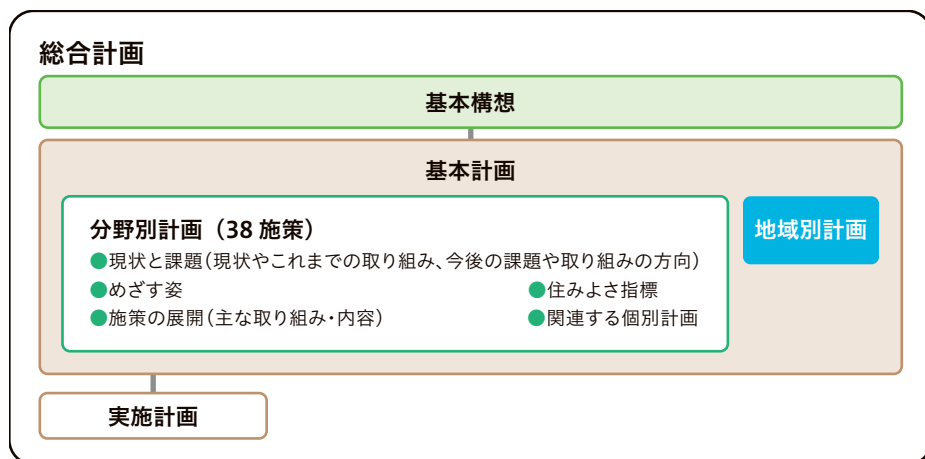
第4章 分野別計画

第1節 分野別計画の趣旨と概要

1. 分野別計画の趣旨と内容

分野別計画は、基本構想に示した「まちづくりの方向」と「まちづくりを支える政策」に基づき、基本理念や将来都市像などを実現するため、まちづくりの分野ごとに施策、主な取り組みの体系を示し、本市のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

それぞれの施策については、現状と課題を踏まえ、めざす姿と住みよさ指標を設定するとともに、その達成に向けた効果的な施策の展開などを示します。



2. 分野別計画の期間

分野別計画は、施策ごとの方向性を明らかにするとともに、施策の展開については令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの後期5年間を対象とします。

3. 地域別計画との関係

分野別計画では、まちづくりの分野ごとに「めざす姿」を設定し、その実現に向けて行政が主体となって取り組む施策や主な取り組みなどについてまとめています。

一方、地域別計画は、地域のめざす将来像に向けて、市民が主体的に取り組むものや市民と行政の協働による取り組みをまとめています。また、地域別計画には「地域づくりを支える主な施策」として、分野別計画に示している関連施策をまとめており、地域別計画との連携・調整を図りながら、地域特性に合った効果的なまちづくりを進めていきます。

第2節 分野別計画の体系

1. まちづくりの方向

■基本目標1 「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち

分野別政策1 安心を築く危機管理・安全対策の推進

施策No.1 危機管理・防災対策の推進 施策No.2 消防・救急・救助体制の強化
 施策No.3 防犯対策の推進 施策No.4 交通安全対策の推進 施策No.5 消費生活の安定と向上

分野別政策2 みんなで共に支えあう福祉の充実と仕組みづくり

施策No.6 地域福祉の推進 施策No.7 高齢者福祉の充実 施策No.8 障がい者福祉の充実
 施策No.9 社会保障制度の適正な運営

分野別政策3 誰もが元気で暮らせる健康づくり

施策No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実

■基本目標2 「育み・学び・思いやり」の質の高いまち

分野別政策4 子どもが健やかに育つ環境の整備

施策No.11 児童福祉の推進 施策No.12 子育て支援の充実

分野別政策5 ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進

施策No.13 学校教育の充実 施策No.14 青少年の健全育成の推進

分野別政策6 生涯にわたる多様な学びの推進

施策No.15 生涯学習の推進 施策No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興
 施策No.17 生涯スポーツ活動の振興

分野別政策7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進

施策No.18 人権と平和の尊重 施策No.19 男女共同参画の推進
 施策No.20 多文化共生と国際交流の推進

■基本目標3 「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち

分野別政策8 豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり

施策No.21 自然環境の保全・活用 施策No.22 循環型社会の構築
 施策No.23 快適な生活環境の確保 施策No.24 魅力的な景観の形成

分野別政策9 地域経済活力や生活利便性を高める都市基盤づくりとマネジメント

施策No.25 市街地整備の推進 施策No.26 住宅環境の充実 施策No.27 公園・緑地の整備
 施策No.28 道路基盤の整備 施策No.29 公共交通の充実 施策No.30 上下水道の整備

分野別政策10 にぎわいと活力を創造する地域産業の振興

施策No.31 商工業の振興 施策No.32 農林業の振興 施策No.33 観光の振興
 施策No.34 雇用の確保と就労・労働環境の充実

包括的政策 都市魅力の創造と効果的な発信

施策No.35 都市ブランドの構築と魅力発信

2. まちづくりを支える政策

基本政策1 協働によるまちづくり

施策No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化

基本政策2 「選択と集中」による行政運営の推進

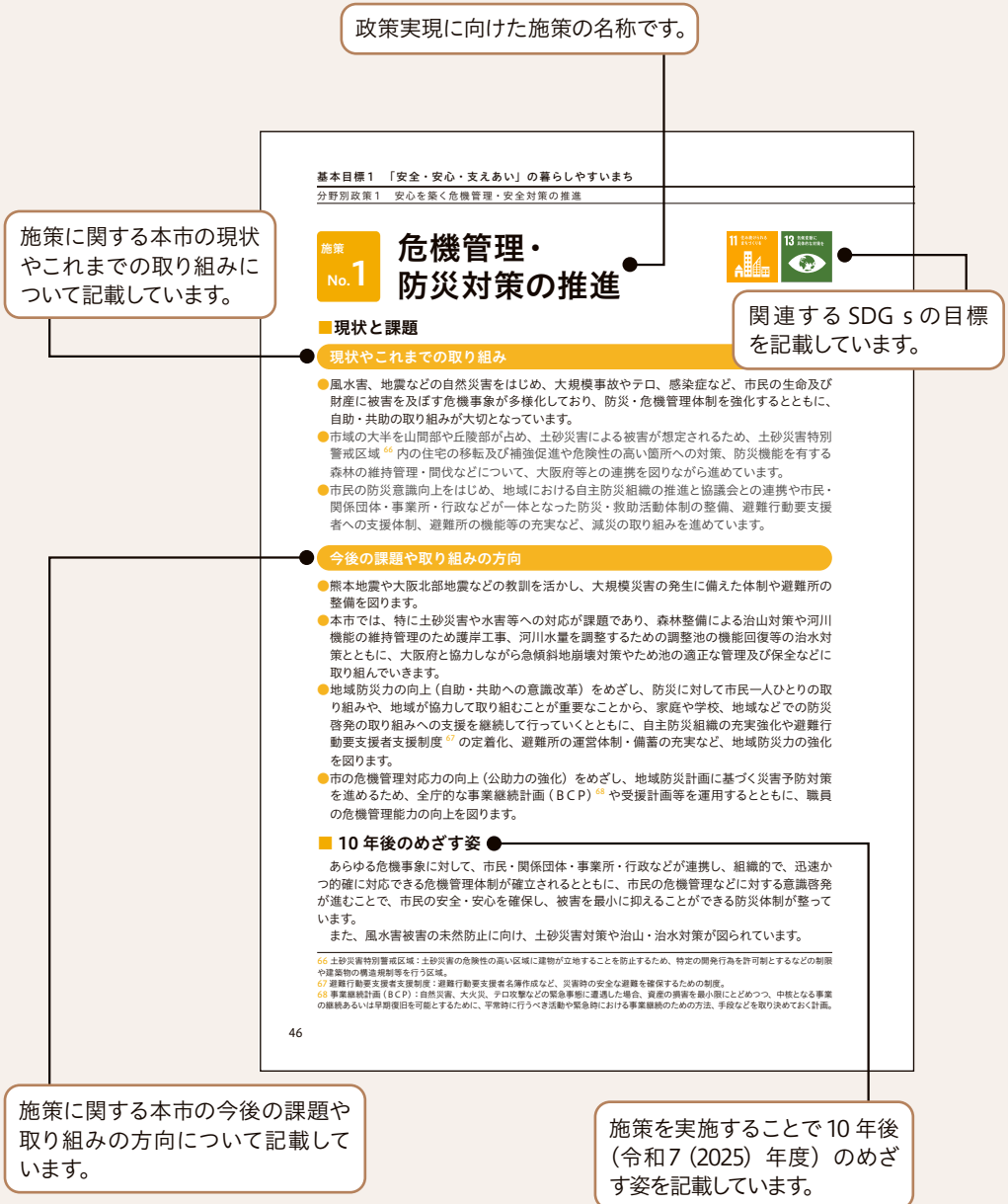
施策No.37 効果的・効率的な行政運営の推進

基本政策3 安定した財政基盤の確立

施策No.38 健全な財政運営の推進

第3節 分野別計画について

※分野別計画の見方について



施策の目標を指標化しています。基準値は、前期基本計画作成時点の数値を記載しています。目標値は計画の最終年次である令和7(2025)年度末時点の数値としています。

後期基本計画 第4章 分野別計画

●住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
自主防災組織化率	61.3%	80%	68.9%	100%
地域防災活動参加者数	5,725 人	6,700 人	3,885 人	4,000 人
(参考)「防災」に関する市民満足度	19.2%	30.0%	18.1%	40.0%

●施策の展開

No.	主な取り組み	担当課
1	防災意識の普及・啓発	危機管理課
	内 充・地域主体の防災訓練支援の強化	
	内 継・地域防災計画の見直し	
	内 継・防災ガイドマップや地域版ハザードマップ作成	
2	防災組織の強化	危機管理課 全課
	内 充・自主防災組織の育成及び充実・強化	
	内 充・避難所運営体制の充実と周知促進	
	内 充・避難所運営マニュアルの作成支援	
	内 充・情報伝達手段の多量化・多様化の促進	
	内 継・災害時相互応援協定を締結している市との連携強化	
3	災害応急対策の充実	危機管理課 全課
	内 充・災害時備蓄物資計画に基づく食糧品、備品等の充実	
	内 継・全庁的な事業継続計画(BCP)に基づく取り組みの推進	
	内 継・避難行動要支援者の把握と適切な支援体制の構築	
4	土砂災害、河川災害対策の推進	公園河川課 農林課
	内 継・急傾斜対策施設及び砂防施設の整備	
	内 継・森林、河川の整備・管理による治山・治水対策の推進	
	内 充・調整池の機能回復、排水路の改良、排水機能の向上	
5	危機管理対策の推進	危機管理課 健康推進課
	内 継・職員の危機管理能力の向上のための研修及び訓練の実施	
	内 継・広報等による危機管理意識の周知啓発	
	内 充・市民・関係団体・事業者・関係機関との情報共有及び情報提供体制の充実	
	内 継・国民保護計画及び国民保護措置実施マニュアルの見直し	
	内 充・避難勧告等判断伝達マニュアル等(備蓄、感染症対策含む)の運用	
	内 継・感染症予防に向けた周知啓発及び医師会等との連携強化	
	内 継・生活安全対策の推進	

●関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市国民保護計画	H28(改訂)～
河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画	H26～
河内長野市地域防災計画	R3～

69 マンホールトイレ：マンホールの上に簡易な便座やトイレを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

47

施策実現に向けて、後期5年間で取り組む主な取り組み内容や、主な担当課を記載しています。なお、取り組み内容については、新(新規)、充(充実)、継(継続)に区分しています。

施策に関連する個別計画について、計画名と計画期間を記載しています。

施策

No. 1

危機管理・ 防災対策の推進



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 風水害、地震などの自然災害をはじめ、大規模事故やテロ、感染症など、市民の生命及び財産に被害を及ぼす危機事象が多様化しており、防災・危機管理体制を強化するとともに、自助・共助の取り組みが大切となっています。
- 市域の大半を山間部や丘陵部が占め、土砂災害による被害が想定されるため、土砂災害特別警戒区域⁶⁶内の住宅の移転及び補強促進や危険性の高い箇所への対策、防災機能を有する森林の維持管理・間伐などについて、大阪府等との連携を図りながら進めています。
- 市民の防災意識向上をはじめ、地域における自主防災組織の推進と協議会との連携や市民・関係団体・事業所・行政などが一体となった防災・救助活動体制の整備、避難行動要支援者への支援体制、避難所の機能等の充実など、減災の取り組みを進めています。

今後の課題や取り組みの方向

- 熊本地震や大阪北部地震などの教訓を活かし、大規模災害の発生に備えた体制や避難所の整備を図ります。
- 本市では、特に土砂災害や水害等への対応が課題であり、森林整備による治山対策や河川機能の維持管理のため護岸工事、河川水量を調整するための調整池の機能回復等の治水対策とともに、大阪府と協力しながら急傾斜地崩壊対策やため池の適正な管理及び保全などに取り組んでいきます。
- 地域防災力の向上（自助・共助への意識改革）をめざし、防災に対して市民一人ひとりの取り組みや、地域が協力して取り組むことが重要なことから、家庭や学校、地域などでの防災啓発の取り組みへの支援を継続して行っていくとともに、自主防災組織の充実強化や避難行動要支援者支援制度⁶⁷の定着化、避難所の運営体制・備蓄の充実など、地域防災力の強化を図ります。
- 市の危機管理対応力の向上（公助力の強化）をめざし、地域防災計画に基づく災害予防対策を進めるため、全庁的な事業継続計画（BCP）⁶⁸や受援計画等を運用するとともに、職員の危機管理能力の向上を図ります。

■10年後のめざす姿

あらゆる危機事象に対して、市民・関係団体・事業所・行政などが連携し、組織的で、迅速かつ確に対応できる危機管理体制が確立されるとともに、市民の危機管理などに対する意識啓発が進むことで、市民の安全・安心を確保し、被害を最小に抑えることができる防災体制が整っています。

また、風水害被害の未然防止に向け、土砂災害対策や治山・治水対策が図られています。

⁶⁶ 土砂災害特別警戒区域：土砂災害の危険性の高い区域に建物が立地することを防止するため、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

⁶⁷ 避難行動要支援者支援制度：避難行動要支援者名簿作成など、災害時の安全な避難を確保するための制度。

⁶⁸ 事業継続計画（BCP）：自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合、資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
自主防災組織化率	61.3%	80%	68.9%	100%
地域防災活動参加者数	5,725 人	6,700 人	3,885 人	4,000 人
(参考)「防災」に関する市民満足度	19.2%	30.0%	18.1%	40.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	防災意識の普及・啓発		危機管理課
	内 容	充 ・ 地域主体の防災訓練支援の強化	
	内 容	継 ・ 地域防災計画の見直し	
	内 容	継 ・ 防災ガイドマップや地域版ハザードマップ作成	
2	防災組織の強化		危機管理課 全課
	内 容	充 ・ 自主防災組織の育成及び充実・強化	
	内 容	充 ・ 避難所運営体制の充実と周知促進	
	内 容	充 ・ 避難所運営マニュアルの作成支援	
	内 容	充 ・ 情報伝達手段の多重化・多様化の促進	
	内 容	継 ・ 災害時相互応援協定を締結している市との連携強化	
3	災害応急対策の充実		危機管理課 全課
	内 容	充 ・ 災害時備蓄物資計画に基づく食糧品、備品等の充実	
	内 容	継 ・ 全庁的な事業継続計画（BCP）に基づく取り組みの推進	
	内 容	継 ・ 避難行動要支援者の把握と適切な支援体制の構築	
	内 容	継 ・ マンホールトイレ ⁶⁹ の整備	
4	土砂災害、河川災害対策の推進		公園河川課 農林課
	内 容	継 ・ 急傾斜対策施設及び砂防施設の整備	
	内 容	継 ・ 森林、河川の整備・管理による治山・治水対策の推進	
	内 容	充 ・ 調整池の機能回復、排水路の改良、排水機能の向上	
5	危機管理対策の推進		危機管理課 健康推進課
	内 容	継 ・ 職員の危機管理能力の向上のための研修及び訓練の実施	
	内 容	継 ・ 広報等による危機管理意識の周知啓発	
	内 容	充 ・ 市民・関係団体・事業者・関係機関との情報共有及び情報提供体制の充実	
	内 容	継 ・ 国民保護計画及び国民保護措置実施マニュアルの見直し	
	内 容	充 ・ 避難勧告等判断伝達マニュアル等（備蓄、感染症対策含む）の運用	
	内 容	継 ・ 感染症予防に向けた周知啓発及び医師会等との連携強化	
	継 ・ 生活安全対策の推進		

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市国民保護計画	H28 ～
河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画	H26 ～
河内長野市地域防災計画	R3 ～

69 マンホールトイレ：マンホール上に簡易な便座やパネルを設け、災害時にトイレ機能を確保するもの。

施策

No.2

消防・救急・ 救助体制の強化



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 近年、地震をはじめ台風や局地的な集中豪雨による大規模な自然災害のほか、雑居ビルなどでの火災など、災害や火災が大規模化、多様化しており、建物の複雑化・高層化や、高齢化による救急出動件数の増加などに対応するため、消防・防災拠点を整備するとともに、高機能消防指令センターの更新・整備などによる消防情報通信体制の強化や消防職員の技能向上を図っています。
- 住宅火災による被害及び死傷者低減のため、住宅用火災警報器の普及など火災予防の啓発活動や、地域防災の要となる消防団員に対する訓練の充実化並びに施設・設備の整備を計画的に実施し、地域の総合的な防災力向上を図っています。

今後の課題や取り組みの方向

- 災害や火災などに迅速かつ的確に対応できるよう、市民・関係団体・事業者・関係機関との連携強化を図るとともに、消防職員の資質向上や施設、設備等の機能充実など、消防・救急・救助体制の整備を進めます。
- 住宅用火災警報器の設置促進などの各種住宅防火対策や市民の防火防災意識の高揚を図るとともに、違反対象物公表制度⁷⁰の施行による意識啓発や防火対象物や危険物施設の立入検査体制の充実・強化を図ります。
- 消防広域化の進捗を見据えながら状況に応じた消防力の強化に取り組むとともに、消防団を核とした地域防災力の向上を図るため、消防団員の加入促進や装備・教育訓練を充実・強化します。
- 高齢化や市民意識の変化等による救急需要の増加に対応するため、救急・救助体制の充実・強化を図ります。
- 急病患者等の発生時に市民の誰もが応急処置ができるよう、救命知識や技術の普及を図ります。

■10年後のめざす姿

大規模災害への対応も含め、市内全域で消火・救急・救助事案に速やかに対応できる体制が整備されるとともに、市民の防火意識向上や応急処置などの知識や技術が普及し、市民が安心して暮らしています。

⁷⁰ 違反対象物公表制度：不特定多数が入り出る建物等の重大な消防法令違反に関する情報を公表する制度。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
出火率 (人口1万人当たりの出火件数)	2.88 件/万人	2.00 件/万人	1.43 件/万人	0.00 件/万人
住宅用火災警報器設置率	82.0%	92.0%	86.7%	100%
救命講習等の延べ受講者数	23,500 人	38,500 人	39,047 人	53,500 人
(参考)「消防・救急」に関する市民満足度	28.6%	33.6%	27.2%	38.6%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	消防体制の強化	消防本部
		継・消防職員の資質向上	
		充・消防団の人員確保・体制の充実	
		充・消防団との連携強化	
2	内 容	消防施設・設備の適切な運用	消防本部
		継・消防通信指令システムの適切な運用	
		充・消防車両の更新・充実、消防資器材の整備及び充実・強化	
		継・消火栓や防火水槽など消防水利の確保	
3	内 容	火災予防対策の推進	消防本部
		継・住宅用火災警報器の設置促進	
		継・市民、事業所などの防火意識の高揚に向けた啓発	
		充・防火対象物及び危険物施設等への立入検査の強化	
4	内 容	救急・救助体制の推進	消防本部
		充・救急需要の増加への対応強化	
		充・救急救命士等の計画的な養成と救急・救助資機材の充実強化	
		継・応急手当の普及啓発による救命率の向上	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市地域防災計画	R3 ～

施策

No.3

防犯対策の推進



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 子どもや高齢者等を狙った犯罪が社会問題化し犯罪のない地域社会づくりへの取り組みが求められている中で、本市では、警察や防犯協議会など生活安全に関係する団体と連携して、防犯に関する啓発や地域の防犯活動の支援を行うことで、犯罪発生率が低いまちを維持しています。
- 夜間の犯罪防止のため、防犯灯を整備するとともに、自治会等が管理する防犯灯への維持管理経費の一部補助やLED化などの取り組みを進めています。
- 自主防犯活動推進事業への助成や自治会による防犯カメラ設置への補助、安全・安心パトロール、防犯声かけ運動などによる地域における防犯意識の向上を図っています。

今後の課題や取り組みの方向

- 地域社会の連帯感の希薄化による地域の犯罪防止機能の低下を防ぐため、防犯協議会との連携等を行い市民参加による地域防犯力の向上を図ることが必要です。
- 安心して暮らせる犯罪のない明るいまちづくりのため、市民一人ひとりの防犯に関する意識の高揚や知識の普及、地域の自主防犯活動の支援などを推進します。
- 大阪一犯罪の少ない都市をめざし、防犯カメラ設置台数の増加や特殊詐欺等への対策支援などによる防犯環境の整備などを進めるとともに、犯罪状況に応じた防犯への取り組みを進めます。

■10年後のめざす姿

市民の防犯意識や地域防犯力の向上と犯罪被害に遭わない、犯罪を起こさせない環境整備により、犯罪の発生や被害が減少し、大阪一犯罪が少ないまちとして、市民が安心して生活しています。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
刑法犯認知件数 ⁷¹	1,015 件	950 件	407 件	850 件
(参考)「防犯」に関する市民満足度	17.7%	19.7%	23.2%	21.7%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	防犯意識の普及・啓発		危機管理課
	内 容	充・警察、防犯協議会など関係機関との連携の推進	
		充・犯罪状況に応じた犯罪防止策の推進	
	継	継・地域の自主的な防犯活動の支援・促進	
2	防犯環境の整備促進		自治協働課 危機管理課
	内 容	継・防犯灯の設置促進	
		継・防犯灯の適正な維持管理・支援	
	充	充・防犯カメラの設置促進	



⁷¹ 刑法犯認知件数：警察において（被害の届け出や告訴などにより）発生を認めた刑法犯の件数のこと。なお、刑法犯とは、刑法に定められている罪を犯すことで、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他（住居侵入や器物損壊など）の6つに分類される。

施策

No.4

交通安全対策の推進



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 全国的に高齢者、幼児、児童・生徒などが交通事故に巻き込まれるケースが後を絶たず、飲酒運転や無免許運転、あおり運転などの悪質なケースや高齢運転者による事故も多発しています。
- 本市では交通事故発生件数が減少傾向にある一方、高齢者関連の事故が増加しており、免許証自主返納者数も増加しつつありますが、後期高齢者の免許保有者数は増加しています。
- 高齢者や障がい者、妊産婦など誰もが安全・快適に移動できるよう道路環境の整備を進め、歩道への点字ブロックの設置や段差解消等を実施しています。
- 歩行者や車両が安全・安心・快適に通行できるよう、交通安全施設（カーブミラー・ガードレール・道路照明灯・区画線等）の設置や交差点改良、放置自転車対策等を行っています。
- 交通事故防止のため、運転者講習会の実施や保育所（園）・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校、自治会などを対象にそれぞれに応じた内容で交通安全教育を実施しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 市民一人ひとりが交通安全意識を高め、正しい交通マナーを実践できるよう、関係機関等と連携しながら、地域ぐるみで交通安全運動や交通安全教室等の継続した取り組みを進めます。
- 超高齢化社会の中、高齢ドライバーによる事故が社会問題化しており、高齢者への交通安全意識の徹底を働きかけるとともに、高齢者が身体機能の状態などを確認し交通安全に役立てられる体験型の講習会を増やしていきます。
- 市民の安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の維持・更新などの整備を推進します。

■10年後のめざす姿

市民の交通安全への意識が高まり、交通ルールの遵守や交通マナーが向上するとともに、交通安全施設が整備されることにより、交通事故発生件数が減少し、交通事故のない安全・安心・快適に暮らせるまちとなっています。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
交通事故発生件数	411 件	391 件	323 件	260 件
(参考)「交通安全」に関する市民満足度	15.8%	18.3%	17.0%	20.8%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	交通安全意識の向上		都市計画課 道路課
	継	・警察や関係機関等との連携による交通安全意識の啓発	
	継	・保育所(園)・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校、自治会などを対象とした交通安全教育の実施	
	充	・高齢者に対する重点的な取り組みとして、運転免許証自主返納後の公共交通への円滑な乗り換えを支援	
	継	・地域主体の交通安全活動の取り組みへの支援	
	継	・放置自転車対策の実施	
2	交通安全環境の整備		道路課
	継	・交通安全施設(カーブミラー等)の整備及び維持・更新	
	継	・地域との連携による交通危険箇所等の把握	
	継	・歩道整備等の実施	
	継	・通学路の安全性の確保	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市移動円滑化道路特定事業計画	H15～



施策

No.5

消費生活の 安定と向上



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 消費者ニーズや商品、販売形態などが多様化している中で、悪質商法や詐欺、インターネットトラブルなど様々な問題から市民の消費生活を守るため、啓発物品・冊子の配布、出前講座の開催、広報紙、ホームページなどでの情報提供を通じて啓発を行っています。
- 本市では、消費生活の安定と向上を図るため、消費生活センターを拠点に、的確な情報提供を通じた啓発や、消費者相談事業、各種広報、講演会、セミナー、出前講座などに取り組んでいます。
- 持続可能な社会を築くため、環境や労働問題等の人権問題、社会、地域等の持続可能性に配慮した消費行動である「エシカル消費⁷²」を実践できる消費者市民社会が求められています。

今後の課題や取り組みの方向

- 市消費生活に関する相談体制は充実しつつありますが、相談件数は横ばいであり、消費者問題の多様化が進む中、自ら考え行動できる消費者が増え、消費生活に関するトラブルが減少しているとは言えない状況です。
- 市民が安心して消費生活を送れるよう、必要な知識や情報の提供など、多様な啓発事業の実施や学習機会の充実を図ります。
- 高齢者や子どもの被害の未然防止に向けた意識啓発、消費者教育を推進します。
- 消費生活相談体制を強化するとともに、消費者被害の救済につなげていくため、関係機関との連携体制の充実を図ります。

■ 10年後のめざす姿

消費者教育や啓発、情報提供が進み、自ら考え行動する消費者が増え、消費生活に関するトラブルが減少しているとともに、必要に応じて各種の専門的な相談を受けることができる体制が整っています。

⁷² エシカル消費：人や社会、環境への配慮という倫理的（エシカル）な消費行動。環境に配慮した商品などを購入すること。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
消費生活講座受講者数	1,391 人	1,500 人	488 人	1,600 人
(参考)「消費者行政」に関する市民満足度	7.7%	8.7%	6.8%	9.7%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	消費者意識の啓発及び知識の普及	自治協働課
		継・講演会・講座等による消費者意識の啓発	
		充・高齢者への取り組みの推進	
		新・小中高校生を対象とした消費者教育の推進	
		継・広報紙、ホームページ等、様々な機会を通じた情報の提供	
2	内 容	新・社会潮流にあった取り組みの推進	自治協働課
		消費生活相談の充実	
		継・消費生活センターにおける相談体制の強化	
		継・職員の相談対応力の向上	
		継・関連機関との連携体制の充実	



施策

No.6

地域福祉の推進



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 住み慣れた地域や家庭で、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、市民・関係団体・事業者・行政など、地域に関わる人が協働し、自分たちの住むまちを暮らしやすくする取り組みが求められています。
- 本市では、「地域共生社会」の理念を踏まえ、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを進めています。
- 全小学校区に福祉委員会を設置し、地域の特性に合わせた福祉活動を実施しているほか、中学校区単位で配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁷³や民生委員・児童委員などと連携した地域福祉ネットワークの充実を図っています。
- 社会福祉士や精神保健福祉士など専門性の高いCSWと各種専門機関等との連携を進め、支援を必要とする人への総合相談体制を整備しています。
- 地区（校区）福祉委員会や民生委員・児童委員をはじめとする多様な主体による、地域の「居場所づくり」や「生活支援活動」、「移動支援活動」などの支えあい活動が進展しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 地区福祉委員やCSWをはじめとした活動の担い手となる人材の育成を進めるとともに、地域における支えあいや助けあいの活動やボランティアなど自主的な取り組みを推進します。
- 個々の福祉サービスへのニーズの多様化に対応した相談・支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域から、校区、市域全体へと重層的に多様な主体が協力し、地域の様々な生活課題の解決や地域づくりに取り組むことで、地域共生社会の実現をめざします。

■10年後のめざす姿

少子・高齢化などにより、多様化する福祉ニーズに対応し、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、様々な主体が協力し、みんなで支えあうまちとなっています。

⁷³ コミュニティソーシャルワーカー：社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉専門資格を有し、地域において制度の狭間や複数の課題を抱えるなどの対応困難な事案の解決に取り組むために、個別支援や住民活動のコーディネートを行う援助者を指す。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
地域福祉活動への延べ参加者数	65,135 人	67,000 人	69,830 人	70,000 人
(参考)「地域の支えあい」に関する市民満足度	17.7%	21.0%	19.9%	25.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	地域福祉を推進する人材の育成	高齢福祉課
		継・ボランティア活動等への参加促進	
		継・民生委員・児童委員の活動支援	
		継・市民後見人の養成と活動支援	
2	内 容	地域における支えあいの仕組みづくり	高齢福祉課
		充・地域による支えあい・見守り支援活動の充実	
		充・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談体制の充実	
		充・CSWと介護・医療・福祉など関係機関との連携体制の充実	
3	内 容	地域福祉活動団体等への支援と連携強化	高齢福祉課
		継・社会福祉協議会等、地域福祉団体の支援体制の強化	
4	内 容	包括的支援体制の充実	高齢福祉課 生活福祉課 子ども子育て課 障がい福祉課
		充・各種相談事業の充実	
	新	多機関協働の仕組みづくり	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市第4次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画	R3～R7

施策

No.7

高齢者福祉の充実



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化が求められているとともに、地域社会を支える一員として高齢者の一層の社会参加が期待されています。
- 本市においては、老人クラブ・シルバー人材センター⁷⁴の活動を通じた生きがいづくり・社会参加の促進や、在宅医療・介護の連携推進事業・地域包括支援センター等を中心とした支援専門機関の機能強化、また、地域における健康づくり・介護予防への取り組みや認知症支援施策を進めています。

今後の課題や取り組みの方向

- 本市では、府内自治体と比較しても高齢化が急速に進行しており、特に後期高齢者の増加による介護や支援を必要とする人の増加が予測されます。
- 「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、各種施策・事業を実施し、介護保険事業の適正な運営を図るとともに、すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく人生の最期まで暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉をはじめ、地域や関係機関との連携による地域包括ケアシステムのさらなる深化に向けた取り組みを進めます。
- 「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の人や家族の視点を重視した認知症支援事業を推進し、認知症高齢者の支援体制の充実に努めます。
- 介護予防事業を推進し、健康づくりを支援するとともに、高齢者が生きがいを感じながら健やかな高齢期を過ごし、知識や経験などを活かして地域での就労や地域活動などに積極的に参加できるよう支援します。

■10年後のめざす姿

高齢者が心身ともに健康でいきいきと暮らすことができる環境づくりが進み、地域の一員として活躍し、健康寿命が延伸するとともに、認知症や介護が必要な状況になっても住み慣れた地域で安心して生活ができています。

⁷⁴ シルバー人材センター：高齢者雇用安定法に基づき、高齢者の臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会の確保と提供を行う公益法人。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
要介護認定を受けていない高齢者の割合	79.0%	74.4%	80.8%	77.8%
認知症サポーター ⁷⁵ 数	5,102 人	8,100 人	10,909 人	12,000 人
60 歳以上の高齢者の内、シルバー人材センター会員登録者の占める割合	2.1%	3.0%	1.8%	5.0%
(参考)「高齢者にとっての暮らしやすさ」に関する市民満足度	13.3%	15.0%	12.7%	20.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	地域における包括的なケア体制の整備		高齢福祉課 介護保険課 健康推進課
	内容	継・地域包括支援センターの機能強化	
		継・在宅医療・介護連携の推進	
		充・認知症の予防及び早期発見など認知症施策の推進	
		継・高齢者の権利擁護や虐待防止の推進	
		継・介護保険サービスの提供と適正な介護保険運営	
		継・介護を担う人材の確保、育成	
2	介護予防と生活支援の充実		高齢福祉課 保険医療課
	内容	充・介護予防事業の推進による健康づくりの支援	
		充・介護予防・日常生活支援総合事業の実施と生活支援体制の整備	
		継・老人医療費助成事業を重度障がい者医療費助成事業等と整理統合して実施	
3	高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進		高齢福祉課
	内容	継・交流機会の創出のための居場所づくり	
		継・老人クラブ活動の活性化	
		継・シルバー人材センターの活性化	
		継・ボランティア・NPO活動等への参加促進	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
第8期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	R3～R5

⁷⁵ 認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を暖かく見守り、支援する人（サポーター）のこと。

施策

No.8

障がい者福祉の充実



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 障害者総合支援法のもと、地域生活への支援や虐待の防止、平等な社会参加等、障がい者が自立し、安心して生活できる環境の整備が求められています。
- 本市では、障がい者手帳の交付、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供、障がい者の社会参加支援を行うとともに、関係機関の協力のもと、障がい者の自立に向けた就労・訓練等の支援を推進しています。
- 障がい者の相談支援体制の充実や障がい福祉制度の周知・理解促進により、通所利用や居宅介護の利用者、外出支援の利用者が増加しています。
- 障がい及び障がい者への理解促進に向けた講演会や作品展の実施、障がい者週間での街頭キャンペーンなどを推進しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 障がいに対する理解や障がい福祉制度の周知が進み、障がい者の自立と社会参加は進んでいますが、社会全体で障がい者を支える体制整備は実現できていません。
- 地域で障がい者が安心して生活できるシステムの整備等に努め、施設入所者等の地域生活への円滑な移行を推進するとともに、障がい者の地域での生活を支援するため、地域での支援体制づくりについて検討し、地域生活支援拠点等の整備と関係機関や居住支援事業所等の連携を進めます。
- 障がい者が自立した地域生活を送ることができるよう、個々の能力や意欲に応じた生活支援や就労支援、相談体制の充実等を図ります。

■10年後のめざす姿

障がいに対する理解がより一層深まり、社会全体で障がい者を支えるとともに、障がい者の自立と社会参加が進み、誰もが地域でいきいきと暮らしています。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
訪問系サービスの利用時間数 (年間)	83,010 時間	95,000 時間	99,218 時間	107,000 時間
(参考)「障がい者にとっての暮らしやすさ」に関する市民満足度	6.2%	8.7%	5.7%	11.2%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	障がい者への理解の促進	障がい福祉課
		継・障がいに対する理解の促進	
		継・障がい者への虐待防止に向けた啓発	
2	内 容	自立と社会参加の促進	障がい福祉課
		継・コミュニケーション支援事業の推進	
		継・就労支援事業所、ハローワークなど関係機関との連携による支援	
		継・障がい者の地域移行にかかる支援の推進	
		継・就労への移行、職業訓練等にかかる支援	
3	内 容	地域での暮らしを支える地域生活支援拠点等にかかる基盤整備	障がい福祉課 保険医療課
		充・障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実	
		充・相談支援体制の充実	
		継・関係機関の連携による支援体制の構築等	
		継・障がい者地域自立支援協議会との連携等の推進	
		継・重度障がい者医療費助成事業の実施	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市第3次障がい者長期計画	H30～R9
河内長野市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	R3～R5

施策

No. 9

社会保障制度の 適正な運営



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 健康で安定した暮らしを支える国民健康保険制度、国民年金制度などの社会保障制度は、少子・高齢化の進行や人口減少社会の到来を背景として運営が厳しい状況となっています。
- 制度の効率的かつ安定的な運営を図るため、特定健診・特定保健指導の実施率の向上やレセプト点検⁷⁶の実施、ジェネリック医薬品⁷⁷の推奨など医療費の抑制を図るとともに、国民年金制度において加入促進等に努めています。
- 大阪府広域連合で実施している後期高齢者医療制度⁷⁸の適切かつ円滑な運用をサポートするとともに、保険料の収納確保に努めています。
- 生活保護世帯に対して最低限度の生活保障や就労支援員による自立促進等を図るとともに、生活困窮者などに対し、仕事への意識付けのため、就職活動前の就労体験や訓練などの支援を行っています。

今後の課題や取り組みの方向

- 高齢化の進行や医療の高度化等により、医療費の増大や生活困窮者の増加等が予測される中で、社会保障制度の安定した制度運営が課題となっています。
- 平成30(2018)年度から府・市による国民健康保険の共同運営・広域化が実施されており、今後も高齢化等による医療費の増加を見据え、国民健康保険制度を持続可能なものとしていくことが必要です。
- 本市では、医療費適正化により給付費の増加抑制に成果が表れつつありますが、さらなる取り組みが求められます。
- 生活困窮者や、生活に不安を抱え支援を必要とする人に対するセーフティネットを構築するため、地域と連携しながら、総合的な相談体制や生活支援、就労支援などの自立支援の充実を図ります。

■10年後のめざす姿

社会保障制度に対する理解が浸透し、すべての市民が健康で安定した生活ができるよう、適正な制度の運営が行われています。

⁷⁶ レセプト点検：医療機関等から審査支払機関を通じて提出された診療報酬・調剤報酬明細書（レセプト）が、保険者に正しく請求されているか点検すること。

⁷⁷ ジェネリック医薬品：後発医薬品。製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分で製造するもの。先発薬と同等の有効成分で同等の効果があるにも関わらず、安価で提供される。

⁷⁸ 後期高齢者医療制度：75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
国民健康保険料の収納率	93.7%	94.0%	96.3%	94.2%
ジェネリック医薬品の普及率	49.1%	80.0%	77.8%	80.0%
生活保護現業員の充足率	-	-	100.0%	100.0%
(参考)「社会保障制度」に関する市民満足度	7.7%	8.9%	7.4%	10.2%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内容	国民健康保険の健全な運営	保険医療課
		継・国民健康保険制度の啓発及び医療費適正化対策の推進	
		充・生活習慣病予防（特定健康診査・特定保健指導等の保健事業）に係る事業の推進	
2	内容	継・国民健康保険料の収納率の維持・向上	保険医療課
		後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営	
		継・後期高齢者医療制度の普及・啓発	
3	内容	継・後期高齢者医療保険料の収納率の維持・向上	市民窓口課
		国民年金制度の適正な運営	
		継・国民年金制度の普及啓発、加入促進	
4	内容	継・日本年金機構との連携による年金相談の実施	生活福祉課
		継・国民年金保険料免除申請等の適正な審査	
		生活困窮者対策の推進	
	内容	継・生活保護制度の適正な運営	生活福祉課
		継・生活保護世帯に対する自立支援の推進	
		継・生活困窮者に対する自立支援の推進	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画	H30～R5
第2期河内長野市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)	R3～R5

施策

No. 10

健康づくりの推進と 医療体制の充実



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 不適切な食生活、運動不足等の生活習慣の乱れ、ストレスの影響による生活習慣病の予防やこころの健康づくりなどが求められています。
- 本市では、生活習慣病の予防や適切な食生活の推進のため、妊婦・乳幼児期から高齢期までの各種検診（健診）事業や、食生活改善推進員による食育⁷⁹推進事業、保健指導、予防接種の実施、医療体制の整備などを行っています。
- 広報紙やホームページ等を通じて、市民の主体的な健康づくりのための啓発を行うとともに、健康づくり推進員の養成や活動支援を行い、市民の主体的な健康づくりを地域全体で支援する体制づくりを進めています。
- 疾病予防から早期発見・治療、機能回復まで対応できる地域医療体制の充実のため、保健・医療施設の機能集約を行いました。今後は、広域連携も視野に入れながら、救急医療や休日・夜間も含めた医療提供体制のさらなる充実に向けて取り組みます。

今後の課題や取り組みの方向

- 生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと生活できるよう、市民への啓発や勧奨により健康意識を高めるとともに、市民の主体的な健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図ります。
- 食事や運動など、健康生活への支援を行うとともに、がん検診や特定健診などの各種検診（健診）の受診促進を図ります。
- 市民が安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療施設の機能集約による地域医療体制の構築を進めるとともに、医師会や医療機関との連携強化を図り、救急医療や休日・夜間診療も含めた医療提供体制づくりに取り組みます。

■ 10年後のめざす姿

市民一人ひとりが健康に関する正しい知識と生活習慣を身につけ、市民が自発的に健康づくりに取り組むことで健康寿命が延伸しています。また、市民の誰もが適切な医療を受ける体制が整っています。

⁷⁹ 食育：食料の生産方法や栄養バランス、食品の選び方、食文化など、広い視野からの食についての教育。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
がん検診受診率	15.5%	21.0%	21.0%	23.0%
特定健康診査受診率	40.5%	60.0%	39.6%	60.0%
(参考)「健康づくりを進める環境」に関する市民満足度	15.0%	20.0%	16.0%	20.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	生涯にわたる健康生活を支援する体制づくり	健康推進課 保険医療課
		継・こころと身体の健康づくりの推進	
		継・特定健康診査やがん検診など各種健診の受診促進	
		継・各種予防接種の推進	
		充・各種団体等との連携による食育の推進	
2	内 容	生涯現役で生活できる地域社会づくり	健康推進課
		充・地域やボランティア団体との協働による健康づくりの推進	
		継・健康支援センターによる健康づくりの推進	
		充・市民主体の健康づくりの促進	
3	内 容	安心できる医療体制の充実	健康推進課
		継・かかりつけ医を持つことの普及・啓発	
		充・医師会や関係機関などとの連携による地域医療体制及び感染症予防対策等の充実	
		継・救急医療体制、休日・夜間医療の充実	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市第4次保健計画	H31～R8
河内長野市第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画	H30～R5

※「河内長野市食育推進計画」は計画期間が終了したため H31 年 3 月に策定の河内長野市第4次保健計画に内包して継続。

施策

No. 11

児童福祉の推進



現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 児童虐待や障がい児など配慮の必要な子どもを有する家庭やひとり親家庭など、子育てをする上で困難を抱える家庭への対応が求められています。
- 本市では、児童虐待の防止と早期発見のため、広報等による啓発活動や要保護児童対策地域協議会（要対協）において実務者対象の研修会を実施するとともに、関係機関と情報共有を図るなど、連携を強化し、子どもを虐待から守る環境づくり、虐待を受けた子どもに対する適切な保護と支援を行っています。
- 障がい児に対しては、障がい福祉サービスを提供するとともに、サポートブック「はーと」の活用を進めるなど継続的な支援を行っています。
- ひとり親家庭の父又は母に対しては、自立支援プログラムの策定、自立支援給付金の支給などの支援を行い、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、また、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 「子ども家庭総合支援拠点」の取り組みを推進し、関係機関との連携を強化することにより妊娠から18歳までのすべての子どもとその家族に対して、切れ目のない支援体制を整え、支援を必要としている子どもやその家族等への見守り、支援、適切なサービス提供などきめ細かな対応を継続的に実施することで、子どもがいきいきと育つ環境づくりの実現につなげます。
- 児童虐待について、見守りケースの増加や長期化、困難ケースなどへの対応が課題となっていることから、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止と早期発見に努めるとともに、見守りが必要な子どもとその家庭への支援と子どもを守る体制の強化を推進します。
- 障がい児とその家族に対し、相談支援体制の整備や各関係機関の連携を推進するとともに、発達障がい⁸⁰児の社会性や自立度の向上を図るため、早期からの個別療育の場の確保など支援事業等の実施に努めます。
- ひとり親家庭をはじめ、子育て家庭が地域から孤立することがないよう、情報提供や相談支援体制の強化を図ります。

10年後のめざす姿

子育て家庭が孤立することなく、子どもの権利が保障されることで、子どもがいきいきと育つ環境づくりが進んでいます。

⁸⁰ 発達障がい：発達期の脳機能不全に起因して発生する障がいの総称。自閉症や注意欠陥多動性障害などがある。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
要対協等研修会参加者数	-	-	212 人	300 人
児童扶養手当支給停止者の割合（一部及び全部停止）	47.8%	50.0%	46.3%	52.0%
（参考）「児童に対する福祉」に関する市民満足度	14.3%	17.0%	15.4%	20.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	子どもの権利擁護の推進	子ども子育て課
		継・児童虐待防止に向けた啓発	
		充・児童虐待の早期発見、早期対応体制の強化	
		充・見守りが必要な子どもとその家族への支援体制の整備	
		継・関係機関の連携による支援	
		充・子どもの権利を守るための相談体制強化	
2	内 容	障がい児への支援の充実	障がい福祉課
		充・障がい児に対する障がい福祉サービスの充実	
		継・発達療育にかかる支援事業等の実施	
		継・障がい児やその家族への相談支援体制の整備	
3	内 容	ひとり親家庭の自立生活への支援	子ども子育て課
		継・母子・父子自立支援員による相談・情報提供の実施	
		継・ハローワークとの連携による就労支援の実施	
		充・ひとり親家庭自立支援給付金事業等自立に向けた支援の強化	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6
河内長野市第3次障がい者長期計画	H30～R9
河内長野市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	R3～R5

施策

No.12

子育て支援の充実



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 本市の合計特殊出生率は全国よりも低い水準にあり、少子化は労働力人口の減少や地域コミュニティの活力低下など様々な分野に影響を与えることから、子どもを安心して産み、健やかに育てることができる環境づくりが求められています。
- 本市では、妊婦健康診査費用の公費助成や赤ちゃん訪問事業、子育て情報サイト等による情報提供や、子育て世代包括支援センター「☆ゆめっく☆」の整備などにより、妊娠から出産、育児へと切れ目のないサポートを行っています。また、産後、育児などに不安を持つ人に対しては医療機関等と連携してサポートを行い、不安の解消につなげています。
- 子ども・子育て総合センター「あいっく」を中心に、子育て支援拠点事業の充実をはじめ、幼児健全発達支援事業の推進、家庭児童相談室事業の相談体制の充実を図っています。
- 地域の公園などで行う事業や子育てサロンなどへの支援など、地域全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりのための取り組みを行っています。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当や児童扶養手当、養育医療給付事業、ひとり親家庭医療費助成事業を実施するとともに、子ども医療費助成事業については対象年齢を段階的に拡充しています。また、3歳児から5歳児について、保育料の無償化や低所得者層などへの副食費免除などの施策を実施しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 少子化や転出などで子どもの数が減少している中、安心して子どもを産み育てるための支援策、取り組みをより充実させる必要があります。
- 子育て支援拠点を中心とした子育て支援サービスや相談体制の充実、保育定員の拡充、多様な保育ニーズへの対応、子ども医療費助成などに取り組むとともに、母子保健と子育て支援部門の連携強化、連携機関の増加に努め、切れ目のない支援の拡充を図り、安心して子どもを産み育てられる環境の実現につなげます。
- ワーク・ライフ・バランス⁸¹の推進のため、育児休業制度の取得促進等、働きやすい職場環境づくりに向けた事業所等への啓発を行うなど、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実するとともに、0歳児～2歳児で発生している待機児童の解消に取り組みます。

■10年後のめざす姿

多様な子育て支援サービスの確保・提供や、地域全体で子どもを支える取り組みにより、子育てと仕事が両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

⁸¹ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」。住民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
合計特殊出生率	1.11	1.60	1.14	1.63
乳幼児健康診査受診率	95.6%	96.0%	95.1%	96.5%
保育所待機児童数	0人	0人	13人	0人
(参考)「子育てのしやすさ」に関する市民満足度	19.2%	22.0%	19.1%	25.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み	担当課
1	子どもを産み育てやすい環境の充実	子ども子育て課 健康推進課
	内容 継・妊婦や乳幼児に対する健康相談・健康診査の充実 継・母子保健事業の実施	
2	切れ目のない子育て支援の充実	子ども子育て課 健康推進課
	内容 充・相談体制の充実	
	充・地域子育て支援拠点事業の充実 継・地域における見守りや子育て支援の取り組みへの支援	
3	多様な保育サービスの充実	子ども子育て課
	内容 継・延長保育、一時預かり事業等の実施	
	充・ファミリー・サポート・センター ⁸² 事業の充実	
	充・保育定員の拡充	
	充・認定こども園への移行推進 充・病児保育の充実	
4	子育て世帯の経済的負担の軽減	子ども子育て課 保険医療課
	内容 継・児童手当の支給	
	継・児童扶養手当の支給	
	継・養育医療給付事業の実施	
	継・ひとり親家庭医療費助成事業の実施 継・子ども医療費助成事業の実施	
5	仕事と子育ての両立に向けた支援	産業観光課
	内容 充・ワーク・ライフ・バランスの推進 継・育児休暇制度の取得促進	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6
河内長野市第4次保健計画	H31～R8
河内長野市教育大綱	R3～R7
河内長野市教育推進プラン	R3～R7

⁸² ファミリー・サポート・センター：子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員登録し、その橋渡しをすることで、援助が円滑に行われるように調整を行う相互援助組織のこと。

施策

No.13

学校教育の充実



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 確かな学力や豊かな心、健やかな体を育むため、知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を備えた子どもたちの育成や、教職員の指導力向上などの学校教育の充実が求められています。
- 本市では、小中一貫教育の推進や学校運営協議会⁸³の活性化により、「地域とともにある学校」づくりに取り組み、子どもたちの体験活動や地域住民による学校の環境整備などの学校支援活動の充実が図られました。特に小中一貫教育を進めたことにより中学入学前の安心感にもつながっています。
- 河内長野市公私立保幼こ小⁸⁴連絡会において、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校の交流連携を推進しています。
- 不登校児童・生徒の相談や居場所づくりのため、適応指導教室の開設のほか、スクールカウンセラー⁸⁵やスクールソーシャルワーカー⁸⁶の配置を進めています。
- 学校施設の老朽化対策などを進めています。

今後の課題や取り組みの方向

- 個々の子どもの能力や可能性を伸ばし、知・徳・体の調和がとれた、生涯にわたる学習の基礎となる「生きる力」を育む教育の充実を図ります。
- 本市の豊かな自然や伝統、文化を活かした体験や仲間づくりの場・機会の充実などにより、未来を担う子どもが「ふるさと河内長野」への誇りを高め、大切にできる環境を育むことができる環境づくりを推進します。
- 小中一貫教育を充実させるとともに、地域の教育力を活用する体制として学校運営協議会制度の取り組みを発展させ、全小学校にある学校運営協議会を、国の必置化に合わせて全中学校にも設置し、「地域とともにある学校」づくりを推進していきます。
- 小規模化対策として、中学校区の状況に即して、施設一体型小中一貫教育推進校や公民館との複合化を進めます。
- 学校施設の老朽化対策及び長寿命化対策などに取り組むとともに、教育内容の多様化にも対応できる質の高い教育環境の維持・充実を図ります。

■10年後のめざす姿

学校と家庭・地域が連携したふるさとのつながりによる「学びの里」が構築され、子ども一人ひとりの教育ニーズに応じ、知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育むとともに、学びの連続性を意識した教育が実践され、安全・安心な環境の中で、特色ある学校運営が行われています。

⁸³ 学校運営協議会：地域住民、保護者等が参画し、学校の運営及び当該運営への必要な支援について協議する機関。

⁸⁴ 保幼こ小：保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校のこと。

⁸⁵ スクールカウンセラー：いじめや不登校、虐待等対策として、児童・生徒・保護者・教師などからの相談に対応するため、学校等に配置される臨床心理士などの専門家。

⁸⁶ スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用い、児童生徒の置かれた環境に働き掛け支援を行う専門家。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
地域人材の活用回数	299 回	330 回	399 回	360 回
不登校児童・生徒数	119 人	110 人	136 人	100 人
(参考)「小中学校の教育環境」に関する市民満足度	17.5%	20.0%	16.9%	22.5%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	知・徳・体の調和がとれた「生きる力」の育成	教育指導課
		充・確かな学力の定着	
		充・豊かな情操と道徳心の定着	
		充・健やかな身体づくりの充実	
		継・人権尊重の精神の涵養	
		充・支援教育の充実	
		充・食に関する指導の充実	
2	内 容	継・子どもの読書活動の推進	教育指導課
		「ふるさと河内長野」に誇りを持ち、世界へも目を向ける人材の育成	
		充・伝統・文化等に関する教育の推進	
3	内 容	充・英語教育やICT環境等を活用した特色ある活動の充実	教育指導課 子ども子育て課
		幼児期から青少年期まで、継続的な教育の取り組みの推進	
		充・保幼小連携による幼児期の教育の充実	
4	内 容	充・豊かな未来を築く力を育む小中一貫性のある指導体制の充実	教育指導課
		地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現	
5	内 容	充・家庭・地域との協働による学校づくりの推進	教育総務課
		安全・安心で、質の高い教育環境の維持・充実	
		充・安全・安心な学校施設の維持・充実	
	内 容	充・学校教育を支える教育環境の維持・充実	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市教育大綱	R3 ～ R7
河内長野市教育推進プラン	R3 ～ R7
河内長野市幼児教育推進指針	H28 ～
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2 ～ R6

施策

No. 14

青少年の健全育成の推進



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 家庭環境の変化やインターネットの普及などの影響により、いじめ、非行、不登校、ひきこもり、ニート、薬物使用、犯罪の低年齢化など、青少年が抱える問題はより複雑化しています。
- 本市では、各中学校区の青少年指導員や青少年健全育成会をはじめ、健全育成に関わる市民や団体などと連携し、青少年の健全育成活動の支援体制の整備を進め、非行防止や青少年の主体的な活動の支援に取り組んでいます。
- 若年層が社会の一員として地域を担う次代の人材育成を図るため、青少年が地域活動に参画できる支援体制を整えるとともに、ひきこもりやニートなどの社会参加が困難な若者には、窓口相談やNPOとの協働による支援体制づくりを進めています。
- 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象として、「生きる力」を育む機会の充実を図るため、適切な遊びの場や、放課後の子どもたちの安全で安心できる居場所を提供し、健全な育成に取り組んでいます。

今後の課題や取り組みの方向

- 青少年指導員や青少年健全育成会をはじめ、青少年の健全育成に関わる市民や団体などと協働し、青少年の健全な成長や若者の自立のための支援策を実施するとともに、子どもたちの安全・安心を見守る施策を推進します。
- 子どもや若者対象のイベント等の情報提供を通じ、若者の社会参画を求め、青少年リーダーの確保・養成につなげるとともに、市民への青少年健全育成活動の周知を図ります。
- 放課後児童会の適正な運営に努めるとともに、放課後子ども教室の充実など、地域総ぐるみで放課後の子どもの育ちを支援します。
- ボランティア団体や大学等と連携し、子どもたちが様々な体験ができるよう取り組むとともに、より多くの参加を促すため、情報発信の強化を図ります。

■ 10年後のめざす姿

人と人とのつながりを活かした協働のまちづくりを展開し、家庭の教育力、地域の教育力を含めた地域力を高め、地域総ぐるみで子どもたちを守り育む地域社会が実現しています。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
少年犯罪者数	1,012 人	1,000 人	422 人	400 人
青少年講座参加者数	1,118 人	1,300 人	1,359 人	1,500 人
青少年リーダー数	21 人	40 人	26 人	50 人
(参考)「青少年の健全な育成」に関する市民満足度	11.4%	15.5%	12.8%	19.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	青少年の健全な成長を支援する体制づくり	地域 教育推進課
		継・青少年健全育成に関わる市民や団体等との協働の推進	
		継・青少年の非行防止の推進	
		継・ひきこもり、ニートなどに対する支援の推進	
2	内 容	充・青少年リーダーの養成、青少年地域活動への支援の充実	地域 教育推進課
		子どもたちの放課後の育ちの保障	
		充・放課後児童会の適正な運営	
		充・放課後子ども教室などの充実	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6
河内長野市教育大綱	R3～R7
河内長野市教育推進プラン	R3～R7



施策

No. 15

生涯学習の推進



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 市民の価値観やライフスタイルの多様化、余暇時間の増加などを背景に、生涯にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができる学習の機会や場の充実が求められています。また、核家族化などによる家庭の教育力の低下に対し、地域における家庭教育の支援が求められています。
- 本市では、「学びやんネット」を通じた情報提供をはじめ、「市民大学くろまる塾」や「まちづくり出前講座」など、ニーズに応じた多様な学習機会を提供し、市民の学びを支援しています。
- 公民館などでは、現代的課題に関する学習機会の提供や、市民の自主的な学習活動の支援を行い、成果を地域に還元できるよう、子どもから大人まで課題解決できる力を培うための取り組みを進めています。
- 図書館では、生涯学ぶことのできる環境を整えるため、図書館事業計画や子ども読書活動推進計画などに基づき、図書館システムの更新、各種サービス機能の充実や公民館図書室の資料整備など、読書環境の充実に努めています。

今後の課題や取り組みの方向

- 「教育立市」の精神のもと、あらゆる世代の学びを進め、学びの成果をまちづくりに活かすため、市民の主体的な学習や自主的な活動を支援し、生涯学習によるまちづくりを進めるとともに、家庭・地域・学校が連携しながら家庭教育を支援し、「地域の子どもは地域で育てる」という意識を広げます。
- 生涯学習情報の提供及び学習機会の充実を図るとともに、生涯学習を個人の「生きがい」や「自己実現」だけでなく、他者との関係の中に位置づけ、総合的・系統的に推進する中核的機関としてくろまる塾などを位置づけ、機能の拡大・充実を図ります。
- 公民館などの社会教育施設において、大学や関係機関などとの連携を図り、地域課題に関する学習機会を提供します。
- 学校と地域が協力し支えあいながら様々な課題に取り組み、必要とされる学びを推進するために公民館の役割を高めるとともに、学校との複合化などにより機能の充実を図ります。
- 子どもたちや市民の読書活動を推進するとともに、生涯にわたって学ぶ環境整備を図るため、課題解決型の図書館として、図書館のさらなる利便性の向上や利用機会の拡大、読書環境の充実などを図ります。

■ 10年後のめざす姿

多様な学習機会が確保され、いくつになっても、誰もが学ぶことができ、市民が充実した生活を送っており、学びの成果が地域課題の解決やまちづくりに活かされています。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
市民交流センター利用人数	-	-	83,256 人	123,000 人
「市民大学くろまる塾」塾生数	1,310 人	1,500 人	1,613 人	1,700 人
社会教育事業延べ参加者数	15,457 人	16,200 人	7,964 人	16,500 人
図書館利用者数	621,046 人	622,000 人	563,008 人	623,000 人
(参考)「各種講座や施設など生涯学習の環境」に関する市民満足度	15.4%	17.0%	14.2%	18.5%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	学習機会の提供及び学習活動支援の充実		文化・スポーツ振興課
	継	・「市民大学くろまる塾」への参加促進と適正な運営	
	継	・市民の自主的な学びの場や機会の充実	
	継	・生涯学習情報の発信強化	
	継	・生涯学習相談体制の整備	
	継	・生涯学習を推進する人材の育成	
2	社会教育の推進		文化・スポーツ振興課 地域教育推進課
	充	・今日の社会的な課題の解決に向けた講座の充実	
	充	・子どもの体験活動機会の充実	
	充	・学社連携・融合事業の推進	
3	家庭の教育力の向上		地域教育推進課
	充	・保護者や地域住民を対象とした学習機会の提供	
	充	・市民や子育て関連機関等との連携による事業の展開	
4	図書館の充実		図書館
	継	・子どもたちや市民の読書活動の推進	
	充	・課題解決型図書館に対応した情報発信や資料提供、各種講座の実施	
	充	・公民館図書室・自動車文庫の資料整備など読書環境の拡充	
	充	・ICTを活用した図書館サービスの充実	
	充	・地域や市民との連携による読書活動の推進	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R3
河内長野市立図書館基本計画	H7～
河内長野市第4次子ども読書活動推進計画	R3～R7
第2期河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針	H31～R5
河内長野市教育大綱	R3～R7
河内長野市教育推進プラン	R3～R7

施策

No. 16

歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 本市は多様な歴史文化遺産を保有しており、これらを保存・活用するとともに「ぐるっとまちじゅう博物館」などの取り組みを通じ、地域住民と協働で価値や魅力を発信する取り組みを行っています。
- 金剛寺金堂など指定文化財にかかる保存修理事業の実施や、観心寺恩賜講堂などが新たに国指定重要文化財となるなど、歴史文化遺産の保全措置を行ってきました。令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度には日本遺産の認定を受け、中期長期的な歴史文化遺産の保存活用計画として令和元（2019）年に策定した「河内長野市文化財保存活用地域計画」に基づき、計画的・効果的な保存・活用の措置が可能になりました。
- 心豊かで潤いのある生活や活力ある地域社会の実現に向け、文化芸術活動を支援するとともに、市民が様々な文化芸術に触れ、主体的に参加する機会を提供しています。
- 文化会館における事業、芸術文化振興事業、森とアート推進事業、さらに文化振興財団や文化連盟協力のもと、福祉施設や学校へのアウトリーチ⁸⁷事業を実施しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 「地域住民の減少や高齢化などにより歴史文化遺産の保護・伝承が困難になることが懸念されることから、歴史文化遺産の調査研究を通じて価値の共有を図り、伝統や文化を大切に、地域に愛着と誇りを持った心豊かな人づくりを進め、地域の文化財継承の担い手を育みます。
- 市指定文化財を中心に保存修理を行っていく必要のある文化財が残されているため、河内長野市文化財保存活用地域計画に基づき、歴史文化遺産の所有者、地域住民、ボランティアとの協働により、本市の重要な地域資源である歴史文化遺産の保存・活用を進めます。
- 第2期文化振興計画に基づき、関係団体等と連携しながら、市民の創造性・多様性・自主性のある活動を支援し、文化芸術活動の充実を図ります。

■10年後のめざす姿

市固有の文化が多様な担い手によって保存・活用されるとともに、郷土に愛着を持った市民が歴史と文化あふれる環境のもとで質の高い生活を送っています。また、豊かな文化芸術に触れ、多様で自主的な文化芸術活動が活発に行われています。

⁸⁷ アウトリーチ：芸術への興味と関心を持たせるために、芸術家・企画者側から働きかけるさまざまな活動。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
文化振興事業延べ参加者数	57,030 人	58,500 人	40,192 人	60,000 人
指定登録文化財数	192 件	197 件	198 件	202 件
滝畑ふるさと文化財の森センター（展示施設）の入館者数	4,910 人	5,000 人	2,513 人	5,250 人
ふるさと歴史学習館でのアンケート調査による認識度・印象度把握	-	-	-	80 点
ふるさと歴史学習館主催事業参加者数	-	-	-	1,100 人
（参考）ふるさと歴史学習館主催事業の入館者数	7,632 人	11,500 人	5,314 人	6,550 人
文化会館の入場者数	210,285 人	221,000 人	162,245 人	230,000 人
（参考）「歴史文化遺産の保存・活用」に関する市民満足度	17.6%	22.6%	25.2%	27.6%
（参考）「文化芸術活動などの環境」に関する市民満足度	15.1%	17.5%	16.2%	20.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	歴史文化遺産の保存・活用	文化財保護課
		充・歴史文化遺産の調査・研究の推進	
		継・歴史文化遺産の保存の推進	
		充・活用を通じた地域への愛着と誇りの醸成	
		充・保存・活用の担い手の育成・確保	
		新・継承を通じた豊かな地域社会の構築	
		継・公開、展示、講座、図書刊行等を通じた情報の発信	
2	内 容	文化・芸術の振興	文化・スポーツ振興課
		継・文化会館における文化芸術活動の充実	
		充・文化芸術活動を行う機会の提供・支援	
		充・文化的な伝統（古典）の普及・啓発	
		充・教育現場や地域での芸術普及活動の推進	
		継・文化会館の適正な運営、維持・管理	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市第2期文化振興計画	H28～R7
河内長野市歴史文化基本構想	H28～
河内長野市文化財保存活用地域計画	R1～R7
くろまろ生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R3
河内長野市教育大綱	R3～R7
河内長野市教育推進プラン	R3～R7

施策

No. 17

生涯スポーツ活動の 振興



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 余暇時間の増大や健康志向の高まりにより、運動・スポーツへの関心が高まっており、誰もが楽しめる生涯スポーツの充実が求められています。
- 本市では、市民の健康づくりや地域コミュニティの活性化に向けて、総合型地域スポーツクラブ⁸⁸などの地域団体を通じスポーツ振興及びスポーツ人口の拡大を図るとともに、地域スポーツ活動の場として学校の施設を開放し、活性化を図っています。
- スポーツ推進委員による新しいスポーツの取り組みの研究・啓発や情報の発信、老朽化したスポーツ施設の計画的な整備に取り組んでいます。

今後の課題や取り組みの方向

- 子どもから高齢者まで生涯にわたり、スポーツに取り組むことができ、健康づくりや介護予防、生きがいづくりにつなげることができるよう、スポーツ活動の充実を図ります。
- 寺ヶ池公園野球場をはじめ、スポーツ施設の大半が老朽化しており、大規模改修や建替等を行う財源や修理に必要な部品などの調達が難しい状況となっている中、各種施設の維持・管理が課題となっています。
- 総合型地域スポーツクラブなどの地域団体への活動支援や、指導者の養成、スポーツ教室・イベント開催等の情報提供等を行い、市民のスポーツ活動への参加を推進します。
- 下里運動公園人工芝球技場などの活用により、大会誘致などによる競技スポーツ⁸⁹活動の充実を図るとともに、スポーツ施設の整備・充実と、市民のニーズに合わせた施設運営により、スポーツ環境の向上を図ります。

■10年後のめざす姿

スポーツに取り組む環境づくりが進み、誰もがスポーツに親しむことができ、地域コミュニティ形成や、市民の健康づくりにつながっています。

⁸⁸ 総合型地域スポーツクラブ：単一種目、同一年齢の特定の仲間によるスポーツクラブではなく、多世代で、複数の種目が選択できるスポーツクラブのこと。

⁸⁹ 競技スポーツ：プロスポーツなどに代表される対戦相手との競争や技術・記録の向上をめざすスポーツ。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
スポーツ施設利用率	41.6%	50.0%	36.5%	55.0%
学校開放事業利用者数	375,041 人	380,000 人	207,681 人	400,000 人
市民スポーツ大会参加者数	7,171 人	7,500 人	6,881 人	8,000 人
(参考)「スポーツ施設や活動などの環境」に関する市民満足度	12.6%	20.0%	15.0%	30.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	生涯スポーツ活動の振興	文化・スポーツ 振興課
		継・スポーツ振興組織の育成・支援	
		充・スポーツイベント・スポーツ教室の充実	
		充・スポーツ大会等の開催・誘致	
		継・競技スポーツ活動の推進	
		継・指導者の養成、確保	
		継・高齢者の運動の機会の提供	
2	内 容	スポーツ施設の充実	文化・スポーツ 振興課
		継・学校スポーツ施設等の有効活用	
		充・スポーツ施設の整備・充実	
		継・市民ニーズにあった施設運営	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市教育大綱	R3 ～ R7
河内長野市教育推進プラン	R3 ～ R7

施策

No.18

人権と平和の尊重



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 基本的人権を尊重していくには、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権を身近な問題として捉えることができる人権感覚の養成が重要です。
- 本市では、人権啓発講演会や人権相談、各相談機関と連携して市民の人権問題解決の支援を行うなど、人権擁護の推進を図っています。
- 戦争の悲惨な記憶を風化させず、平和の尊さを次世代に継承していくことが重要であることから、平和啓発事業に取り組み、平和の尊さの再認識を促進しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 人権課題はさらに多様化しており、共に生き、共に支えあう地域社会の実現に向け、当事者意識を持つことができるよう、市民への啓発や人権尊重の視点をあらゆる施策に活かした取り組みを総合的に推進します。
- 市民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や新しい人権課題についての理解を深める取り組みを行うとともに、関係機関と連携しながら人権相談を実施し、人権擁護の推進を図ります。
- 戦争の悲惨な記憶を風化させず、恒久平和の意識の高揚を図るための取り組みを推進します。

■ 10年後のめざす姿

市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、共に生き、共に支えあう地域社会が構築されています。



■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
人権啓発事業への参加者数	233 人	250 人	268 人	300 人
平和意識啓発事業への参加者数	963 人	1,000 人	1,006 人	1,000 人
(参考)「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度	7.2%	9.0%	7.9%	10.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	人権意識の高揚のための啓発活動の推進	人権推進課
		継 ・人権啓発講演会の実施	
		継 ・広報紙等による人権啓発の実施	
		継 ・人権に関する職員研修の実施	
2	内 容	人権に関する相談などによる人権擁護の推進	人権推進課
		継 ・人権相談等の実施	
		継 ・各種相談事業の連携推進	
		継 ・国、関係機関などと連携した人権擁護の推進	
3	内 容	平和意識の啓発	人権推進課 高齢福祉課
		継 ・平和意識啓発事業の実施	
		継 ・戦争のない恒久平和をめざした取り組みの実施	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市人権施策推進プラン (H30 年3月一部改訂)	H28 ～ R7

施策

No.19

男女共同参画の推進



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 少子・高齢化やライフスタイル・価値観の変化、家族形態の多様化など、社会情勢が変化している中、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かちあい、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。
- 本市では家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野で男女が共に参画し、個性と能力を発揮することができるよう、固定的な役割分担意識や社会の慣行に対する意識改革や啓発の機会として、市民向けの講座、講演会開催や啓発パネル展示を実施しており、意識醸成が図られています。
- 働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）支援、女性に対する暴力の根絶などの取り組みを進めています。
- 女性を対象に専門のカウンセラーによる相談の機会を提供するなど人権擁護の取り組みを推進しています。
- 市の政策や方針の立案などを行う審議会等への女性参画率は上昇していますが、目標には達しておらず、各課への個別指導をはじめ、学識経験者や専門知識を持つ人材の情報提供など、女性の参画率の向上に努めています。

今後の課題や取り組みの方向

- 少子・高齢化への対応や経済の活性化に向け、男女が対等な社会の構成員として、能力や個性を十分に発揮できる社会が求められており、男女共同参画への理解をより一層深めることが必要です。
- 性別に関わらず多様な生き方が選択でき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で共に参画し、利益を享受できるよう、固定的な役割分担意識や社会の慣行に対する意識改革を行うとともに、誰もが個性と能力を活かすことができる社会をめざし、市民・事業者・地域と行政が一体となった取り組みを推進します。
- DV⁹⁰の根絶に向け、相談・支援及び支援者に向けた研修会を行うなど、女性の人権擁護への取り組みを推進します。

■ 10年後のめざす姿

家庭・職場・地域等のあらゆる分野に男女が参画することができるとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが個性と能力を活かすことができる社会が構築されています。

⁹⁰ DV：ドメスティックバイオレンスの略称。配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいう。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含まれる。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
市が設置する審議会等への女性の参画率	29.5%	35.0%	30.3%	40.0%
管理職への女性職員登用率 (消防職以外)	-	-	13.7%	15.0%
(参考)「男女共同参画の推進」に関する市民満足度	6.6%	9.0%	5.7%	10.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	男女共同参画社会形成のための啓発		人権推進課
	内容	継・男女共同参画に向けての意識改革のための広報・啓発活動の推進	
		継・職場、地域、家庭における男女共同参画の促進	
		継・男女共同参画に関する情報提供	
		継・男女共同参画センターによる事業の推進	
2	女性の社会参画の推進		人権推進課 人事課
	内容	継・市が設置する審議会等への女性の参画の促進	
		継・企業や地域における女性の社会参画に対する理解の促進	
		継・働く女性の家庭生活と職業・地域活動の推進	
		新・市の管理職への女性職員登用の推進	
3	女性の人権擁護の実施		人権推進課
	内容	継・専門カウンセラーによる女性の人権擁護のための相談の実施	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市男女共同参画計画（第4期）	H30～R9
河内長野市女性職員の活躍推進アクションプラン （特定事業主行動計画）	H28～R8

施策

No.20

多文化共生と 国際交流の推進



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 国際化の進展に合わせ、国籍や民族の異なる人びとの文化、生活習慣等を理解し、尊重することが必要であり、国際社会の一員として広い視野に立った人材の育成が求められています。
- 本市では、国際交流協会とともに国際交流事業及び多文化共生施策を推進し、国際交流・国際協力の促進を図っています。
- 在住外国人に向けた日常生活や災害時の情報提供の多言語化など、多文化共生理解に向けた取り組みを推進しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 入管法の改正やグローバル化⁹¹の進展に伴う訪日外国人及び外国人居住者の増加などに対応すべく、国際化に対応できる人材育成、幅広い国際交流の推進、多文化共生のまちづくりを推進する必要があります。
- 市民レベルの幅広い国際交流活動の促進や国際理解教育の推進を図るとともに、多文化理解を深めるための学習・研修会の開催等により、お互いの文化や習慣などを理解し、尊重し合えるよう、多文化共生の推進を図ります。
- 在住外国人が安心して生活できるよう、様々な相談や在住外国人向けの各種ガイドブックの作成など、生活環境の整備に取り組むとともに、来訪外国人との交流の促進や通訳ボランティアの育成など、受け入れ体制の充実に取り組みます。

■10年後のめざす姿

市民一人ひとりの国際感覚が養われるとともに、多様な文化や価値観を理解しあい、外国人との対等な関係を築きながら支えあって共に暮らすまちとなっています。

⁹¹ グローバル化：国家、地域など境界を超え、地球を1つの単位として捉える考え方や社会の状況のこと。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
国際交流協会会員数	670 人	700 人	453 人	730 人
国際交流活動・イベント参加者数	5,627 人	5,800 人	6,310 人	6,000 人
(参考)「国際交流や多文化共生社会の推進」に関する市民満足度	7.6%	9.0%	7.2%	10.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内容	多文化共生の推進	文化・スポーツ振興課
		継・多文化共生に向けた意識啓発	
		継・多文化理解を深めるための学習・研修会の開催	
		継・在住外国人向けの各種ガイドブックの作成	
		継・在住外国人の相談・情報提供・生活環境の整備	
		充・来訪外国人向けの多言語情報の充実と通訳ボランティアの育成	
		新・災害時の在住・来訪外国人への対応	
2	内容	国際交流の推進	文化・スポーツ振興課
		継・国際姉妹都市との交流促進	
		継・市民間の国際交流機会の提供による国際感覚の養成	
		継・市民ボランティアの発掘・育成	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市第2期文化振興計画	H28～R7
河内長野市国際化・多文化共生ビジョン	R2～
河内長野市教育大綱	R3～R7
河内長野市教育推進プラン	R3～R7

施策

No.21

自然環境の保全・活用



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 都市化の影響などにより自然環境が損なわれつつある中、多面的な機能を有する森林保全をはじめ、地域に存在する貴重な植物や野生動物などの生物多様性を保全していくことが重要となっています。
- 本市は都市近郊にありながら恵まれた自然環境を有しており、これを保全し、次の世代へ引き継いでいくため、自然環境保全に関するさらなる人材の育成が求められています。
- 自然との共生に対する市民の関心は高く、自然環境保護協議会をはじめとする自然保護団体などによる調査研究や自然観察会などの市民参加行事の実施等、市民による自主的な活動が展開されています。
- 野生の動植物を守るため、自然保護展の開催や、特定外来生物⁹²であるアライグマ等の捕獲・措置に取り組んでいます。

今後の課題や取り組みの方向

- 市内の動植物の生息状況を調査し、その結果を展示会で報告するなど、市民の自然に対する理解を深める取り組みを進めるとともに、体験型の環境学習を取り入れ、自然とのふれあいを促進します。
- 自然環境保全にかかる市民団体との協働や、近隣市町村との合同事業により、市民向け体験事業を実施するなど、自然環境保全の啓発、自然環境保全活動の推進に取り組み、人と自然との共生により、多様な生物が生息する里山の保全に努めます。
- 環境学習や啓発活動を推進するとともに、自然環境保全に関する市民意識を高揚させることで、環境保護活動団体の維持・継続に努め、市民・市民団体の自主的な活動を支援していきます。
- 恵まれた本市の自然環境を次代に継承していくため、特定外来生物の捕獲等、農業被害の軽減とともに多様な在来種の保護を推進することにより、生物多様性の保全に取り組めます。

■ 10年後のめざす姿

自然環境や生物多様性の保全についての市民の理解が深まり、本市の貴重な財産として守られ、都市と自然が調和した暮らしやすいまちとなっています。

⁹² 特定外来生物：外来生物のうち、「特定外来生物被害防止法」で指定されたもの。在来の生物を捕食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある生物。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
「自然環境への配慮」に関する市民満足度	19.9%	22.0%	25.0%	24.0%
河川一斉清掃の参加者数	1,324 人	1,400 人	1,191 人	1,400 人
はがき絵コンクール応募者数	5,908 人	5,950 人	5,954 人	6,000 人

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	自然環境保全の啓発		環境政策課
	継	・自然保護展の開催等啓発活動の実施	
	継	・環境情報の提供	
	継	・自然を活用した子どもへの環境学習・体験機会の提供	
2	自然環境保全活動の推進		環境政策課
	継	・活動に係る人材育成・確保	
	継	・自然保護活動団体の支援	
	継	・自然保護活動団体との協働事業の推進	
3	生物多様性の保全		環境政策課 農林課
	継	・里山の保全と活用	
	継	・森林の保管理による水環境の保全	
	継	・特定外来生物への対応	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市第3次環境基本計画	R3～R12
第2期かわちながの森林プラン	H29～R8

施策

No.22

循環型社会の構築



現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 地球温暖化の進展や資源の枯渇など地球環境の危機が深刻化している中、環境負荷の少ない循環型社会へと転換していくことが求められています。
- 本市では、循環型社会の構築をめざし、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組んでおり、食器のリユース事業「もったいない市」や子ども服などのリユース事業「ぐるぐるマルシェ」などのごみ減量化・資源化に向けた取り組みを行うことで、エコライフ意識が浸透し、ごみの排出量は減少傾向にあり、府内トップクラスのリサイクル率となっています。
- 地球温暖化防止や低炭素型社会⁹³の実現に向けて、庁舎内の節電をはじめ、庁舎設備等の省エネルギー化改修の実施やエコドライブ⁹⁴の出前講座等を実施しています。
- 集会所などへの太陽光発電施設の設置支援など再生可能エネルギー⁹⁵の導入促進を図るとともに、竹のコンポスト⁹⁶化についての大阪府立大学などとの共同研究や、リサイクル事業者と連携し廃食用油の再利用を行うなど、未利用バイオマス⁹⁷や廃棄物系バイオマスの利用促進を図るバイオマスタウン推進事業に取り組んでいます。
- 高齢化社会等への対応として、ごみ出しが困難な住民への「家庭ごみふれあい収集」を推進しています。

今後の課題や取り組みの方向

- ごみの減量化、分別収集などが市民に浸透しており、ごみの排出量は減少傾向にありますが、リサイクル率が低下傾向にあることから、市民ニーズを見極めながら新たな3Rの取り組みを推進します。
- ごみの適正処理と処理施設の適正な維持管理を図るとともに、今後も進む高齢化に対応した、効果的なごみ収集を推進します。
- 地球温暖化対策をはじめ、限りあるエネルギーを有効に使う低炭素社会の実現をめざして、太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入やバイオマスの利用促進を図ります。

10年後をめざす姿

市民一人ひとりが資源の大切さを理解し、地域全体でごみの減量化や資源の有効活用を進めるとともに、自然エネルギーへの転換・活用など、循環型社会の構築に向けた取り組みが進んでいます。

⁹³ 低炭素型社会：地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

⁹⁴ エコドライブ：燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけ。

⁹⁵ 再生可能エネルギー：太陽光、風力、その他の非化石エネルギーのうち、持続的に利用できるもの。

⁹⁶ コンポスト：生ゴミや落ち葉などの有機物を発酵、分解させることでつくられる堆肥。

⁹⁷ バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。未利用バイオマスとしては剪定枝や稲わら、もみ殻等、廃棄物系バイオマスとしては廃棄される食用廃油や紙、家畜排せつ物、建設発生木材などがあげられる。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
リサイクル率	25.8%	30.5%	21.8%	30.5%
市民1人1日あたりのごみの排出量	885 g	865 g	889 g	865 g
市施設における 自然エネルギー定格出力	608Kw/ 年	608Kw/ 年	911Kw/ 年	608Kw/ 年
市施設のエネルギー使用量	214,081GJ	203,377GJ	210,155GJ	172,921GJ
(参考)「リサイクル施策など循環型社会への取り組み」に関する市民満足度	20.0%	25.0%	21.4%	30.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内容	ごみの適正処理と3Rの推進	環境衛生課
		継・環境学習・環境啓発の推進	
		継・ごみの効果的収集と適正処理の推進	
		継・ごみの3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	
2	内容	地球温暖化対策の推進	環境政策課
		継・省エネ意識の啓発	
		継・自然エネルギーの普及・促進	
		継・バイオマスの利用促進	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市第3次環境基本計画	R3～R12
河内長野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	R3～R12



施策

No.23

快適な生活環境の確保



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 工場などを発生源とする産業型の公害だけでなく、騒音や生活排水による河川の汚濁などの都市生活型の公害の発生など、公害問題は多様化しています。
- 本市では、有害な化学物質等による環境汚染を防止するため、事業活動から生じる環境負荷の把握や工場・事業所への規制指導などを近隣市町村との広域連携により実施するとともに、適切なし尿処理やパトロールによる不法投棄の未然防止、埋立て規制などを通じ、良好な環境の保全に取り組んでいます。
- 市営斎場について、平成28(2016)年に建て替えが完了し、指定管理者と連携を図りながら適正な維持管理を行っています。

今後の課題や取り組みの方向

- 快適な生活環境の確保をめざして、環境負荷の把握や工場・事業所への規制指導、立入り調査などを強化し、事業活動による環境汚染を防止します。
- 生活排水の適切な処理について啓発活動を行うとともに、浄化槽の設置を推進するため、財源確保に努めます。
- し尿処理等については、事業規模に応じ適切かつ効率的に実施するとともに、ごみの不法投棄の発生防止や埋立規制、市営斎場の適正な維持・管理など、快適な生活環境を保全します。

■10年後のめざす姿

事業者への規制指導に加え、市民や事業者が家庭や地域、職場などにおいて、生活環境の保全に対する意識が向上し、快適な生活環境が守られています。

■住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
一般環境騒音基準達成箇所割合	70.0%	75.0%	100.0%	100.0%
水質環境基準 (BOD ⁹⁸ 値) 達成箇所割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
規制基準達成事業所割合	97.0%	97.0%	98.0%	98.0%
不法投棄件数	79 件	71 件	100 件	64 件
(参考)「騒音・悪臭などの少なさ」に 関する市民満足度	30.9%	32.0%	41.6%	34.0%

■施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	公害防止対策等の推進		環境政策課 下水道課
	内 容	継・公害防止意識の普及・啓発	
		継・公害の監視・測定体制の充実	
		継・事業者への公害に対する指導の強化	
		継・適正な埋立て指導	
2	適切なし尿処理の推進		環境衛生課
	内 容	継・し尿収集の適切な実施	
		継・し尿処理の効率的な実施	
3	不法投棄の発生防止		環境衛生課 環境政策課
	内 容	継・ごみの不法投棄防止についての意識啓発	
		継・監視体制の強化	
4	斎場の適正な維持管理		環境政策課
	内 容	継・市営斎場の適正な管理・運営	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市第3次環境基本計画	R3～R12
南河内6市町村地域循環型社会形成推進地域計画	H27～R3
河内長野市生活排水処理計画	R3～R12

⁹⁸ BOD：生物化学的酸素要求量 (Biochemical oxygen demand) の略称。一般的な水質指標のひとつであり、その値が小さいほど水質が良いと言える。

施策

No.24

魅力的な景観の形成



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 市内には、美しく豊かな自然景観をはじめ、寺社や街道、里山集落などの歴史的景観があり、これらの景観は市民の郷土に対する誇りや愛着を育むとともに、市外から多くの人を引き寄せる魅力の一つとなっており、良好な景観の保全と形成が求められています。
- 「きれいなまちづくり条例」に基づき、清潔で美しいまちづくりや、みどり豊かなまちづくりなどを推進しており、河川一斉清掃などの市民との協働による自然環境保全活動を実施しています。
- 歴史的景観の調査、普及啓発、活用を目的として文化財保存活用地域計画を策定しています。
- 市民の協力のもと、高野街道を中心とした景観整備を進めるとともに、景観の構成要素ともなる文化財や史跡の保全・活用を進めています。
- 道路上の違法屋外広告物の簡易除去を市民との協働により進めるとともに、市内の公共施設案内標識等の設置や適切な維持・管理などを行っています。

今後の課題や取り組みの方向

- 豊かで特徴ある自然景観、歴史的景観は、市民の財産であることから、「ふるさと河内長野」を感じることができる景観として、市民や地域との協働による自然環境保全・活用を促進します。
- 都市景観については、市民との協働を進めながら、地域の環境美化を図り、良好な生活空間の確保を行うとともに、市民主体の景観に関するルールづくりなどの協働による景観形成を推進します。
- 歴史的景観については、その価値を地域住民と共有し、保存に対する意識を醸成した上で、歴史的景観の保全を行います。

■ 10年後のめざす姿

市民との協働の取り組みにより、地域の資源が守り、活かされ、自然景観と歴史的景観が調和した、潤いの感じられる美しい景観が形成されています。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
景観に関するルール策定件数	0 件	1 件	0 件	2 件
(参考)「まちなみ・自然・歴史など景観の美しさ」に関する市民満足度	40.3%	45.0%	46.7%	50.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	自然景観の保全と活用		環境政策課
	内 容	継・自然環境を守る人材の育成・確保	
		継・自然環境との共生の意識の啓発	
2	歴史的景観の保全と活用		文化財保護課
	内 容	充・景観の特徴に関する調査	
		充・歴史的景観に関する普及啓発事業の実施	
		継・歴史的景観を構成する歴史文化遺産の保存・活用	
3	都市景観の保全と活用		環境政策課 道路課 広報広聴課
	内 容	継・きれいなまちづくり条例の推進	
		継・違法屋外広告物の簡易除去、指導	
		継・景観に配慮した都市サインの維持・管理	
4	景観形成活動への支援		都市計画課
	内 容	継・建築協定認可手続きの相談、支援	
		継・地域との協働による景観形成の促進	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市景観形成計画	H12 ～
河内長野市歴史文化基本構想	H28 ～

施策

No.25

市街地整備の推進



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 大阪都市圏⁹⁹ のベッドタウンとしての役割を担ってきた本市では、市内の商業、行政、教育、医療、居住などに関する人口集中区域内の整備はほぼ完了しています。
- 旧市街地及び住宅地における人口減少、少子・高齢化や商店街における空き地・空き店舗の発生などを背景に、都市機能の再配置、市街地などの活性化に向けた検討が必要になっています。
- 平成28(2016)年度からの立地適正化計画に基づき、集約連携都市(ネットワーク型コンパクトシティ)に向けた取り組みを進めるとともに、平成29(2017)年に河内長野駅周辺地区まちづくり方針を定めるなど、魅力ある中心市街地の整備を進めています。
- 地域の活力を創出する可能性が高い上原・高向地区において、地域住民によるまちづくり活動への支援を行っています。
- 開発団地の再生をめざし、南花台地区において、地域住民、産・学などとの協働により、スマートエイジング・シティの取り組みを進めています。
- 各地域において、地域特性に応じた取り組みを行っており、地元組織の設立や民間事業者の参画等、市街地整備の実現に向けて着実に進めています。

今後の課題や取り組みの方向

- 豊かで質の高い暮らしが送れるよう、既存の都市基盤の活用や市街地の整備を図るとともに、地域ごとの特性に応じた計画的な整備とマネジメントを推進します。
- 市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、都市機能の集約など、「集約連携都市(ネットワーク型コンパクトシティ)」への再構築を図り、効率的で持続的なまちづくりを推進します。
- 市街化区域¹⁰⁰での低・未利用地¹⁰¹の有効利用を推進するとともに、市街化調整区域¹⁰²における地域活力の創出に資する可能性が高い地域では、自然環境との調和を図りながら、有効な土地活用を推進します。
- 各地域の整備においては、地域及び河内長野市のみでなく、大阪府や民間事業者などの関係機関との連携・協力が必要であり、各者との連携をさらに進めて事業に取り組むことで、良好な市街地整備の実現を図ります。

■ 10年後のめざす姿

市街地に活気があり、地域ごとの特性を活かしながら、交通ネットワークの充実を図ることにより、機能の補完・連携を行い、質の高い暮らしが実現しています。

⁹⁹ 大阪市を中心とする経済地域。

¹⁰⁰ 市街化区域：都市計画法による都市計画区域のうちすでに市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

¹⁰¹ 低・未利用地：長期間利用されていない未利用地と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い低利用地の総称。

¹⁰² 市街化調整区域：都市計画法による都市計画区域のうち、原則として開発が抑制されている区域。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
地区計画決定の件数	-	-	0 件	3 件
(参考)「市街地の整備」に関する市民満足度	17.3%	20.0%	14.2%	30.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	集約連携都市づくりの推進		都市計画課 政策企画課
	内容	新・集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）に向けた取り組み	
		充・開発団地の再生（スマートエイジング・シティの推進など）	
2	魅力ある中心市街地の整備		都市計画課 都市整備課
	内容	新・市所有施設の活用推進	
		充・まちづくり方針に基づく取り組みの推進	
		充・河内長野駅前線等の道路環境の整備促進	
3	効果的な土地利用		都市計画課 都市整備課
	内容	継・主要鉄道駅周辺の低・未利用地の活用促進	
		継・幹線道路沿道の低・未利用地の活用促進	
		継・市街化調整区域における計画的な土地利用の推進	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市都市計画マスタープラン	H28 ～ R7



施策

No.26

住宅環境の充実



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 都市部への人口の一極集中が進む一方で、田舎暮らしへの関心の高まりなど、住宅環境へのニーズも多様化しています。
- 本市では、平成12(2000)年まで人口が増加していましたが、市外からの転入の減少などにより、急速な人口減少と少子高齢化が進行し、空き家・空き地への対応が課題となっています。
- 市営住宅の適正な維持・管理を行うとともに、平成25(2013)年からは「空き家バンク制度」を導入するなど、中古住宅の流通促進に取り組んでいます。
- 若年層の定住・転入促進を図るため、本市内に親などが在住している若年層世帯に対し、同居・近居を要件としたマイホーム取得補助制度を実施しています。
- 昭和56(1981)年5月31日以前に建築された既存民間建築物について、耐震診断・設計・改修・除却補助金を交付し、耐震化を促進しています。
- 地震発生時における災害を未然に防止し、安全かつ迅速な避難経路を確保するため、道路等に倒壊する可能性のあるブロック塀等の撤去補助制度を実施しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 若年層の転入・定住促進に向けた効果的な住宅施策に取り組むとともに、様々な生活スタイルを持つ市民の多様なニーズを満たし、豊かな生活を送ることができるよう、住宅の耐震化を含めた住宅環境の充実を図ります。
- マイホーム取得補助制度の啓発や不動産事業者と連携しながら空き家・空き地等の有効活用の促進を図ります。
- 市営住宅について、入居者の安全性の確保や誰もが安心して暮らせる住まいづくりに向け、住宅の適正な維持管理や良好な住環境の保全に取り組めます。
- アクションプログラムに基づき、住宅等の耐震化を促進するとともに、空き家・空き地の適切な管理を促し、住環境の保全を図ります。

■ 10年後のめざす姿

子育て世代である若年層の定住・転入が進み、誰もが住んで良かったと感じる安全・安心で快適な質の高い住宅環境が整っています。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
一般住宅の耐震化率	77.0%	86.0%	83.5%	95.0%
社会動態の転入者／転出者の率	75.0%	90.0%	78.0%	98.0%
(参考)「住環境」に関する市民満足度	25.5%	37.8%	28.3%	50.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	住宅施策の充実		都市計画課
	内 容	充 ・ 空き家・空き地等の有効活用の促進 継 ・ 若年層に対する効果的な定住・転入施策の実施	
2	良質な市営住宅の供給		都市計画課
	内 容	継 ・ 市営住宅の適正な維持・管理 継 ・ 良好な住環境の保全	
3	安全な住宅環境づくり		都市計画課
	内 容	継 ・ 耐震診断等の必要性に関する普及啓発及び情報提供	
		継 ・ 耐震診断・設計・改修の実施における支援	
		継 ・ 木造住宅除却補助制度の実施	
		継 ・ ブロック塀等撤去補助金の実施	
		充 ・ 空き家・空き地の適切な管理の促進	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市住宅マスタープラン	H25 ～ R4
河内長野市営住宅長寿命化計画	～ R12
河内長野市耐震改修促進計画	H28 ～ R7

施策

No.27

公園・緑地の整備



現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 公園・緑地は、人びとに潤いと安らぎを与え、レクリエーションの場や動植物の生息空間、雨水の貯留等による災害の防止、良好な景観形成など、様々な機能を有しています。
- 本市の都市公園は、昭和の住宅開発に伴って整備・帰属した公園が多く、造成後40年以上となり、施設の老朽化が進行しているため、必要性の高いところから撤去・更新していますが、遊具の設置基準の厳格化や財政状況により、再設置する遊具の数や規模は小さくなる傾向があります。
- ボランティアによる定期的な公園の清掃・美化活動を行うアドプト・パーク・プログラム¹⁰³を推進するなど、協働による取り組みを進めています。
- 公園の安全性の確保が重要であることから、誰もが安心して利用できるよう、適正な維持管理に取り組んでいます。
- 緑地については、地域の団体による花壇づくり、ボランティアによる里山保全活動、植栽事業、公園清掃活動の実施により、地域の方々による緑化活動を行っています。

今後の課題や取り組みの方向

- 誰もが利用しやすい公園をめざし、ユニバーサルデザイン¹⁰⁴に配慮した施設整備や老朽化対策を進めるとともに、公園のさらなる有効活用を推進します。
- 公園の安全性や快適さの向上を図るため、計画的な維持管理を行うとともに、アドプト・パーク・プログラムの周知・啓発を行い、協働による公園の維持管理を推進します。
- 郊外の開発団地においては、住民の高齢化が進んでおり、これまで市民が担ってきた公園・緑地の維持管理活動の縮小・休止傾向が見られることから、円滑な世代交代を進めていくことが必要です。

10年後のめざす姿

公園・緑地が、市民との協働により管理され、安全性や快適性が確保されるとともに、憩いや交流の場・活動の場として多くの市民に利用されています。

¹⁰³ アドプト・パーク・プログラム：市が管理する公園や緑地において、自治会や企業等の団体が市と協力しながら継続的に清掃・美化活動等のボランティア活動を実施し、地域に愛されるきれいな公園・緑地づくりに取り組む制度。

¹⁰⁴ ユニバーサルデザイン：高齢や障がいのあるなどに関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
アドプト・パーク・プログラム 導入公園数	5 か所	6 か所	5 か所	7 か所
緑地面積	88ha	89ha	88ha	90ha
(参考)「公園や緑地などの環境」に関する市民満足度	24.0%	28.0%	28.9%	30.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	公園機能の充実・活用	公園河川課
		継・公園設備の安全確認、老朽化対策の充実	
		継・ユニバーサルデザインへの配慮	
		継・公園の有効活用の推進	
2	内 容	緑化活動の推進	公園河川課
		充・緑化意識の啓発	
		充・ボランティアによる里山保全活動の実施	
		充・市民協働による植栽事業の実施	
		継・アドプト・パーク・プログラムの周知及び拡充	
		継・「ふれあい花壇」事業の実施	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市緑の基本計画	H12～
公園施設長寿命化計画	R2～R11



施策

No.28

道路基盤の整備



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 道路は移動や交流、産業振興、まちの活性化の機能を担うとともに、災害時には緊急輸送の機能を担うなど、市民の暮らしを支える重要な都市基盤です。
- 市内道路網及び広域道路網の形成を目的に、市道の整備や広域幹線道路などの整備促進に取り組み、安心・安全な道路環境の構築が促進されました。
- 道路・橋梁の計画的な維持管理や補修・更新を行うとともに、住民参加によるアドプト・ロード・プログラムを導入し、道路環境の美化を図っています。
- 誰もが安心して歩行・通行できるよう、安全に配慮した道路や歩道の整備を行っています。

今後の課題や取り組みの方向

- 国道 371 号バイパスや大阪河内長野線、高速道路などの広域的な幹線道路や、堺市方面へのアクセス道路等の整備促進について、関係機関と連携を図りながら取り組むとともに、新たな市道整備については、優先順位をつけながら取り組みを進めます。
- 市税や国の補助金などの歳入面が減少し、高度経済成長期¹⁰⁵に造られた橋梁や道路が更新時期を迎え、修繕箇所が増加する状況の中で、長寿命化修繕計画に基づき補修・更新を行うなど、適正な維持管理を行います。
- 人にやさしい道路環境をめざし、道路や歩道の整備を進めるとともに、市民との協働によるアドプト・ロード・プログラムの取り組みを推進します。

■ 10 年後のめざす姿

市内道路網及び広域道路網が整備され、市内外のネットワークが強化されるとともに、誰もが安心して移動できる道路環境が構築されています。

105 高度経済成長期：昭和 30 年代に日本の経済成長率が年平均 10%を超え、諸外国に例を見ない経済成長を遂げた時期。

■住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
アドプト・ロード・プログラム団体数 (府＋市)	26 団体	27 団体	31 団体	32 団体
アドプト・ロード・プログラム団体数(市)	12 団体	13 団体	17 団体	18 団体
緊急交通路等の橋梁の耐震化率	20.0%	30.0%	20.0%	39.0%
舗装修繕計画の補修率	3.0%	11.0%	9.7%	19.0%
(参考)「道路や橋などの交通網」に関する市民満足度	14.4%	17.5%	14.2%	20.0%

■施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	道路網の整備		都市整備課 道路課
	内 容	継・市内道路網の整備	
	容	充・広域的な幹線道路等の整備促進	
2	道路・橋梁の維持管理		道路課
	内 容	継・道路・橋梁の計画的な維持管理	
	容	継・安全性に配慮した道路・歩道の整備	
	容	継・アドプト・ロード・プログラムの促進	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
舗装修繕計画	R2 ～
橋梁長寿命化修繕計画	H25 ～
河内長野市都市計画マスタープラン	H28 ～ R7

施策

No.29

公共交通の充実



■現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 人口減少や少子高齢化により、バスなどの公共交通の利用者減少が進む一方で、高齢化を踏まえ、より綿密な公共交通網の構築を望む声が多くなっています。
- 市民生活の質の向上につながる交通体系の確立のため、河内長野駅・千代田駅・三日市町駅・美加の台駅の4駅のエリアをモックルコミュニティバスで結び、公共施設へのアクセスの充実を図るとともに、一部路線の上限200円運賃の試行運行やバスマップ、企画乗車券のPRチラシの配付など、公共交通の利用促進を図っています。
- 公共交通空白・不便地域の解消に向け、一部地域において、地域とタクシー会社との連携による「乗合タクシー」の運行を行うとともに、地域の実態に応じた公共交通のあり方について地域住民との勉強会を実施しています。
- 公共交通の維持発展に向け、高齢者等の利便性を目的とした、路線バスの一部区間についてフリー乗降制度やノンステップバスの導入などに取り組んでいます。

今後の課題や取り組みの方向

- 公共交通空白・不便地域の解消をめざすとともに、生活利便性の向上を図るため、地域の特性にあわせ、市民・交通事業者・行政などとの協働による地域主体の交通の確保を行うなど、交通ネットワークの充実を促進します。
- 人口減少や少子・高齢化に対応するため、既存ルートにこだわらず、需要やまちの変化に応じて、柔軟に公共交通網を検討していくとともに、高齢者をはじめ、誰もが利用しやすく、利用する人に優しい公共交通サービスの充実を推進し、公共交通の持続・発展を図ります。
- 自動運転や地域の様々な輸送資源などの情報収集にも努め、持続可能な移動手段の確保をめざしていきます。

■10年後のめざす姿

地域の実態に応じた交通ネットワークが整備され、市民の生活利便性が確保されています。

■住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
バス年間利用者数 (H27 実績を 100 とする)	100.00	100.00	89.85	100.00
公共交通不便地域への支援 (支援地区数)	1件	3件	3件	3件
(参考)「バスなどの公共交通サービス」 に関する市民満足度	12.1%	14.6%	11.3%	17.1%

■施策の展開

No.	主な取り組み			担当課
1	公共交通によるネットワーク化の推進			都市計画課
	内容	継	・コミュニティバスの維持・充実・改善	
		継	・バス路線の維持・確保・改善	
		充	・地域の特性に合わせた交通手段の確保（乗合タクシーなど）	
		充	・公共交通空白・不便地域解消へ向けた取り組み	
2	公共交通サービスの充実			都市計画課
	内容	継	・バスの利便性の向上など公共交通の利用促進策の実施	
		継	・高齢者などの移動困難者への支援	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市地域公共交通計画（第2期地域公共交通網形成計画）	H30～R4



施策

No.30

上下水道の整備



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 上下水道は、良好な水循環を創出し、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で欠くことのできない都市基盤施設、ライフライン¹⁰⁶となっています。
- 上水道については、安全で強靱な水道システムの構築をめざし発足した「河南水質管理ステーション」において水道水の安全性の確保を図っています。
- 下水道等の生活排水処理施設は、快適な生活環境の確保と河川などの公共用水域の水質保全など多面的な役割を担っていることから、公共下水道汚水管渠の整備や市設置型浄化槽の設置に取り組み、水洗化を図っています。
- 上下水道施設の老朽化・耐震化対策としては、改築更新を進めています。

今後の課題や取り組みの方向

- 安全な水の安定供給を推進するため、今後も地震や事故に強い水道システムの構築に取り組むとともに、基幹水道施設と基幹管路の耐震化事業に取り組みます。
- 生活排水の適切な処理について、公共下水道と市設置型浄化槽のすみ分けを行い、効率的・経済的な処理方式による事業を進め、より一層の水洗化を図ります。また、老朽化した下水道施設がさらに増加するため、計画的に点検、調査を行い、効率的な改築・更新を図ることで、安全かつ快適で衛生的な生活環境の確保に努めます。
- 上下水道ビジョンに掲げた将来像・目標を達成するため、施策を着実に実施するとともに、その進捗管理を行うことで、持続可能な上下水道事業の経営をめざし、経営の効率化及び健全化を図ります。
- 人口減少に伴う使用水量の減少により、水道料金・下水道使用料の減収が想定されますが、上下水道施設の老朽化・耐震化対策に係る事業費を確保していく必要があります。

■ 10年後のめざす姿

災害に強い上水道施設等の整備が進み、市民の安全・安心な暮らしが確保されています。また、生活排水が適切に処理され、かつ、下水道施設が適正に維持管理されることにより、市民の安全かつ快適で衛生的な生活環境が確保されています。

106 ライフライン：市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステムの総称。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
上水道管路の耐震化率	22.7%	28.7%	25.9%	36.2%
下水道普及率 (浄化槽を含む)	91.1%	93.6%	96.7%	96.6%
老朽下水道管路の改築更新延長	5,399m	12,500m	12,103m	18,000m
(参考)「上下水道」に関する市民満足度	23.3%	24.6%	23.2%	24.6%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	安全な水の供給		水道課
	内 容	充 ・ 水質管理体制の確立	
	継 ・ 水質基準改正への対応		
2	強靱な水道施設の構築		水道課
	内 容	継 ・ 基幹水道施設及び水道管路の耐震化事業の推進	
	充 ・ 老朽化施設及び設備の更新事業の推進		
3	安定した下水道（汚水）の整備・管理		下水道課
	内 容	継 ・ 下水道事業（汚水）の推進（浄化槽整備を含む）	
		充 ・ 老朽化した管路の計画的な改築・更新	
		充 ・ 下水道施設（汚水）の維持・管理	
		継 ・ 水洗化の促進	
4	安定した下水道（雨水）の整備・管理		下水道課
	内 容	継 ・ 下水道事業（雨水）の推進	
		継 ・ 老朽化した管路の計画的な改築・更新	
		充 ・ 下水道施設（雨水）の維持・管理	
		継 ・ 浸水被害軽減対策の実施（内水ハザードマップ作成）	
5	持続可能な上下水道事業の経営		経営総務課 水道課 下水道課
	内 容	継 ・ 経営の効率化及び健全化	
		継 ・ 上下水道施設の整備計画・更新計画の策定及び見直し	
		新 ・ 水道施設のダウンサイジング ¹⁰⁷ の実施	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市水道施設整備計画	R1 ～ R10
河内長野市上下水道ビジョン	R1 ～ R10
河内長野市生活排水処理計画	R3 ～ R12
河内長野市下水道ストックマネジメント計画	H29 ～ R7

107 ダウンサイジング：人口減少に応じた規模に縮小すること。

施策

No.31

商工業の振興



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 少子・高齢化に加え、消費者ニーズの多様化やインターネット販売の拡大等を背景に、商業形態そのものが変化するとともに、社会経済のグローバル化の進展により、特に製造業については生産コストの高騰や生産拠点の移転、人材確保の困難など、経営環境は厳しくなっています。
- 本市では、商工会などと連携しながら企業訪問を実施し、事業者ニーズの把握に努め、販路開拓への支援など経営や金融面に関する支援に取り組んでいます。
- 本市の産業活力の維持、拡大を図るため、産業振興ビジョン及び産業振興に関する提言に基づき、既存事業者への支援や起業促進、企業誘致の推進等に取り組んでいます。

今後の課題や取り組みの方向

- 地域経済を支え活力を維持するため、不足する産業用地の確保に取り組み、市内事業者の事業拡張や市外からの企業誘致を推進するとともに、市内で起業する創業者を支援する取り組みを関係機関と連携して実施することで、市内での働く場を確保し、より多くの市民が地元で働くことができる環境を構築します。
- 地域商業を維持し、消費者ニーズや市場・顧客ニーズにも応えることができるよう、商工会や商店連合会などと情報交換を行い、連携・協力しながら、商工業の活性化に取り組めます。
- 今後加速化するデジタルトランスフォーメーション¹⁰⁸ (DX) を見据えながら、市内事業者の成長発展が市内経済の発展につながるよう、下支えとなる金融面を含む各種支援を強化します。

■ 10年後のめざす姿

地域の特性である豊かな資源を活かしながら、事業者や関係団体と行政の連携等を進めることにより、市内企業の経営基盤の安定や、新規創業等による雇用の創出など、商工業の振興が図られています。

¹⁰⁸ デジタルトランスフォーメーション：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
事業所数	2,814	2,800	2,858	2,800
小売店舗年間商品販売額	66,596 百万円	66,600 百万円	64,967 百万円	66,600 百万円
製造品出荷額	79,269 百万円	79,300 百万円	93,714 百万円	79,300 百万円
法人市民税納税事業所数	1,556	1,556	1,636	1,556
(参考)「商業地などのにぎわい」に関する市民満足度	3.3%	6.7%	4.2%	10.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内容	商工業事業者に対する支援	産業観光課
		充 ・意欲的に挑戦する事業者の拡大の支援	
		充 ・人材確保及び人材育成や事業基盤強化の促進	
		継 ・地域産業の情報発信	
		継 ・経営に関するサポート体制の支援	
		継 ・各種支援制度の活用や情報の提供	
		継 ・産官学金の連携による支援体制の強化	
2	内容	魅力ある商業活動の推進	産業観光課
		継 ・事業者との多様な連携の促進	
		継 ・買い物困難者対策の推進	
		充 ・地域商業の活性化推進	
3	内容	事業者の参入・育成につながる仕組みづくり	産業観光課
		継 ・起業・創業の推進	
		充 ・企業誘致の推進 (産業用地の確保を含む)	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市産業振興ビジョン	H26 ～ R5

施策

No.32

農林業の振興



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 農林業を取り巻く環境が厳しさを増す中、農林業の担い手の高齢化や後継者不足などによる耕作放棄地や管理放棄林が増加しており、担い手の育成や経営安定化に向けた支援が重要となっています。
- 農空間保全のため、基盤整備及び土地改良施設の保全・改良や有害鳥獣対策を推進しています。
- 各種営農支援策や有害鳥獣対策の実施により、農産物直売所における売上及び客数、出荷農家数は着実に増加しています。
- かわちながの森林プランに則し、森林整備や「おおさか河内材」の利用促進にかかる事業や支援を実施し、豊かな森林空間の保全につなげるとともに、多様な目的での活用促進に取り組んでいます。

今後の課題や取り組みの方向

- 農産物直売所において、売上は着実に増加しているものの、品揃えなどに課題があることから、栽培講習会の実施やブランド化、6次産業化¹⁰⁹の推進など農林産物の出荷拡大に取り組むとともに、販売農家の育成及び体験農園などの都市農村交流を促進します。
- 農家の高齢化や後継者不足は喫緊の課題であり、営農支援や鳥獣被害対策、ふるさと農道やほ場整備などの生産基盤の整備を進めることにより、販売農家の育成、担い手の確保などの取り組みを継続して実施します。
- 林業においても高齢化や後継者不足が課題であり、林業講座の実施や公共施設や住宅での木材利用促進などによる「おおさか河内材」の流通促進、林道などの整備の推進など、林業従事者等の育成・支援に取り組むことで、多様な担い手の育成・確保の実現につなげます。
- 農空間、森林空間の保全に向けた意識啓発を図るとともに、農空間の整備促進及び森林空間の多様な目的での活用促進に取り組みます。

■ 10年後のめざす姿

農林業の多様な担い手が育成・確保され、地域資源を活かした安定的かつ持続的な農林業が展開されており、多面的機能を有する豊かな森林空間が保たれています。

¹⁰⁹ 6次産業化：農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことをめざしたものを。

■住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
農業従事者数 (兼業農家含む)	934 人	934 人	844 人	844 人
林業従事者数	48 人	48 人	29 人	48 人
朝市・直売所の売上高	2.59 億円	7.20 億円	7.89 億円	8.00 億円
農地集積面積	-	-	17.9ha	24ha
森林経営管理制度に基づく経営管理意向調査実施率	-	-	0%	30%
森林ボランティア登録数	86 人	120 人	85 人	145 人
(参考)「農林業の振興」に関する市民満足度	5.1%	7.5%	4.9%	6.1%

■施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内容	地域経済を支える農林業の推進	農林課
		継・農林業を支える多様な人材の育成・確保	
		継・多様な担い手による森林整備への参画の推進	
		継・地元材の利用促進	
		継・農林業の経営基盤の整備・支援	
		充・自給的農家から販売農家への転換	
2	内容	農林業の経営基盤の整備	農林課
		継・農林業の生産基盤の整備	
		継・鳥獣被害対策の推進	
		継・森林整備の集約化の推進	
		継・ふるさと農道整備の促進・活用	
3	内容	地元農林製品の生産体制と販路拡大	農林課
		継・農林業生産体制の支援	
		充・農林商工連携による農林産物のブランド化及び6次産業化、地産地消の推進	
		継・生産性、収益性の高い農林産物の奨励	
		継・農産物直売所を活用した市内農産物の流通促進	
		充・おおさか河内材の流通体制の構築及び普及・啓発	
		継・公共施設や住宅での木材の利用促進	
4	内容	魅力的で多様な目的に活用される農空間、森林空間の形成	農林課
		継・農空間、森林空間を守り育てる意識の醸成	
		継・農空間、森林空間の整備推進及び保全・活用	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野農業振興地域整備計画	H24～R3
河内長野市営農振興計画	H25～
河内長野市産業振興ビジョン	H26～R5
河内長野市森林整備計画	R2～R11
第2期かわちながの森林プラン	H29～R8
河内長野市木材利用基本方針	H25～

施策

No.33

観光の振興



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 本市は、古くから高野街道の宿場町として栄え、大阪都心などに近い交通至便の地でありながら、金剛・岩湧と連なる山々に囲まれた緑の自然美と数多くの史跡、文化財等の観光資源を有しています。
- 近年はレジャー型観光だけでなく、地域資源を活かした自然や歴史・文化、産業などの体験型観光への注目度が増し、観光ニーズが多様化しています。
- 多様化する観光ニーズに対応し、交流人口の増加を図るため、自然や歴史・文化等の観光資源を有効活用し、観光協会・観光ボランティア等の市民参画を図りながら、受け入れ体制の強化に取り組んでいます。
- 道の駅「奥河内くろまろの郷」の活性化や観光に関する環境整備の推進、観光魅力の効果的な発信などにより、交流人口が増加しています。

今後の課題や取り組みの方向

- 自然や日本遺産をはじめとした歴史・文化等の観光資源を最大限に活かしながら、本市がめざす集客と消費を高める観光振興の推進につなげます。
- 市内への誘客のため、観光マーケティングの実施による調査・分析を行い、本市の観光魅力の効果的な発信を戦略的に進めるとともに、広域的な連携による観光振興を推進します。
- 案内板の整備など観光客が利用しやすい環境整備を進めるとともに、観光協会・観光ボランティアなどを含めた市民・関係団体と連携し、外国人対応も含めた受け入れ体制の整備を図ります。
- 交流人口のさらなる増加と経済活動の活性化を図るため、道の駅「奥河内くろまろの郷」を観光ハブ¹¹⁰拠点として観光関連産業との連携強化を図ります。

■ 10年後のめざす姿

河内長野の魅力を最大限に活かすとともに、おもてなしの心を持って観光客を受け入れる体制を整備するなど、観光の振興を図ることにより、交流人口が増加し、地域の人と訪れる人がふれあい、にぎわいが創出され、経済の活性化にも寄与しています。

¹¹⁰ 観光ハブ：観光情報や交通手段などが集まり、観光客の活動の中心となる施設。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
観光入込客数	986,800 人	1,051,000人	1,134,000人	1,076,000人
観光ボランティア数	194 人	170 人	170 人	170 人
(参考)「観光事業」に関する市民満足度	5.1%	8.0%	6.2%	10.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	地域資源の発掘と活用		産業観光課
	内 容	- 充 ・ 地域資源を活かした観光の推進 - 充 ・ 観光を支える人づくり	
2	観光振興のための仕組みづくり		産業観光課
	内 容	充 ・ 観光関連産業の連携強化	
	内 容	充 ・ 観光客の受け入れ体制の整備	
	内 容	充 ・ 広域的な連携の推進	
3	観光魅力の発信		産業観光課
	内 容	- 継 ・ 日本遺産等の観光魅力の発信強化 - 充 ・ 観光情報の効果的な発信	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市観光産業振興計画	H30 ～ R7
河内長野市産業振興ビジョン	H26 ～ R5



施策

No.34

雇用の確保と 就労・労働環境の充実



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 昨今の雇用情勢については、全国と比べれば、依然として厳しい状況が続いています。加えて新型コロナウイルスの影響で求人の減少が続き、雇用情勢は一段と悪化しています。産業構造や雇用形態の変化、新しい生活様式への対応を背景に、職業観やライフスタイルの多様化など、就労環境は大きく変化しています。
- 本市では、すべての勤労者や求職者が安心して働くことができるよう、勤労者の職場定着に向けた相談事業や講座の開催、就職困難者等に対する各種支援事業、福利厚生事業の推進などに取り組んでいます。
- 安定した雇用・就労機会の確保と安心して働き続けられる環境整備をめざして、労働環境の向上に向けた市内企業への働きかけや、地元高校や就労関係機関などとの連携に取り組み、就労・労働環境の充実につなげています。

今後の課題や取り組みの方向

- 厳しい雇用情勢が続く中、就労・労働環境の充実を図るため、就労相談や労働相談を行うとともに、就労ニーズや雇用状況に応じた就労機会の確保と職業能力向上を図るための就労支援を推進します。
- 若者や女性、高齢者、就職氷河期世代などを含めた就職困難者に対する就労支援や、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、年齢や性別に関わらず安心して働き続けられる労働環境づくりに向け、事業者への働き方改革推進の啓発や、就労関係機関との連携をさらに進め、個人のニーズに合わせた就労・労働支援事業の促進につなげていきます。
- 既存の市内企業への支援の強化や企業誘致の推進などによる雇用や働く場の拡充を図りながら、職住近接¹¹¹をめざし、地元企業への就労に向けた取り組みを推進します。

■ 10年後のめざす姿

多様な働き方が選択でき、安定した雇用・就労機会が確保されているとともに、年齢や性別などに関わらず安心して働き続けられる環境が整っています。

¹¹¹ 職住近接：居住地と職場が近いこと。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
「身近な場での働きやすさ」に関する市民満足度	3.7%	6.9%	5.3%	10.0%
有効求人倍率 (ハローワーク河内長野管内)	0.69 倍	0.69 倍	0.85 倍	0.69 倍
(公財) 勤労者福祉サービスセンター 被登録者数	875 人	900 人	831 人	900 人

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内 容	就労環境の充実	産業観光課
		継・就労相談・情報提供の実施	
		継・就労支援機関との連携による支援	
		充・若者・女性・高齢者等の雇用の確保・拡大	
		充・地元企業での雇用・就労に向けた取り組み	
2	内 容	労働環境の充実	産業観光課
		継・労働相談・情報提供の実施	
		継・市内事業所のコンプライアンス遵守に向けた啓発	
		継・職場環境の改善に向けた啓発	
		継・労働関係機関との連携による支援	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市産業振興ビジョン	H26～R5

施策

No.35

都市ブランドの構築と魅力発信



現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 本市が「選ばれる都市」となるためには、市民の本市に対する誇りや愛着を高めていくとともに、都市イメージのブランド化によるまちの品格や評価を高め、市外からの関心や憧れの獲得につなげることで、市民の転出抑制と転入者や観光客の増加に結び付けていく必要があります。
- 「ちかくて ふかい 奥河内」をキーワードとしたイメージ戦略や、様々な分野での魅力発信により、「緑に囲まれた自然豊かな暮らし」「国宝・重要文化財などの歴史・文化遺産」というイメージが市内外に浸透しつつあります。
- 都市ブランドの構築に向け、市民が主体となった都市ブランド検討会議において、「将来都市像」を共有しながら、本市の魅力や強みを活かした都市ブランドの戦略的な方策の検討を進めてきました。
- 河内長野市広報戦略プランに基づき、市民や事業者等との協働を進め、市民の本市への誇りや愛着、一体感の醸成とともに、各施策の目的やターゲットに応じて、多様な媒体を活用した情報発信や報道機関へのパブリシティ¹¹²などに取り組んでいます。
- U・I・Jターンなどの移住者受け入れや観光客へのおもてなしの意識醸成等に取り組んでいます。

今後の課題や取り組みの方向

- 市民・関係団体・事業者・行政等が連携して市民の本市に対する誇りや愛着を高め、まちの魅力を発掘・創出し、「河内長野市ブランド」を構築します。
- 住む(住宅政策や交通政策)・働く(就労支援や創業支援)・学ぶ(学校教育や生涯学習)・遊ぶ(観光やスポーツ)・買う(観光振興やふるさと納税)などの様々な場面で本市が「選ばれる都市」となるよう、庁内部局間の連携強化を促進するとともに、市民や事業者等との協働による効果的・効率的なプロモーションを包括的に展開していきます。
- U・I・Jターンなどによる新規移住者の受け入れや、本市を訪れる観光客など来訪者の受け入れ体制の充実を図ります。

10年後のめざす姿

市民の本市に対する誇りや愛着、市内外からの認知度や好感度が高まることにより、住む・働く・学ぶ・遊ぶ・買うなどの様々な場面において本市が「選ばれる都市」となっています。

¹¹² パブリシティ：PRの一種でプレスリリースや報道機関への応対などを通じ、メディアに内容を取り上げてもらう活動のことをいう。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
「河内長野市に愛着と誇りを感じている」市民の割合	45.9%	50.0%	38.8%	55.0%
「河内長野市に住み続けたいと感じている」市民の割合	51.4%	55.0%	45.5%	60.0%
観光入込客数	986,800 人	1,051,000人	1,134,000人	1,076,000人
社会動態の転入者／転出者の率	75.0%	90.0%	78.0%	98.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	市民との協働による都市ブランドの構築・推進		広報広聴課
	内 継	・市民の本市への誇りや愛着、一体感の醸成	
	容 継	・都市ブランドの戦略的な方策の策定・運用	
2	効果的な都市魅力の発信		広報広聴課
	内 継	・各施策に応じた効果的な情報発信	
	容 継	・市民や事業者などとの協働による効果的なプロモーション	
	容 継	・紙媒体やインターネットなど多様な媒体による情報発信	
	容 継	・報道機関との連絡調整によるパブリシティの推進	
3	移住者等の受け入れ体制の整備		広報広聴課 産業観光課
	内 継	・U・I・Jターンなどの新規移住者に対する受け入れ体制の構築	
	容 継	・観光客に対するおもてなしの意識醸成	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市広報戦略プラン～まちへのファンを増やす魅力発信～	H29 ～

施策 No.36 協働の推進と地域 コミュニティの活性化



現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 複雑化・多様化する地域課題や市民ニーズに行政だけで対応することが困難となる中、地域コミュニティの重要性が再認識されており、市民主体の地域づくりが重要となっています。
- 本市では、広報紙やホームページ等による情報提供のほか、パブリックコメント¹¹³やアンケート、市長との意見交換会など広聴機能の充実を図っています。
- 市民公益活動支援センターを中心に市民公益活動の活性化を図るとともに、市民向け講座や職員の研修により、地域と行政の協働促進に向けた人材育成の取り組みを行っています。
- 集会所整備補助など自治会活動の活性化への支援のほか、地域まちづくり協議会において、地域課題の解決へ向けた市民主体の取り組みを進めています。
- 協働の推進と地域コミュニティの活性化のため、これまでの取り組みの維持・充実を図るとともに、地域の状況や社会潮流を把握しながら、市民主体のまちづくりにつなげる新たな事業にも取り組んでいます。

今後の課題や取り組みの方向

- 市民公益活動の活性化に向け、市民公益活動支援補助金等について、PR強化とニーズ把握を行うことで、使いやすい制度につなげます。
- 若者をはじめとする多様な担い手の確保や多様な主体の連携・協働の促進、相談・コーディネート機能をはじめ、社会潮流に合った新たな活動や地域まちづくり活動の支援を行うなど、市民公益活動支援機能の充実を図ります。
- 地域コミュニティ活動の活性化に向けて、「地域まちづくり協議会」など地域ぐるみで行うまちづくり活動について、世代や分野を超えた連携を進め、地域特性に合ったボトムアップの取り組みを推進するとともに、女性や現役世代の参画など体制の維持・充実への支援を行います。
- 自治会を取り巻く社会状況を踏まえ、活動のさらなる活性化と負担軽減策に取り組むとともに、集会所整備補助やコミュニティ施設の利用促進に向けた設備更新など、活動拠点の確保を支援します。

10年後のめざす姿

地域コミュニティが活性化され、多くの市民が地域のまちづくり活動に主体的に参画するとともに、担い手である市民等と行政とが、まちづくりの方向性を共有し、相互理解に基づく、多様な主体による「協働によるまちづくり」が進められています。

¹¹³ パブリックコメント：行政が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞き、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
「地域のまちづくり活動が充実していると感じている」市民の割合	18.4%	24.0%	19.8%	30.0%
地域のまちづくり活動への参加状況(年1回以上参加した市民の割合)	46.8%	48.0%	51.7%	52.0%
ボランティア・市民公益活動団体数	128 団体	135 団体	135 団体	140 団体
(参考)「市民同士の連携や市民と行政の協働」に関する市民満足度	7.4%	15.0%	7.2%	20.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	市政に関する情報の共有と市民参画の推進		広報広聴課 自治協働課
	内 容	継・見やすく親しみやすい広報機能の充実	
		継・様々な機会を通じた広聴機能の充実	
		継・行政への市民参画の促進	
2	市民公益活動への支援		自治協働課
	内 容	継・市民公益活動支援補助金制度の活用促進	
		継・市民公益活動団体等の連携・協力に向けた支援	
		充・市民公益活動支援機能の充実	
3	協働の促進		自治協働課
	内 容	充・協働のまちづくりの推進のための人材育成の充実	
		充・市民、市民公益活動団体、大学、事業者など、多様な担い手との協働の促進	
4	コミュニティ活動の促進		自治協働課 環境政策課
	内 容	継・地域の自治会活動活性化への支援	
		充・地域まちづくり協議会等の地域の主体的なまちづくり活動への支援	
		継・コミュニティ施設の利用促進	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
市民公益活動支援及び協働促進に関する指針	H18～

施策

No.37

効果的・効率的な 行政運営の推進



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 人口減少や少子・高齢化が進む中、本市の特性に応じた特色ある施策を推進するために、効果的・効率的な行政運営が求められています。
- 国連は、令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の持続可能な開発目標(SDGs)を定め、国でもSDGs達成に向けて総合的な取り組みを推進しており、本市においても地域課題に対応するため、SDGsの理念を反映した市政運営が求められるとともに、企業や地域においても取り組みが期待されます。
- 本市では、行政評価を活用したPDCAサイクルの構築を進め、施策の選択と集中による効果的・効率的な行政運営を推進しています。
- 行政経営プランに基づき、取り組み項目を着実に実行し、事務の集約や担い手の最適化、情報通信技術¹¹⁴を用いた事務の簡素化・効率化による行政サービスの向上と事務コストの削減を進めています。
- 市民ニーズの多様化・高度化に対応するため、職員の能力開発に向けた研修等を実施するとともに、人事評価制度の導入や人事評価制度を活用した人事・給与制度の導入、適材適所の人事配置などに取り組んでいます。
- 近年、パソコンやスマートフォンなどの普及による利便性の向上が図られており、本市でも、行政サービスの情報化や庁内の情報基盤の維持・管理など内部事務の効率化を図るとともに、マイナンバー制度¹¹⁵やコンビニ交付の導入など行政サービスの向上に取り組んでいます。

今後の課題や取り組みの方向

- 人口減少、少子・高齢化が進行し、財政状況が厳しくなる中、多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、計画的な行政運営の推進に向け、施策の選択と集中や事業の見直しを進め、将来世代へ負担を先送りしない持続可能な行政経営を進めます。
- 情報格差への配慮や情報セキュリティ¹¹⁶対策の推進など情報の適正管理を図りながら、情報通信技術の活用による行政の簡素化・効率化を図り業務改革に取り組むとともに、AIやRPAなど新たな情報化技術について、効果性の検証を進めます。
- 簡素で柔軟な組織づくり「市民と共にまちを創造し、信頼される職員」をめざして、職員の意欲・能力の向上や適材適所の人事配置に取り組み、効果的・効率的な行政運営の実現を図ります。

■ 10年後のめざす姿

行政評価を活用した行政経営の仕組みにより施策の選択と集中が進み、時代に即した行政サービスが提供されています。また、庁内連携や民間活力の活用などの効果的・効率的な推進体制により、計画的な行政運営が行われています。

¹¹⁴ 情報通信技術：情報・通信に関する技術の総称。

¹¹⁵ マイナンバー制度：国内で住民登録をするすべての人に12桁の番号を割り振り、国や自治体等が社会保障と税、災害対策などの分野で利用する制度。

¹¹⁶ 情報セキュリティ：電子的な手段を利用した情報のやりとりに関する安全性や信頼性の確保のこと。

■住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
行財政改革 ¹¹⁷ の取り組み項目の達成率	94.0%	100.0%	52.7%	100.0%
行政サービスの電子化件数	35 件	40 件	37 件	45 件
(参考)「行政改革への取り組み」に関する市民満足度	4.3%	7.2%	4.9%	10.0%

■施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	内容	効果的・効率的な行政運営の確立	政策企画課 総務課
		継・計画的な行政運営の推進	
		新・持続可能なまちづくりのための SDGs の研究、普及啓発	
		継・行政評価を活用した行政運営の推進	
		継・外部評価制度の推進	
		充・民間活力の活用や行政サービスの向上	
		継・効果的・効率的で市民ニーズに的確に対応できる組織体制の構築	
		継・定員の適正化	
2	内容	市民に信頼される人材の育成	人事課
		継・人物重視の職員採用	
		継・職員の能力開発及び育成	
		継・適材適所の人事配置	
3	内容	行政手続き及び行政事務の情報化の推進	総務課
		継・行政サービスの電子化の推進	
		継・庁内情報システムの導入及び適正な運用	
		継・情報セキュリティ対策の推進	
4	内容	広域連携の推進	政策企画課
		継・近隣自治体との連携による行政サービスの向上	
		継・事務の共同化による行政コストの削減	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市行政経営改革プラン	R3 ～ R7
河内長野市職員人材育成基本方針（改訂版）	H26 ～
河内長野市コンプライアンス推進指針	H27 ～
河内長野市情報化推進方針	H21 ～

¹¹⁷ 行財政改革：地方自治体が行う財政面での経費節減と効率化、行政サービスの質の向上を目的とした改革。

施策

No.38

健全な財政運営の推進



■ 現状と課題

現状やこれまでの取り組み

- 本市では、公共建築物をはじめ、道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設などが更新時期を迎えるとともに、高齢化の進展により社会保障関係経費が増加する一方、生産年齢人口の減少により、市税をはじめとする歳入の伸びは期待できない状況であり、厳しい財政状況となっています。
- 人件費や建設事業債の発行抑制による公債費の圧縮など歳出の抑制を図るとともに、市税の適正課税の推進や徴収率向上、基金の一括運用などによる資産の有効活用、ふるさと納税の拡充等による歳入の確保に努めるなど、健全な財政運営に向けた取り組みを進めています。
- 滞納整理の早期着手などに取り組んだ結果、市税徴収率は向上しており、高齢化等の影響により市税が減収しているものの、事業の組換えや業務改革などの取り組み、包括予算制度に基づく各部局の創意工夫により、必要な市民サービスを確保しています。
- 公共施設等については、すべてを維持管理・更新していくことは困難であることから、「公共施設等総合管理計画」や、その実施計画である各公共施設等の「長寿命化計画」や「個別施設計画」などに基づき、公共施設等の長寿命化や最小化、最適化などに向けた取り組みを進めています。

今後の課題や取り組みの方向

- 本市の財政状況は依然厳しいものの、持続可能な行政経営を行うため、限られた財源の中で「全庁視点」による横断的な改革と「現場視点」による事業の見直しに取り組みます。
- 適正課税の推進、徴収率の向上、受益者負担の適正化、資産の有効活用などにより自主財源の確保を行うとともに、実効性のある行財政改革に積極的に取り組み、財政の健全化を図ります。
- 滞納事案の早期対応、差押などの強制徴収を進め、効率的な滞納整理を行うとともに、高額・困難案件は、大阪府域地方税徴収機構へ引継ぐことにより徴収の強化を図り、徴収率の向上を図ります。
- 公共施設等のうち、インフラ施設については住民生活に直結し、なくすことが困難であることから、施設の長寿命化や耐震化を進め、公共建築物については、施設機能などが重複しているものは稼働状況や採算性等を十分に検証した上で統廃合や複合化、また、管理運営の見直しなどとともに、ネーミングライツ¹¹⁸や有料広告事業などの新たな財源の確保に向けた取り組みを進めます。
- 公有財産の適切な維持管理を行うとともに、「資産の有効活用基本方針」に基づき、公有財産の有効活用を推進します。

■ 10年後のめざす姿

公共施設等の適正な機能の確保を行い、中長期的に持続可能かつ計画的な財政運営が図られているとともに、歳入の確保と徹底した歳出の抑制により、安定した財政基盤が確立されています。

¹¹⁸ ネーミングライツ：公共施設等への愛称を命名する権利を付与し、得られた収入を施設の持続的な管理、運営等に充てることにより、施設利用者に対するサービスの向上を図ること。

■ 住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
市税徴収率 (現年分)	99.28%	99.12%	99.20%	99.39%
経常収支比率 (普通会計)	103.9%	95.0%	99.2%	96.7%
実質公債費比率 (普通会計)	5.5%	5.3%	2.3%	2.3%
(参考)「適正で透明性の高い財政運営」に関する市民満足度	4.6%	7.3%	6.0%	10.0%

■ 施策の展開

No.	主な取り組み		担当課
1	自立的な財政運営		財政課
	内 容	継・財政健全化に向けた取り組みの推進	
		充・基金の効果的・適正な運用	
		継・国・府補助金の有効活用	
2	安定した財政基盤の確保		税務課 財政課 政策企画課
	内 容	継・適正課税の推進と徴収率の向上	
		継・公会計制度の活用	
		継・受益者負担の適正化	
		充・ふるさと納税の拡充	
4	公共施設等の適切な維持管理と有効活用		資産活用課
	内 容	充・公共施設等の維持保全・有効活用の実施	
		継・市有財産の有効活用	

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市行政経営改革プラン	R3～R7
公共施設等総合管理計画	H27～R7
公共施設再配置計画	R1～R7
資産の有効活用基本方針	H27～

第5章

地域別計画

第1節	地域別計画の概要	124
第2節	地域別計画について	126
1	長野小学校区	128
2	小山田小学校区	130
3	三日市小学校区	132
4	天見小学校区	134
5	川上小学校区	136
6	千代田小学校区	138
7	楠小学校区	140
8	天野小学校区	142
9	高向小学校区	144
10	加賀田小学校区	146
11	石仏小学校区	148
12	南花台小学校区	150
13	美加の台小学校区	152

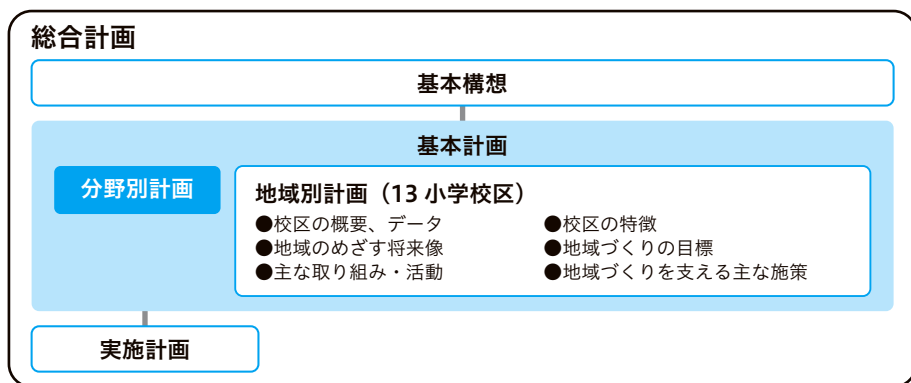
第5章 地域別計画

第1節 地域別計画の概要

1. 地域別計画の趣旨と内容

各地域で特性や課題が異なることから、全市一律のまちづくりではなく、より地域の実態に合った個性ある地域づくりを市民主体で進めていくため、より身近な地域である小学校区を「地域」の基本単位として、主にソフト面のまちづくりの方針を示す「地域別計画」を策定します。

本計画では、地域の将来像や目標とともに、市民が主体的に行う取り組みや、市民と行政が協働して行う取り組みなどを示します。



※地域区分



2. 地域別計画の期間

計画の期間は、平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度の 10 年間とし、後期基本計画における地域別計画は令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度の 5 年間とします。

3. 分野別計画との関係

地域別計画では、地域の魅力や課題を踏まえ、地域がめざす将来像を掲げるとともに、将来像の実現に向けて、市民が主体的に取り組むものや市民と行政の協働による取り組みをまとめています。また、これらの取り組みを行政が支えていくため、分野別計画に示している関連施策を「地域づくりを支える主な施策」としてまとめており、地域別計画の推進にあたっては、分野別計画との連携・調整を図り、相乗効果を高めながら、地域特性に合ったより効果的なまちづくりを進めていきます。

4. 地域別計画の策定経過

地域別計画は、小学校区ごとに開催した地域別ワークショップでの意見を踏まえて、とりまとめています。

5. 地域別計画の進め方

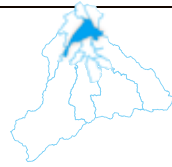
地域別計画に描いた地域の将来像の実現に向けては、自治会や町会をはじめ、各種団体、NPO、事業者など多様な主体によるネットワーク化を図り、地域ぐるみで取り組みを進めていくことが必要となっています。市では、このような地域ぐるみでまちづくりを行う仕組みとして、地域のネットワーク組織である「地域まちづくり協議会」を推進しています。

今後、地域別計画の実現に向け、市と地域が連携・調整を図り、地域ぐるみの取り組みを進めるとともに、地域の主体性を尊重しながら、地域のまちづくり活動を支援していきます。

第2節 地域別計画について

小学校区の人口や地域資源等の概要、位置などについて記載しています。

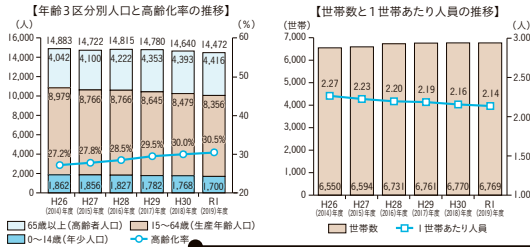
1. 長野小学校区



■長野小学校区の概要、データ

人口 (R2.3)	14,472 人 (市全体の 13.9%) (男性: 6,870 人、女性: 7,602 人)
高齢化率 (R2.3)	30.5% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	6,769 世帯 (市全体の 14.3%)
交通条件、地理的条件	南海・近鉄河内長野駅、国道 310 号、大阪外環状線、国道 170 号、国道 371 号、中心商業地、住宅地
観光資源・特産品・施設等	ノバティながの、高野街道 (酒蔵通り)、つまようじ資料室、長野神社、西代神社と西代神楽、奥河内さくら公園、テクルート、地酒 (天野酒)、つまようじ、長野小学校、長野中学校、市役所、ラプリーホール (文化会館)、キックス (市民交流センター、図書館)、武道館、ノバティホール、子ども・子育て総合センター、河内長野駅前観光案内所、河内長野荘、職業安定所、河内長野警察、長野高等学校 (府立)、錦溪幼稚園 (私立)、清教学園幼稚園 (私立)、長野こども学園 (私立)、聖愛保育園 (私立)

※施設については、令和3 (2021) 年4月1日現在の状況を反映しています。



■長野小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○公共施設が充実しており、生活の利便性が高い ○古いまち並みがあり、歴史的魅力ある資源が豊富 ○地酒 (天野酒) の酒造がある ○観光ボランティアガイドがいる ○公共交通機関が充実している	○駅前商店街のにぎわいの向上が必要 ○地域資源のさらなる活用が求められている ○未利用地の有効活用が求められている ○地域のつながりづくりの充実が必要

128

地域の人口等のデータを掲載しています。

小学校区の特徴として、地域の魅力など地域づくりに活かしたいところや、地域の課題など改善したいところについて記載しています。

地域の取り組み・活動を支える施策について、分野別計画の関連する主なものを記載しています。

後期基本計画 第5章 地域別計画

■みんなでつくる将来の長野小学校区の姿

豊かな歴史や文化資源をはじめ、多様な公共施設、商業施設等の地域資源を活かし、人と人とのふれあいを大切にしながら、「河内長野の玄関口」にふさわしい、居住者も訪問者も満足できる、交流と賑わいのあるまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

交流と賑わいのあふれる 「河内長野の玄関口」長野

●地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	歴史資源や特産品等を活かしたまちづくり	・観光ルートやハイキングコースの整備を行う ・住民や観光客等に対してマップづくりなど魅力の発信を行う ・河内長野市の玄関口としてふさわしい、おもてなしのまちづくりを進める
2	人が集う賑わいのあるまちづくり	・空き家等を活用した世代を超えた交流の場づくりを行う ・駅前の活性化に向けたイベント等の取り組みを行う ・駅前の活性化のあり方について検討を進める
3	みんなにやさしい安全・安心なまちづくり	・みんなが集まれる場づくりなど地域ぐるみによる安全・安心の取り組みを促進する ・安心して子育てができる環境づくりを行う ・学校との連携等を進め、見守り活動など地域のつながりづくりを推進する ・仲間づくり等を通じて、まちづくりを担う人材の育成や団体のネットワーク化により持続可能な環境を整える

●地域づくりを支える主な施策

来訪者が増加するよう、観光施策の充実を図るとともに、歴史や文化の情報発信・活用を進めます。

- ▶歴史文化遺産の保存・活用(施策 No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興)
- ▶観光資源の発掘と活用、観光振興のための仕組みづくり、観光魅力の発信(施策 No.33 観光の振興)
- ▶都市景観の保全と活用(施策 No.24 魅力的な景観の形成)
- ▶効果的な都市魅力の発信(施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信)

本市の玄関口としての賑わいの創出を進めます。

- ▶魅力ある中心市街地の整備(施策 No.25 市街地整備の推進)
- ▶魅力ある商業活動の推進(施策 No.31 商工業の振興)
- ▶住宅施策の充実(施策 No.26 住宅環境の充実)

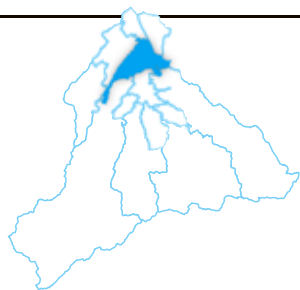
住民同士のふれあい活動や交流機会の充実を図り、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

- ▶防災意識の普及・啓発、防災組織の強化(施策 No.1 危機管理・防災対策の推進)
- ▶防犯意識の普及・啓発(施策 No.3 防犯対策の推進)
- ▶地域ぐるみで子どもを守り育む教育の実現(施策 No.13 学校教育の充実)
- ▶青少年の健全な成長を支援する体制づくり(施策 No.14 青少年の健全育成の推進)
- ▶地域における支えあいの仕組みづくり(施策 No.6 地域福祉の推進)
- ▶コミュニティ活動の促進(施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化)

129

地域の将来像の実現に向けた地域づくりの目標と、市民及び市民と行政の協働による取り組み・活動等について記載しています。

1. 長野小学校区

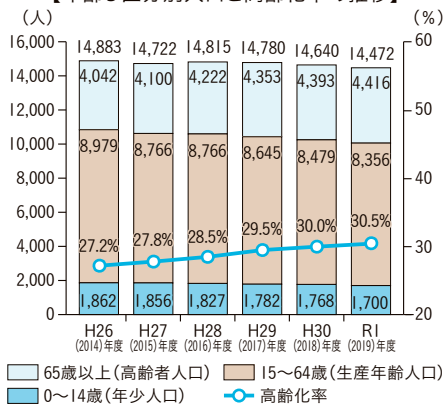


■長野小学校区の概要、データ

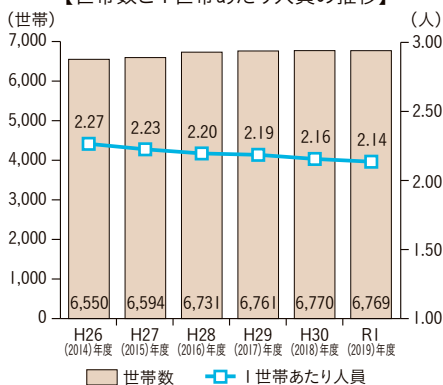
人口 (R2.3)	14,472 人 (市全体の 13.9%) (男性: 6,870 人、女性: 7,602 人)
高齢化率 (R2.3)	30.5% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	6,769 世帯 (市全体の 14.3%)
交通条件、地理的条件	南海・近鉄河内長野駅、国道 310 号、大阪外環状線、国道 170 号、国道 371 号、中心商業地、住宅地
観光資源・特産品・施設*等	ノバティながの、高野街道(酒蔵通り)、つまようじ資料室、長野神社、西代神社と西代神楽、奥河内さくら公園、テクルート、地酒(天野酒)、つまようじ、長野小学校、長野中学校、市役所、ラプリーホール(文化会館)、キックス(市民交流センター、図書館)、武道館、ノバティホール、子ども・子育て総合センター、河内長野駅前観光案内所、河内長野荘、職業安定所、河内長野警察、長野高等学校(府立)、錦溪幼稚園(私立)、清教学園幼稚園(私立)、長野こども学園(私立)、聖愛保育園(私立)

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



■長野小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○公共施設が充実しており、生活の利便性が高い ○古いまち並みがあり、歴史的・魅力ある資源が豊富 ○地酒(天野酒)の酒造がある ○観光ボランティアガイドがいる ○公共交通機関が充実している	○駅前商店街のにぎわいの向上が必要 ○地域資源のさらなる活用が求められている ○未利用地の有効活用が求められている ○地域のつながりづくりの充実が必要

■ みんなでつくる将来の長野小学校区の姿

豊かな歴史や文化資源をはじめ、多様な公共施設、商業施設等の地域資源を活かし、人と人とのふれあいを大切にしながら、「河内長野の玄関口」にふさわしい、居住者も訪問者も満足できる、交流と賑わいのあるまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

交流と賑わいのあふれる 「河内長野の玄関口」 長野

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	歴史資源や特産品等を活かしたまちづくり	・観光ルートやハイキングコースの整備を行う ・住民や観光客等に対してマップづくりなど魅力の発信を行う ・河内長野市の玄関口としてふさわしい、おもてなしのまちづくりを進める
2	人が集う賑わいのあるまちづくり	・空き家等を活用した世代を超えた交流の場づくりを行う ・駅前活性化に向けたイベント等の取り組みを行う ・駅前活性化のあり方について検討を進める
3	みんなにやさしい安全・安心なまちづくり	・みんなが集まれる場づくりなど地域ぐるみによる安全・安心の取り組みを促進する ・安心して子育てができる環境づくりを行う ・学校との連携等を進め、見守り活動など地域のつながりづくりを推進する ・仲間づくり等を通じて、まちづくりを担う人材の育成や団体のネットワーク化により持続可能な環境を整える

地域づくりを支える主な施策

来訪者が増加するよう、観光施策の充実を図るとともに、歴史や文化の情報発信・活用を進めます。

- ▶ 歴史文化遺産の保存・活用（施策 No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興）
- ▶ 観光資源の発掘と活用、観光振興のための仕組みづくり、観光魅力の発信（施策 No.33 観光の振興）
- ▶ 都市景観の保全と活用（施策 No.24 魅力的な景観の形成）
- ▶ 効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

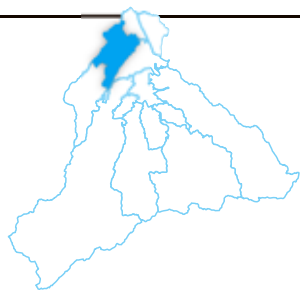
本市の玄関口としての賑わいの創出を進めます。

- ▶ 魅力ある中心市街地の整備（施策 No.25 市街地整備の推進）
- ▶ 魅力ある商業活動の推進（施策 No.31 商工業の振興）
- ▶ 住宅施策の充実（施策 No.26 住宅環境の充実）

住民同士のふれあい活動や交流機会の充実を図り、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

- ▶ 防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No.1 危機管理・防災対策の推進）
- ▶ 防犯意識の普及・啓発（施策 No.3 防犯対策の推進）
- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）
- ▶ 青少年の健全な成長を支援する体制づくり（施策 No.14 青少年の健全育成の推進）
- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No.6 地域福祉の推進）
- ▶ コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）

2. 小山田小学校区

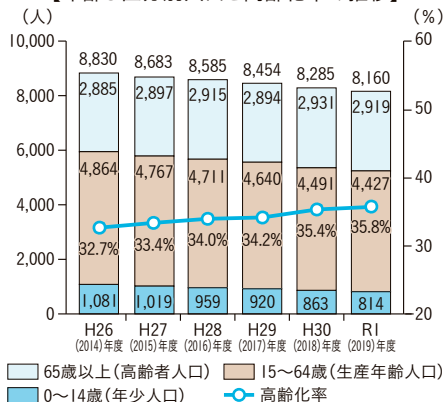


■小山田小学校区の概要、データ

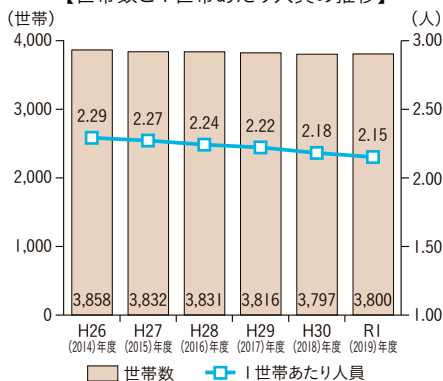
人口 (R2.3)	8,160 人 (市全体の 7.8%) (男性：3,711 人、女性：4,449 人)
高齢化率 (R2.3)	35.8% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	3,800 世帯 (市全体の 8.0%)
交通条件、地理的条件	大阪河内長野線 (赤峰トンネル付近のみ)、住宅地、丘陵部、農用地
観光資源・特産品・施設*等	住吉神社と馬駆神事、テクルート、小山田の桃・梨、小山田小学校、あやたホール、消防本部、障がい者福祉センター、学校給食センター、寺ヶ池公園、寺ヶ池公園プール・野球場・庭球場・ゲートボール場、荘園庭球場、赤峰市民広場、千代田台こども園 (市立)、大阪千代田短期大学 (私立)

※施設については、令和3(2021)年4月1日現在の状況を反映しています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



■小山田小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○豊かな自然環境に恵まれている ○見守り活動が活発である ○寺ヶ池公園のような市民の集まる場所がある ○小山田の桃をはじめとした果物が多くある ○交通の便が比較的良好	○地域の魅力の発信力を向上することが求められる ○地域のつながりの充実が必要 ○農業の後継者不足の解消が求められている ○災害時に対する危機感の向上が必要

■ みんなでつくる将来の小山田小学校区の姿

恵まれた自然や地域資源を活かしながら、住民一人ひとりがまちづくりに夢を持ち、それらを温かい心によって育むとともに、人と人とのつながりを大切にし、若者から高齢者まで、健康でいきいき暮らせる、潤いのある魅力的な地域づくりをめざします。

地域のめざす
将来像

**みんなの夢と温かい心が育む
いきいき暮らせる 潤いのまち 小山田**

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	人とのふれあいや つながりを大切にする やさしいまちづくり	・世代間交流を進め、継続的に地域課題を検討する ・各自治会を越えた交流により、つながりを深める ・寺ヶ池公園や赤峰市民広場等の施設を交流の場として活用する ・あいさつや声かけ運動など、地域住民のつながりづくりを進める ・元気な高齢者の力を活かした取り組みを推進する ・団体などの連携やネットワーク化を進め、活動の担い手を確保する
2	安全・安心なまちづくり	・地域連携による防災・防犯体制の強化を行う ・高齢者や子どもなどの見守り活動の充実を行う ・買い物支援や移動支援などの取り組みを推進する
3	健康で元気に暮らせる まちづくり	・寺ヶ池公園等を活用したラジオ体操やウォーキング等を実施する ・世代を超えた健康づくりなどの多様なイベントを開催する
4	小山田の魅力あふれる まちづくり	・小山田の桃など特産品の販路を拡大する ・特産品の生産等に関する担い手の確保を進める ・地域の魅力や情報の発信を行う

地域づくりを支える主な施策

地域における支えあいによりつながりが深まるよう、交流促進の取り組みを進めます。

- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）
- ▶ コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）
- ▶ 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進（施策 No. 7 高齢者福祉の充実）

防災意識の向上と防犯体制の強化を促進し、絆の強い地域づくりを進めます。

- ▶ 防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）
- ▶ 防犯意識の普及・啓発（施策 No. 3 防犯対策の推進）
- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）

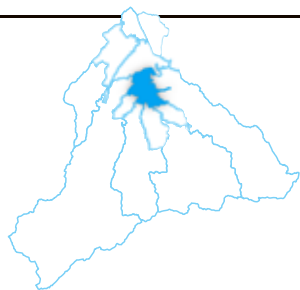
市民による主体的な健康づくりを推進するとともに、自然を活かした環境の整備を進めます。

- ▶ 生涯現役で生活できる地域社会づくり（施策 No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実）
- ▶ 公園機能の充実・活用、緑化活動の推進（施策 No.27 公園・緑地の整備）

地域産業の活性化を図るとともに、地域の魅力について効果的な発信を進めます。

- ▶ 地元農林産品の生産体制と販路拡大（施策 No.32 農林業の振興）
- ▶ 効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

3. 三日市小学校区

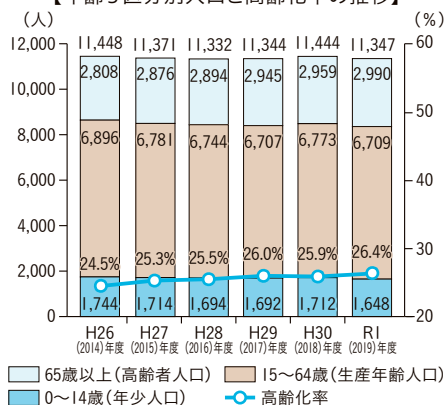


■三日市小学校区の概要、データ

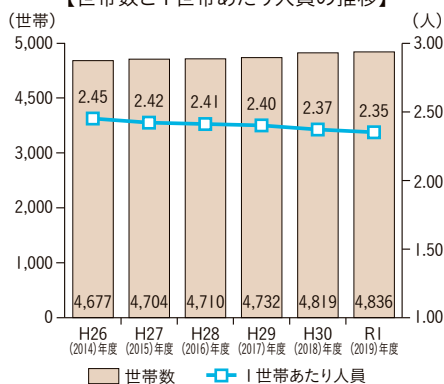
人口 (R2.3)	11,347 人 (市全体の 10.9%) (男性 : 5,426 人、女性 : 5,921 人)
高齢化率 (R2.3)	26.4% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	4,836 世帯 (市全体の 10.2%)
交通条件、地理的条件	南海三日市町駅、国道 371 号、近隣商業地、住宅地
観光資源・ 特産品・施設*等	フォレスト三日市、高野街道 (三日市宿)、旧三日市交番、烏帽子形八幡神社、テクルート、三日市小学校、三日市市民ホール、三日市公民館、イズミヤゆいテラス、大師庭球場、烏帽子形公園、河内長野郵便局、三日市幼稚園 (市立)、大典保育園 (私立)

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



■三日市小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○落ち着いたまち並みである ○高野街道を中心に歴史的資源が豊富である ○見守り隊など、子どもたちを見守る仕組みがある ○新旧混在した多様なコミュニティがある	○街道の保存やアピールの充実が必要 ○まちの美化や景観に対する意識の向上が必要 ○子どもの遊び場所の充実が求められている ○住民同士のつながりづくりの充実が必要

■ みんなでつくる将来の三日市小学校区の姿

自然との調和を図りながら、元宿場町として栄えてきた歴史を有することから、地域への郷土愛のもと、豊かな地域資源を活かしながら、交流の拠点として、人情あふれる賑わいあるまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

**豊かな自然、歴史・文化が織りなす
賑わいと人情のあふれるまち 三日市**

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	地域資源を活かした賑わいとおもてなしのまちづくり	・地域ぐるみで歴史的資源を活用したイベント等の取り組みを行い、活性化につなげる ・地域資源を効果的に発信する ・高野街道の観光振興につながる環境を整備する ・まちの景観形成に向けた取り組みを進める
2	子どもがいきいきと育つまちづくり	・声かけや見守り活動など、子どもの安全・安心への取り組みを行う ・子どもたちに地域の歴史を伝える取り組みを行う ・学校との連携による教育環境の充実を図る
3	人情あふれるふれあいのまちづくり	・歴史的資源をはじめ多様な地域資源を活用して世代を超えた交流の場をつくる ・まちの魅力を活かした地域の交流イベントを実施する ・まちづくりを下支えする自治会活動の担い手の確保や育成を図る ・子どもから高齢者まですべての人が安全・安心に暮らせる取り組みを充実する ・団体の連携により、防災や感染症予防などの取り組みを行う

地域づくりを支える主な施策

歴史文化遺産や街道の景観の保存・継承を進めるとともに、観光客増加を促進する取り組みを進めます。

- ▶ 歴史文化遺産の保存・活用（施策 No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興）
- ▶ 観光振興のための仕組みづくり、観光魅力の発信（施策 No.33 観光の振興）
- ▶ 効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

市民と協働して環境美化活動や良好な景観の形成を進めます。

- ▶ 都市景観の保全と活用（施策 No.24 魅力的な景観の形成）

子どもの安全・安心の確保を行うとともに、地域資源を活用した学習・体験機会を提供します。

- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）
- ▶ 社会教育の推進（施策 No.15 生涯学習の推進）

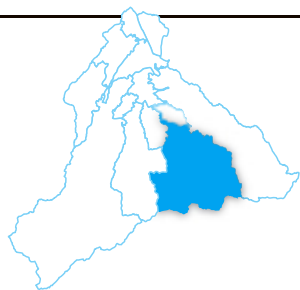
地域資源を有効利用し、地域活力の創出を進めます。

- ▶ コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）

地域の安全・安心に関する取り組みを進めます。

- ▶ 防災意識の普及・啓発（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）
- ▶ 防犯意識の普及・啓発（施策 No. 3 防犯対策の推進）
- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）

4. 天見小学校区

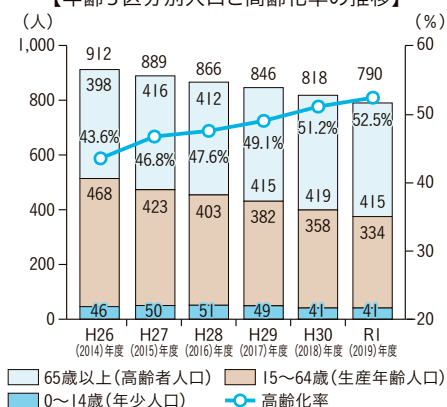


■天見小学校区の概要、データ

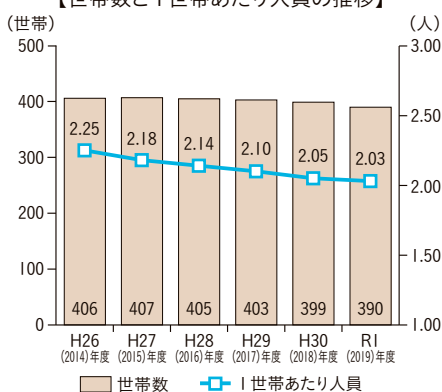
人口 (R2.3)	790 人 (市全体の 0.8%) (男性 : 371 人、女性 : 419 人)
高齢化率 (R2.3)	52.5% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	390 世帯 (市全体の 0.8%)
交通条件、地理的条件	南海千早口駅、南海天見駅、国道 371 号、国道 371 号バイパス、南河内グリーンロード、山林地
観光資源・特産品・施設*等	高野街道、大地の里「友邦」、南天苑、八幡神社 (流谷)、蟹井神社、薬師寺、地藏寺、ダイヤモンドトレール、テクルート、南天、天見小学校、天見公民館

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



■天見小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○自然豊かな環境である ○地域での子育て支援が充実している ○地域のつながりや支えあい強い ○観光客が増えている	○病院や商業施設の充実が求められている ○就業環境を改善していくことが必要 ○若者世代の増加を図ることが必要 ○地域としてのまとまりを向上させることが必要 ○地域の魅力発信の充実が求められている

■ みんなでつくる将来の天見小学校区の姿

自然豊かな魅力を身近に感じられる環境を地域の内外に発信するとともに、農林空間や空き家など、地域資源を活用した取り組みを推進し、来訪者だけでなく転入者の増加をめざすことで、夢と活力を次代（未来）につなぐ、魅力的なまちづくりを進めます。

地域のめざす
将来像

豊かな自然を身近に体感！ 夢と活力を未来につなぐまち 天見

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	豊かな自然など、地域の魅力を活かしたまちづくり	・自然や歴史など、地域資源を活かしたイベント等を開催し、様々な団体が連携して一体感をつくり、地域の活性化につなげる ・田舎の生活や農業、林業を体験できる取り組みを行う ・空き家を活かした取り組みを進める ・多様な団体が様々な情報媒体を通して地域の取り組みや魅力を発信する
2	若者に魅力的なまちづくり	・若者や子育て世代を地域で支える仕組みをつくり、若者が集まれる場づくりを行う ・地域ぐるみによる教育環境の充実を図る ・子育て世代をターゲットとした転入促進の取り組みを行う
3	人や地域がたくましくなるまちづくり	・高齢者を支える仕組みの充実を図る ・地域ぐるみでの見守りや支えあいにより、防災や防犯など安全・安心につながる取り組みを行う ・担い手の育成や販路の拡大など、農林業の活性化を図る ・他の地域との交流を通じて、情報の集約・共有や人の交流、人材を発掘する仕組みや場をつくる

地域づくりを支える主な施策

豊かな自然を保護し、活用できるよう環境整備を進めるとともに、体験や学習の機会を提供します。

- ▶ 環境保全の啓発、環境保全活動の推進（施策 No.21 自然環境の保全・活用）
- ▶ 魅力的で多様な目的に活用される農空間、森林空間の形成（施策 No. 32 農林業の振興）
- ▶ 住宅施策の充実（施策 No.26 住宅環境の充実）
- ▶ 観光振興のための仕組みづくり、観光魅力の発信（施策 No.33 観光の振興）

子育て支援の充実を図り、若者世代の転入・定住促進につなげます。

- ▶ 切れ目ない子育て支援の充実（施策 No.12 子育て支援の充実）
- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）
- ▶ 移住者等の受け入れ体制の整備、効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

高齢者福祉や防災・防犯体制の強化など、安全・安心の確保に向けた取り組みを進めます。

- ▶ 地域における包括的なケア体制の整備（施策 No. 7 高齢者福祉の充実）
- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）
- ▶ 防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）
- ▶ 防犯意識の普及・啓発（施策 No. 3 防犯対策の推進）

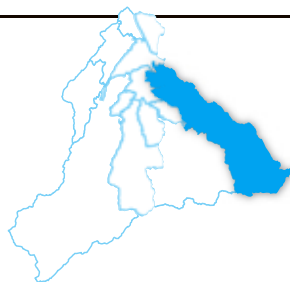
農林業等の振興により、地域の活性化を図ります。

- ▶ 地域経済を支える農林業の推進、農林業の経営基盤の整備（施策 No. 32 農林業の振興）

多様な担い手との協働を促進し、コミュニティの活性化を進めます。

- ▶ 協働の促進、コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）

5. 川上小学校区

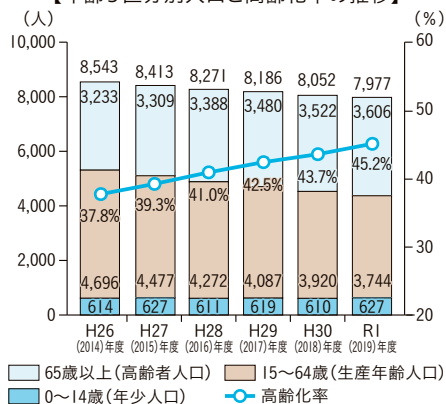


■川上小学校区の概要、データ

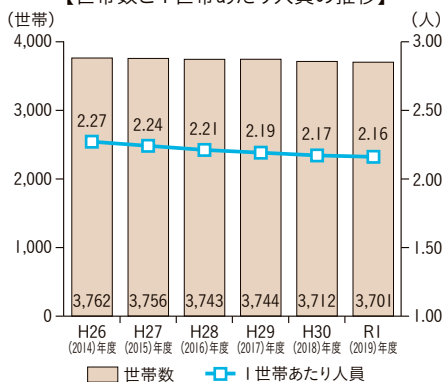
人口 (R2.3)	7,977人 (市全体の7.7%) (男性: 3,785人、女性: 4,192人)
高齢化率 (R2.3)	45.2% (市全体は34.7%)
世帯数 (R2.3)	3,701世帯 (市全体の7.8%)
交通条件、地理的条件	国道310号、南河内グリーンロード、丘陵部、山林地
観光資源・ 特産品・施設*等	山本家住宅(小深)、行者湧水直売所、観心寺、延命寺、川上神社、奥河内あじさい公園(河合寺地区)、奥河内楠公の里(観心寺・丸山地区)、奥河内もみじ公園(延命寺地区)、ダイヤモンドトレール、テクルート、川上小学校、東中学校、くすのかホール、川上公民館、福祉センター錦溪苑、シルバー人材センター、市民総合体育館、大師総合グラウンド・庭球場、ウッドベースかわちながの、清教学園中・高等学校(私立)、くすのぎ幼稚園(私立)、観心寺保育園(私立)、天宗清見台園(私立)

※施設については、令和3(2021)年4月1日現在の状況を反映しています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



■川上小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○歴史遺産や文化財が豊富にある ○新鮮な野菜がすぐに手に入る ○自然が豊かで、ハイキングに最適な場所が多い ○高齢者が多く、人と人とのつながりが残っている ○教育環境が良い	○開発団地と既存集落の交流促進が求められている ○特に既存集落の高齢化への対応が必要 ○防犯・防災対策のさらなる充実が必要 ○買い物や移動など、日常生活での利便性の向上が求められている

■ みんなでつくる将来の川上小学校区の姿

地域住民が集い、交流を行うことで地域のつながりを深めるとともに、豊かな自然や食の魅力を活かし、楽しみながら活性化に向けた取り組みを進めることで、住民同士がいつでもいきいきと住み続けられる、居心地の良いまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

**絆つながり 楽しさ広がる
居心地の良いまち 川上**

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	絆つながるまちづくり	・世代を超えた地域・自治会行事を開催する ・地域ぐるみで定期的な清掃活動を行う ・地域の伝統や祭りを盛り上げるプロジェクトを行う ・学校等との連携により、多世代交流によるつながりづくりを行う
2	安全・安心で快適なまちづくり	・移動支援や健康増進、子どもの見守りなど支えあえる仕組みを充実する ・子どもの安全・安心への取り組みなど、子育て支援の充実を図る ・空き家や空き巣対策など、防犯の取り組みを行う ・防災訓練や避難行動要支援者対策など、防災の取り組みを行う
3	豊かな地域資源を活用したまちづくり	・自然や文化財など、地域資源の再発見プロジェクトを行い、魅力を発信する ・農地の有効活用を推進する ・地域資源の魅力を効果的に発信する ・小学校区を越えたまちづくりの交流を行い新たな活動につなげる

地域づくりを支える主な施策

歴史・文化等地域資源を活用し、地域の絆を深めます。

- ▶ コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）
- ▶ 歴史文化遺産の保存・活用、文化・芸術の振興（施策 No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興）
- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）

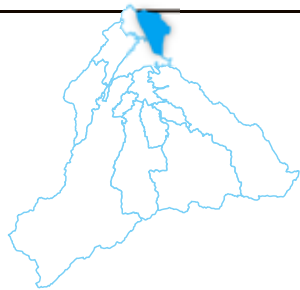
高齢者福祉や防災・防犯意識の向上を図り、安全・安心なまちづくりを進めます。

- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）
- ▶ 公共交通サービスの充実（施策 No.29 公共交通の充実）
- ▶ 切れ目ない子育て支援の充実（施策 No.12 子育て支援の充実）
- ▶ 防犯意識の普及・啓発、防犯環境の整備促進（施策 No. 3 防犯対策の推進）
- ▶ 防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）

地域の活性化を図るため、自然や農作物、農空間を活用した交流促進や魅力発信の取り組みを進めます。

- ▶ 環境保全の啓発、環境保全活動の推進、生物多様性の保全（施策 No.21 自然環境の保全・活用）
- ▶ 魅力的で多様な目的に活用される農空間、森林空間の形成（施策 No.32 農林業の振興）
- ▶ 観光振興のための仕組みづくり、観光魅力の発信（施策 No.33 観光の振興）
- ▶ 効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

6. 千代田小学校区

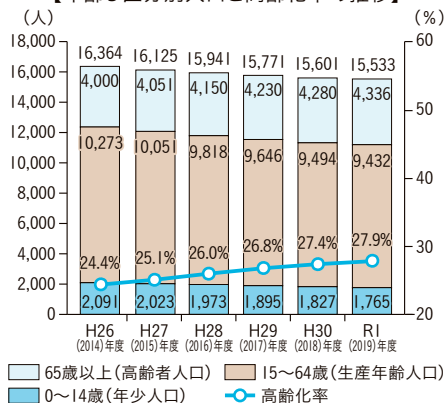


■千代田小学校区の概要、データ

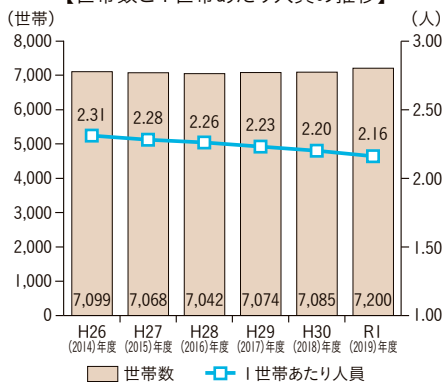
人口 (R2.3)	15,533 人 (市全体の 14.9%) (男性：7,216 人、女性：8,317 人)
高齢化率 (R2.3)	27.9% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	7,200 世帯 (市全体の 15.2%)
交通条件、地理的条件	南海千代田駅、近鉄汐の宮駅、国道 310 号、大阪外環状線、国道 170 号、近隣商業地、住宅地
観光資源・ 特産品・施設*等	千代田神社、千代田小学校、千代田中学校、千代田公民館、消防署北出張所、保健センター、休日急病診療所、子育て世代包括支援センター、大阪南医療センター、ひなぎく幼稚園 (私立)、汐の宮保育園 (私立)、柳風台保育園 (私立)

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と 1 世帯あたり人員の推移】



■千代田小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○生活インフラが整備され、交通の利便性が良い ○子どもの見守り活動などが活発である ○災害のリスクが低く、住みやすい環境である ○田畑が残されており、自然豊かである	○地域のつながりづくりの充実が必要 ○農地を残す取り組みが求められている ○交通ルールなど、生活マナーの向上が必要 ○防犯や防災へのさらなる取り組みが必要 ○商店街の活力の向上が求められている

■ みんなでつくる将来の千代田小学校区の姿

地域資源を活かした活力のあるまちづくりを進めながら、世代間の交流などを通して、子どもや高齢者を勇気と愛情を持って見守り、支え、育むことで、暮らしやすいまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

勇気と愛情を持って育み 助けあう
活力と暮らしやすさが共存するまち 千代田

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	人とつながり、人を育むまちづくり	・自治会や住民同士の小さい単位の交流を促進する取り組みを行う ・地域で活動している団体間の連携を深め、地域資源の活用による地域活動の活性化を行う ・高齢者や障がい者等を地域で支える仕組みづくりを進める
2	安心・安全で快適、ルールを守るまちづくり	・公園や歩道、車道等の景観の美化を進める ・交通ルールの遵守や千代田駅東側の迷惑駐輪への対応など、交通安全対策を促進する ・地域や関係機関等の連携による防災・防犯への取り組みを行う
3	子どもが思いやりを持ち、いきいきと育つまちづくり	・子どもから高齢者まで参加できる交流の機会を充実する ・子どもを対象とした見守り、あいさつ運動を実施する ・地域や学校等の連携による子育てを支援する仕組みや場所をつくる
4	活力あふれるまちづくり	・地域資源を学び、活かすまちづくりを推進する ・地域商業の活性化に向けた取り組みを進める ・地域活動やまちの情報を発信する仕組みづくりを進めるとともに、他地域の活動の情報を収集し、新たな取り組みにつなげる

地域づくりを支える主な施策

人びとの交流の場をつくり、地域の交流や活動を促進します。

- ▶コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）
- ▶公園機能の充実・活用（施策 No.27 公園・緑地の整備）

地域の人びとが、支援が必要な人を見守り、支えていく仕組みをつくります。

- ▶地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）

快適な生活空間が確保できるよう、地域の環境美化を進めます。

- ▶都市景観の保全と活用、景観形成活動への支援（施策 No.24 魅力的な景観の形成）

市民の安全・安心の確保に向けた、交通安全、防犯、防災体制の強化を進めます。

- ▶交通安全意識の向上（施策 No. 4 交通安全対策の推進）
- ▶防犯意識の普及・啓発（施策 No. 3 防犯対策の推進）
- ▶防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）

地域の人びとが、子どもを育む取り組みを進めます。

- ▶地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）
- ▶切れ目ない子育て支援の充実（施策 No.12 子育て支援の充実）

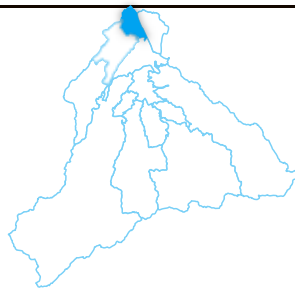
地域商業の活性化を図ります。

- ▶商工業事業者に対する支援（施策 No.31 商工業の振興）

まちの魅力を効果的に発信します。

- ▶効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

7. 楠小学校区

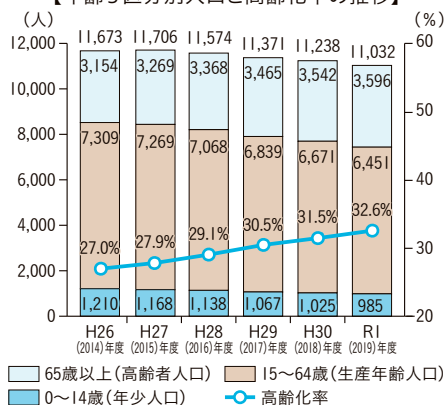


■楠小学校区の概要、データ

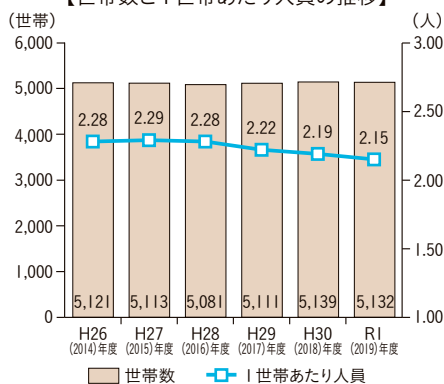
人口 (R2.3)	11,032 人 (市全体の 10.6%) (男性: 5,246 人、女性: 5,786 人)
高齢化率 (R2.3)	32.6% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	5,132 世帯 (市全体の 10.8%)
交通条件、地理的条件	南海千代田駅、国道 310 号、近隣商業地、住宅地
観光資源・特産品・施設※等	西・中高野街道、松林寺、盛松寺、テクルート、楠小学校、千代田公民館、大阪暁光高等学校 (私立)、大阪千代田短期大学附属幼稚園 (私立)、おおさかちよだ保育園 (私立)、ちづる保育園 (私立)

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



■楠小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○自治会活動が活発で地域のつながりが深い ○歴史遺産や伝統文化が多く残っている ○駅や商店、病院等の生活インフラが整備され利便性が高い ○防災の意識が高い ○学校環境が良い	○世代間のさらなる交流を進めることが必要 ○観光資源のPRの充実が必要 ○災害時への対応の充実が求められている ○空き家の増加など防犯面での対応が必要 ○校区内の利便性に関して、地域によって異なる課題やニーズへの対応が求められている

■ みんなでつくる将来の楠小学校区の姿

日頃のあいさつや声かけをはじめ、世代間交流や祭りなどの地域行事を通じてつながりを深めるとともに、必要なときには助け船を出ることができる関係づくりを行うことで、住民一人ひとりが、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

**一人ひとりがつながり 助けあう
永住したくなる 優しいまち 楠**

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	地域力を活かした支えあいのまちづくり	・祭りや催し等を通じて地域のつながりを深める ・地域の人みんなで声かけや見守り等を行う ・災害時に助けあいができるように防災訓練等を行う ・地域ぐるみで防犯の取り組みを進める ・健康増進に向けた地域ぐるみの取り組みを行う ・自治会や団体同士の連携により、新たな活動につなげる
2	若者から高齢者までがつながるまちづくり	・保育・教育施設等との連携により世代間交流を進める ・自治会や地域団体、学生等により催しを実施し、地域の交流を図る
3	いきづく文化を核としたまちづくり	・歴史的資源の理解を促進する取り組みを行う ・小中学生などの子どもを含む多様な担い手などの参画により、地域資源を活かした取り組みを実施する

地域づくりを支える主な施策

地域力を活用、強化できるよう、地域による支えあいの仕組みをつくります。

▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）

緊急時の迅速・的確な市民の安全確保など、防災・防犯体制の強化を進めます。

▶ 防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）

▶ 防犯意識の普及・啓発（施策 No. 3 防犯対策の推進）

地域資源を活用した、市民による主体的な健康づくりを推進します。

▶ 生涯現役で生活できる地域社会づくり（施策 No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実）

地域の人びとが、子どもを育む取り組みを進めます。

▶ 地域ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）

子どもから大人まで多様な担い手との協働による取り組みを進めます。

▶ 協働の促進、コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）

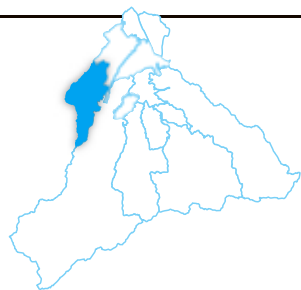
活力ある地域の実現をめざし、地域の核となる歴史的資源を有効活用した取り組みを進めます。

▶ 歴史文化遺産の保存・活用（施策 No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興）

▶ 社会教育の推進（施策 No.15 生涯学習の推進）

▶ 地域資源の発掘と活用（施策 No.33 観光の振興）

8. 天野小学校区

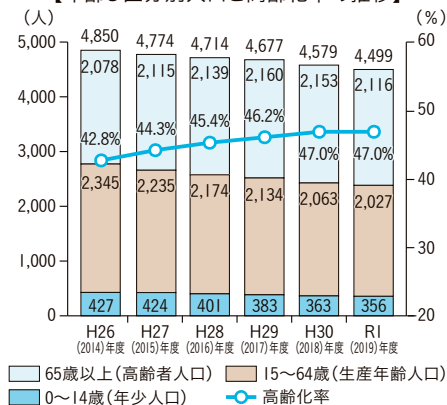


■天野小学校区の概要、データ

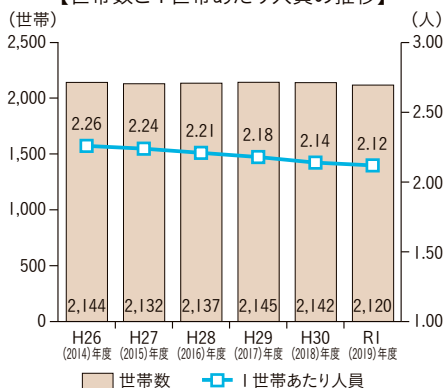
人口 (R2.3)	4,499 人 (市全体の 4.3%) (男性：2,145 人、女性：2,354 人)
高齢化率 (R2.3)	47.0% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	2,120 世帯 (市全体の 4.5%)
交通条件、地理的条件	大阪外環状線、国道 170 号、住宅地、農用地、丘陵地、山林地
観光資源・ 特産品・施設*等	天野街道、関西サイクルスポーツセンター、河内長野ユースホステル、天野山ゴルフ場、すだれ資料館、天野山金剛寺、青賀原神社、奥河内天野キャンプの森 (天野山地区)、テクルート、天野小学校、西中学校、天野公民館、市営斎場「金剛霊殿」、天野少年球技場、下里総合運動場、下里運動公園、長野台幼稚園 (私立)、天野山保育園 (私立)

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と 1 世帯あたり人員の推移】



■天野小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○自然豊かで住みやすい環境である ○レジャー施設や文化財が豊富である ○農業の基盤が充実している ○教育環境が良い ○地域独自で様々なイベントが行われている	○観光資源のさらなる活用が求められている ○道路網や公共交通、商店などの整備が必要 ○農業や地域活動の後継者の育成が必要 ○若年層の人口減少への対策が求められている ○開発団地と既存集落の交流促進が必要 ○防犯・防災面へのさらなる対応が必要

■ みんなでつくる将来の天野小学校区の姿

地域内の交流を促進することで、地域の絆をさらに深めていくとともに、魅力ある地域資源を活かし、まちに活気と賑わいを生み出すことで、子どもたちがずっと住み続けたいと思えるまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

絆でつながり 活気と賑わい^{にぎ}があふれる
笑顔が巡る 輝きのまち 天野

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	絆の強い、ふれあい豊かなまちづくり	・ 公共施設の活用などにより、子どもから高齢者まで参加できる地域ぐるみの交流イベントを実施する ・ 地域で多世代が交流できる場づくりや、買い物支援などの取り組みを行う ・ 地域全体での防災の仕組みづくりを行う ・ 子どもの見守り活動の充実を図る ・ 暮らしやすさをPRし、特に子育て世代の転入の促進を図る
2	地域資源を活用した、賑わいのあるまちづくり	・ 金剛寺やレジャー施設、天野街道を活用した賑わいづくりを行う ・ 日本遺産など観光資源の効果的なPRを行う
3	豊かな食と農のいきづくまちづくり	・ 農業の後継者育成など農業を振興する ・ 休耕田を活用した農業体験や観光などの取り組みを行う ・ 地産地消を促進する取り組みを行う

地域づくりを支える主な施策

地域の絆が強くなるよう、市民主体による地域交流の取り組みを進めます。

- ▶ 協働の促進、コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）
- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）
- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）
- ▶ 移住者等の受け入れ体制の整備、効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

地域の安全・安心を守る、防犯・防災の取り組みを進めます。

- ▶ 防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）
- ▶ 防犯意識の普及・啓発（施策 No. 3 防犯対策の推進）

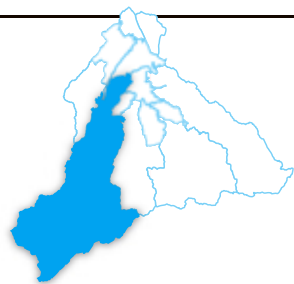
観光資源を有効に活用・PRし、地域の賑わいを創出します。

- ▶ 地域資源の発掘と活用、観光振興のための仕組みづくり、観光魅力の発信（施策 No.33 観光の振興）
- ▶ 歴史文化遺産の保存・活用（施策 No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興）

子どもから大人まで多様な担い手との協働による取り組みを進めます。

- ▶ 地域経済を支える農林業の推進、農林業の経営基盤の整備、地元農林産品の生産体制と販路拡大（施策 No.32 農林業の振興）

9. 高向小学校区

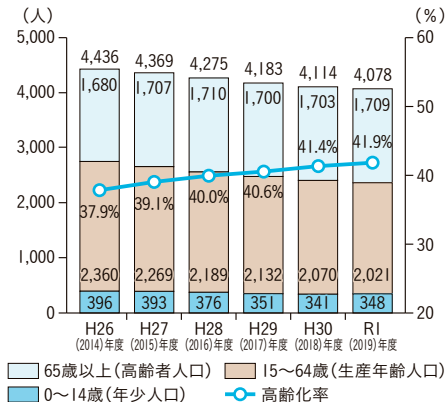


■高向小学校区の概要、データ

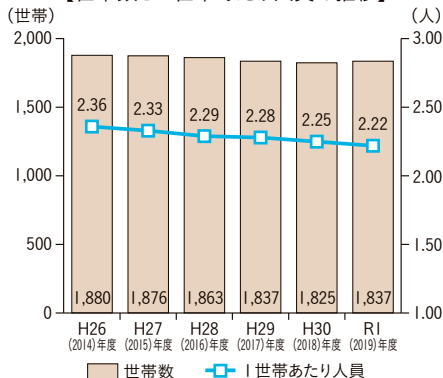
人口 (R2.3)	4,078 人 (市全体の 3.9%) (男性 : 1,914 人、女性 : 2,164 人)
高齢化率 (R2.3)	41.9% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	1,837 世帯 (市全体の 3.9%)
交通条件、地理的条件	大阪外環状線、国道 170 号、住宅地、農用地、丘陵地、山林地
観光資源・特産品・施設*等	自然休養村滝畑湖畔観光・光滝寺キャンプ場、高向神社、天神社、光滝寺、日野地区獅子舞、岩湧山のカヤ場、滝畑四十八滝、府立花の文化園、滝畑ダム、ダイヤモンドトレール、テクルート、みのでホール、高向小学校、高向公民館、道の駅「奥河内くろまろの郷」(地域活性・交流拠点)、くろまろ館(ふるさと歴史学習館)、木根館(林業総合センター)、滝畑ふるさと文化財の森センター、南河内環境事業組合第2清掃工場、高向保育園(私立)

*施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と 1 世帯あたり人員の推移】



■高向小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○奥河内くろまろの郷や花の文化園、キャンプ場等の施設が豊富である ○蛸や魚が生息するなど、自然が豊かである ○地域のつながりが深い ○地域における見守りが盛んである	○奥河内くろまろの郷等の施設のさらなる活用が必要 ○自然環境のさらなる整備が求められている ○防災に関する取り組みの充実が必要 ○開発団地と既存集落での交流促進が必要 ○子どもの遊ぶ場の充実が求められている

■ みんなでつくる将来の高向小学校区の姿

地域や住民がつながりを深めながら、豊かな緑や滝畑ダムから続く清流、多様な施設など、豊かな地域資源を活かしたまちづくりに取り組むことで、文化的で賑わいあふれる、活力のあるまちをめざします。

地域のめざす
将来像

清流でつながり 花と文化が薫る
賑わいあふれる 活力のまち 高向

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	恵まれた地域の魅力を活かしたまちづくり	・自然や施設などの地域資源を活用したイベント等を開催する ・自然を活かした子どもの遊び場の創出を行う ・花や野菜づくりなど、休耕地の活用を推進する ・農業体験や農の担い手づくりなど、農業の活性化を図る
2	子どもから大人までつながる元気なまちづくり	・地域の祭り等の交流を通じ、世代を超えたつながりを深め、歴史の魅力を発信する ・子どもから大人まで多世代がふれあえるイベントを開催する ・高齢者などが安心して暮らせる取り組みを行う ・健康を促進する取り組みを行う
3	美しい環境を創り・守るまちづくり	・花をテーマに環境美化活動を推進する ・ホテルを増やすなど、自然環境の保全活動を実施する ・アドプト（ロード、リバー）制度などによる地域の清掃活動を行う
4	安全・安心なまちづくり	・防災訓練などにより危機管理意識を高め、それぞれの地域の特性に合わせた防災の取り組みを行う ・通学路の見守りを強化し、子どもの安全を守る ・団体同士の連携や多様な担い手の参画により、買い物支援など生活支援の取り組みを推進する

地域づくりを支える主な施策

地域交流が活性化するように、奥河内くろまるの郷をはじめとした、地域資源の保全・有効活用を進めます。

- ▶ 観光振興のための仕組みづくり、観光魅力の発信（施策 No.33 観光の振興）
- ▶ 環境保全の啓発、環境保全活動の推進、生物多様性の保全（施策 No.21 自然環境の保全・活用）

地域や農業を活性化させることをめざして、農業と自然を生かした魅力ある取り組みを実施します。

- ▶ 地元農林産品の生産体制と販路拡大、魅力的で多様な目的に活用される農空間、森林空間の形成（施策 No.32 農林業の振興）

交流の場や機会を創出し、地域活動の活発化を図るとともに、参加を促進する取り組みを進めます。

- ▶ 緑化活動の推進（施策 No.27 公園・緑地の整備）
- ▶ 住宅施策の充実（施策 No.26 住宅環境の充実）
- ▶ コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）

安全・安心で健康な暮らしをめざした取り組みを進めます。

- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）
- ▶ 生涯現役で生活できる地域社会づくり（施策 No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実）

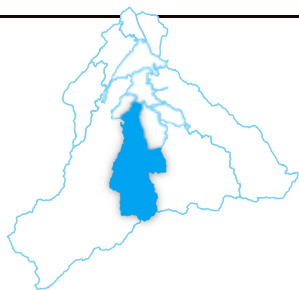
地域における防災訓練や防犯活動を促進し、安全に対する意識向上を図ります。

- ▶ 防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）
- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）

安心な生活の確保に向け、公共交通等、移動手段の維持・充実を図ります。

- ▶ 公共交通サービスの充実（施策 No.29 公共交通の充実）

10. 加賀田小学校区

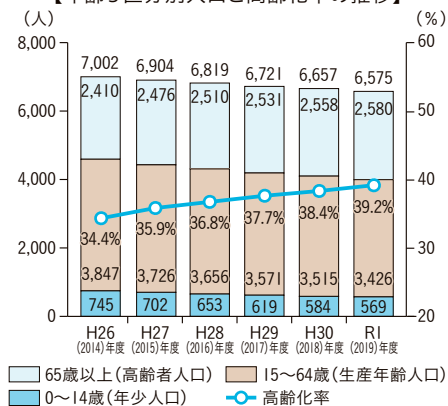


■加賀田小学校区の概要、データ

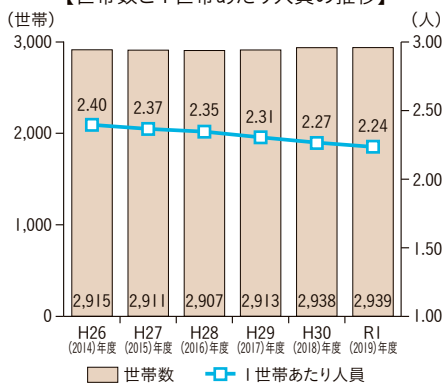
人口 (R2.3)	6,575 人 (市全体の 6.3%) (男性：3,139 人、女性：3,436 人)
高齢化率 (R2.3)	39.2% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	2,939 世帯 (市全体の 6.2%)
交通条件、地理的条件	国道 371 号、ふるさと農道、住宅地、丘陵部、山林地
観光資源・特産品・施設※等	高野街道、伝大江時親邸跡、岩湧寺、加賀田神社、岩湧の森「四季彩館」、ダイヤモンドトレール、テクルート、加賀田小学校、加賀田公民館、衛生処理場、奈良佐保短期大学附属河内長野幼稚園 (私立)

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と 1 世帯あたり人員の推移】



■加賀田小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○加賀田川や岩湧山など、自然が豊かである ○ボランティア活動や地域活動が活発である ○子育てに協力的な風土がある ○農作物が豊かである	○坂道が多く交通アクセスなど利便性の向上が必要 ○単身高齢者世帯の生活支援への対応が必要 ○休耕地や休耕田の増加への対応が必要 ○災害時へのさらなる対応が求められている

■ みんなでつくる将来の加賀田小学校区の姿

岩湧山の山並みや加賀田川のホタルなどの美しい自然をはじめ、豊かな農作物などを活かして、地域の活性化を図るとともに、地域住民が笑顔でつながり、支えあいを通して安心して暮し続けられる、いきいきとしたふれあいのあるまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

**美しい自然に抱かれた 笑顔つながる
安心とふれ愛のまち 加賀田**

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	人がつながるまちづくり	・地域で困りごとを話しあえる場や仕組みをつくる ・公民館や自治会館等を活用して小さい単位の集まりや交流の場づくりを行う ・イベントや地域活動を通して、世代を超えた交流を促進する ・自治会など地域で活動している団体の連携により交流を広げる
2	自然を活かしたまちづくり	・岩湧山や加賀田川などの自然環境を保護・活用する ・地域の実態に応じた健康促進の取り組みを行う ・ホームページの作成など、地域の魅力を発信する
3	子育てにやさしいまちづくり	・子育てしやすい環境を整え、若年世帯の定住・転入促進を図る ・自然や農林空間を活かした遊びや体験の場をつくる
4	安心して暮らせるまちづくり	・空き家対策など、防犯や美化への取り組みを進める ・地域合同での防災訓練を実施する ・地域でお互いに見守り、多世代で支えあう仕組みとして生活支援の取り組みを行う ・買い物支援や移動支援など、利便性の向上に向けた取り組みを進める

地域づくりを支える主な施策

人びとの交流がさらに活性化されるよう、市民による地域振興の取り組みを支援します。

- ▶ 協働の促進、コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）
- ▶ 住宅施策の充実（施策 No.26 住宅環境の充実）

豊かな自然環境を守り育てるとともに、その魅力を活かした取り組みを進めます。

- ▶ 環境保全活動の推進、環境保全の啓発（施策 No.21 自然環境の保全・活用）
- ▶ 地域資源の発掘と活用、観光魅力の発信（施策 No.33 観光の振興）
- ▶ 生涯現役で生活できる地域社会づくり（施策 No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実）
- ▶ 移住者等の受け入れ体制の整備、効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

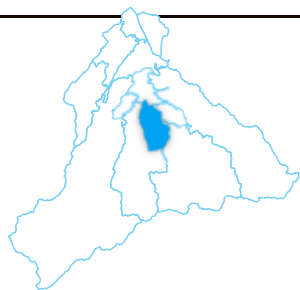
子育て世代が住みたくなるまちをめざして、子育て・教育環境の充実を進めます。

- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）
- ▶ 切れ目ない子育て支援の充実（施策 No.12 子育て支援の充実）
- ▶ 魅力的で多様な目的に活用される農空間、森林空間の形成（施策 No.32 農林業の振興）

誰もが安心して暮らせるよう、安全と安心に配慮した環境整備や、防犯・防災の取り組みを進めます。

- ▶ 防犯意識の普及・啓発（施策 No. 3 防犯対策の推進）
- ▶ 防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）
- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）
- ▶ 公共交通によるネットワーク化の推進（施策 No.29 公共交通の充実）

11. 石仏小学校区

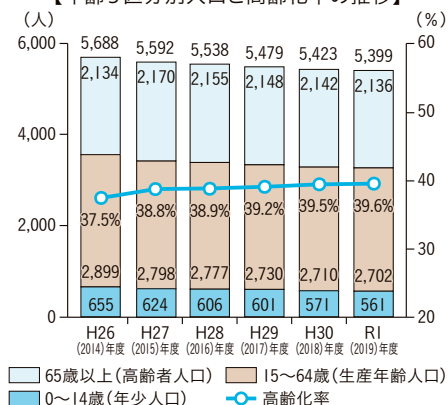


■石仏小学校区の概要、データ

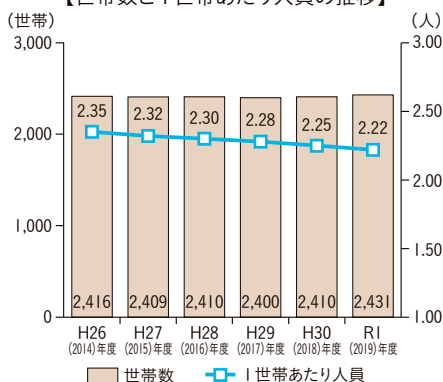
人口 (R2.3)	5,399 人 (市全体の 5.2%) (男性 : 2,525 人、女性 : 2,874 人)
高齢化率 (R2.3)	39.6% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	2,431 世帯 (市全体の 5.1%)
交通条件、地理的条件	南海美加の台駅、国道 371 号、国道 371 号バイパス、住宅地、丘陵地、山林地
観光資源・特産品・施設*等	高野街道、石仏寺、加賀田神社、庚申堂、石仏城跡、左近城跡、弘法大師の井戸 (石仏寺付近)、石仏小学校、加賀田中学校、勝山愛和青葉台幼稚園 (私立)

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



■石仏小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○高野街道や石仏寺など、歴史的史跡が多い ○元気な高齢者が多く、地域のつながりが深い ○地域活動が盛んである ○自然が豊かである ○防犯・防災意識が高く、活動も活発である	○地域の歴史的資産のさらなる活用が必要 ○坂道が多く、利便性の向上が求められている ○防犯や交通安全の面で不安のある道路への対策が求められている ○高齢化対策のさらなる充実が必要

■ みんなでつくる将来の石仏小学校区の姿

自然や歴史などの地域の魅力はもちろんのこと、課題も含めて地域の情報を共有し、地域内外に発信していくことにより、地域住民がまちに愛着と誇りを持ち、まちづくりに関わることを通して、子どもから高齢者までがふれあいながら、安全・安心に暮らせる、洗練されたまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

地域の情報を共有・魅力を発信！
みんながふれあう 洗練されたまち 石仏

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	子どもに優しいまちづくり	・高齢者の力などを活かした子育て支援を実施する ・学校等との連携により教育環境の充実を図る ・見守り活動など、子どもの安全確保に向けた取り組みを行う ・放課後等を活用した子どもの学びの充実を図る
2	安全・安心で思いやりのあるまちづくり	・空き家の活用等により、住民同士の交流や活躍の場をつくる ・見守り活動など、高齢者を支える仕組みを充実する ・移動手段の確保や生活の困りごとの支援など、利便性の向上に向けた取り組みを進める ・防犯や防災など、地域ぐるみで安全・安心への取り組みを行う
3	自然と歴史を活かした活力のあるまちづくり	・ウォーキングマップの作成など地域資源を活用した取り組みを行う ・学校との連携等により、地域資源の魅力を子どもに伝える取り組みや子どもが地域のみんなに伝える取り組みを行う
4	情報共有・発信の活発なまちづくり	・地域や団体同士の連携による話し合いの場や協力体制の充実を図る ・SNS¹¹⁹等による情報発信・共有・交流により、子どもから高齢者まで参加できる仕組みをつくる ・市と地域との連携強化を図る

地域づくりを支える主な施策

地域資源を活用した子育て環境の充実を図り、子育て世代の転入につなげます。

- ▶ 切れ目ない子育て支援の充実(施策 No.12 子育て支援の充実)
- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現(施策 No.13 学校教育の充実)
- ▶ 青少年の健全な成長を支援する体制づくり(施策 No.14 青少年の健全育成の推進)
- ▶ 移住者等の受け入れ体制の整備、効果的な都市魅力の発信(施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信)

高齢者が生きがいを持って元気に暮らせるよう、地域の人びとによる見守り、支えあいの仕組みをつくります。

- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり(施策 No. 6 地域福祉の推進)
- ▶ 住宅施策の充実(施策 No.26 住宅環境の充実)
- ▶ 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、介護予防と生活支援の充実(施策 No. 7 高齢者福祉の充実)
- ▶ 公共交通サービスの充実(施策 No.29 公共交通の充実)

安全・安心に関する市民意識の向上と環境整備を進めます。

- ▶ 防犯意識の普及・啓発、防犯環境の整備促進(施策 No. 3 防犯対策の推進)
- ▶ 防災意識の普及・啓発(施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進)

自然や歴史、文化に関する情報発信・活用を促進し、担い手の育成を進めます。

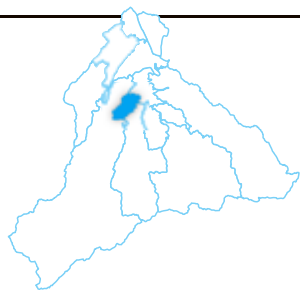
- ▶ 観光振興のための仕組みづくり、観光魅力の発信(施策 No.33 観光の振興)
- ▶ 社会教育の推進(施策 No.15 生涯学習の推進)

協働によるまちづくりを進めるため、情報の共有・発信や相互理解を深めるとともに、地域活動を支援します。

- ▶ 市政に関する情報の共有と市民参画の推進、コミュニティ活動の促進(施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化)

119 SNS:social networking service の略称。インターネット上の交流を通じ、社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのこと。

12. 南花台小学校区

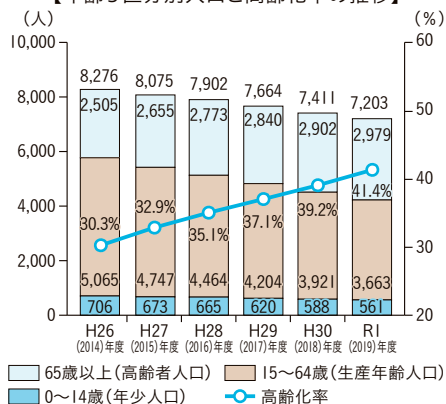


■南花台小学校区の概要、データ

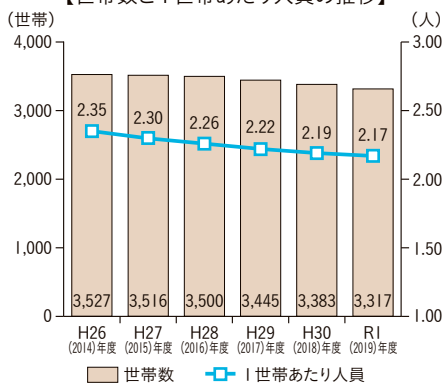
人口 (R2.3)	7,203 人 (市全体の 6.9%) (男性 : 3,405 人、女性 : 3,798 人)
高齢化率 (R2.3)	41.4% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	3,317 世帯 (市全体の 7.0%)
交通条件、地理的条件	国道 371 号バイパス、住宅地
観光資源・特産品・施設*等	南花台小学校、南花台中学校、南花台公民館、消防署南出張所、コノミヤテラス、おしお幼稚園 (私立)、南嶺保育園 (私立)、錦秀会看護専門学校 (私立)

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



■南花台小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○公園や緑地が多く、まち並みがきれい ○見守り隊等のボランティア活動が活発である ○防犯・防災に対する意識が高い ○様々な経験を持った人材が豊富である	○住民同士の交流の場の充実が必要 ○住民の力を引き出す場の充実が必要 ○空き家や空き室の増加への対応が求められている ○子育て世帯に適した環境の向上が必要 ○地域情報の発信力の向上が必要

■ みんなでつくる将来の南花台小学校区の姿

より良い地域をめざして、多様な住民が集まり、考え、実践を重ね、地域に新たな価値を生み出し続けることにより、将来にわたって、誰もがいきいきと暮らし続けることのできる、活気あるまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

みんなで考え みんなで創る 笑顔の花が咲き続けるまち 南花台

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	ふれあいと創造のまちづくり	・地域のつながりやふれあいを深める取り組みを行う ・世代を超えた地域ぐるみのイベントを行う ・拠点を活用し、地域課題の解決に向けて継続的に取り組める仕組みをつくる ・空き家や空き店舗等のストックの有効活用を図る ・地域情報の情報発信を行い、子育て世代の転入促進や、まちの活性化を図る
2	子育て・子育てのまちづくり	・子育て世代が参加・協力し、交流を深められる場をつくる ・地域資源を活かして子育てを支援する ・学校等との連携による教育環境の充実を図る
3	いきいきした活力のあるまちづくり	・元気な高齢者が活躍できる機会や場をつくる ・住民によるまちの緑化運動を推進する ・健康増進に向けた地域ぐるみの取り組みを行う ・多様な活動団体の連携により、担い手の確保や新たな取り組みにつなげる
4	安全・安心でぬくもりのあるまちづくり	・移動支援や生活支援など高齢者を支える取り組みを進める ・地域ぐるみで防犯・防災等の活動に取り組む

地域づくりを支える主な施策

活気あるまちづくりを進めるため、市民主体による地域活性化の活動を支援します。

▶コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）

子どもがのびのびと育つよう、保育や教育環境の充実を進めます。

▶切れ目ない子育て支援の充実（施策 No.12 子育て支援の充実）

▶地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）

▶移住者等の受け入れ体制の整備、効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

高齢者福祉を充実するとともに、元気な高齢者の社会参加の場をつくります。

▶高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、介護予防と生活支援の充実（施策 No. 7 高齢者福祉の充実）

▶地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）

緑豊かな美しい景観の保全活動を推進します。

▶緑化活動の推進（施策 No.27 公園・緑地の整備）

地域資源を活用した、市民による主体的な健康づくりを推進します。

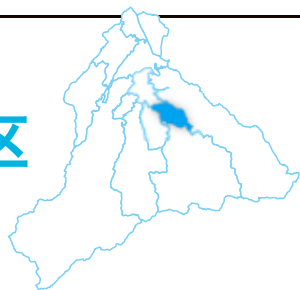
▶生涯現役で生活できる地域社会づくり（施策 No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実）

市民の安全・安心の確保に向けた、防犯・防災体制の強化を進めます。

▶防犯意識の普及・啓発、防犯環境の整備促進（施策 No. 3 防犯対策の推進）

▶防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）

13. 美加の台小学校区

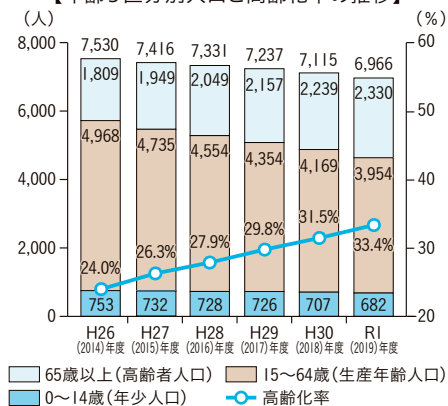


■美加の台小学校区の概要、データ

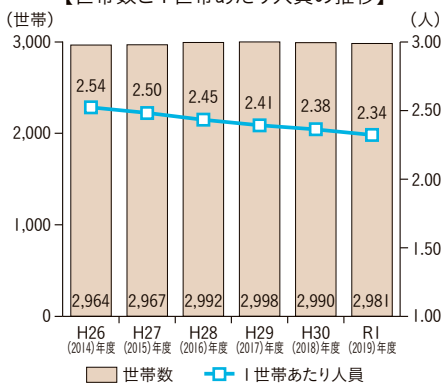
人口 (R2.3)	6,966 人 (市全体の 6.7%) (男性 : 3,318 人、女性 : 3,648 人)
高齢化率 (R2.3)	33.4% (市全体は 34.7%)
世帯数 (R2.3)	2,981 世帯 (市全体の 6.3%)
交通条件、地理的条件	南海美加の台駅、国道 371 号バイパス、住宅地
観光資源・特産品・施設※等	興禅寺、赤坂上之山神社、テクルート、美加の台小学校、美加の台中学校、美加の台コミュニティルーム「さくら」、子ども教育支援センター、えびーく幼稚園 (私立)、美加の台保育園 (私立)

※施設については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の状況を反映しています。

【年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移】



【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



■美加の台小学校区の特徴

地域づくりに活かしていきたいところ	改善していきたいところ
○地域活動やボランティア活動が活発である ○公園・緑地が整備されており、景観が良い ○桜や紅葉の名所などの地域資源がある ○地域で子どもを育てる意識が高い ○元気な高齢者が多い	○ボランティア活動のさらなる参加者の増加が求められている ○防災面での取り組みの充実が必要 ○地域のPR力の向上が必要

■ みんなでつくる将来の美加の台小学校区の姿

将来に向けて、地域の豊かな資源である、人と自然をさらに育むことで、住民の地域への愛着を高め、まちづくりの担い手づくりを進めるとともに、世代を超えて互いに支えあうことで、子どもから高齢者まで、みんなに優しいまちづくりをめざします。

地域のめざす
将来像

**人と自然が育ち 世代を超えて支えあう
みんなに優しいまち 美加の台**

■ 地域づくりの目標と主な取り組み・活動

No.	地域づくりの目標	主な取り組み・活動
1	助けあい・支えあいで 安心の広がるまちづくり	・住民同士の交流や困りごとを話しあえる場づくりを行い、様々な世代がまちづくりに関心を持ち、参加できる取り組みを行う ・地域活動の活性化に向けた仕組みや体制をつくる ・買い物支援など、高齢者の生活を支援する取り組みを行う ・地域全体で防犯・防災などの安全・安心に関する地域の協力体制を強化する
2	地域資源を活かした まちづくり	・緑地の桜など、地域資源を活かして地域のつながりづくりを行う ・多様な団体の連携により、まちづくりに関する人材の確保・育成を推進する ・住環境の良さなど、美加の台の魅力を発信する
3	子どもを育みやすい まちづくり	・地域ぐるみで子育て支援を行う ・教育環境の良さなど子育て世代をターゲットにしたPRを行う

地域づくりを支える主な施策

地域活動やボランティア活動等への参加を促進するとともに、人材の育成を進め、活動を支援します。

- ▶ 地域福祉を推進する人材の育成、地域福祉活動団体等への支援と連携強化（施策 No. 6 地域福祉の推進）
- ▶ 協働の促進、コミュニティ活動の促進（施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化）

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域で支援する仕組みをつくります。

- ▶ 地域における支えあいの仕組みづくり（施策 No. 6 地域福祉の推進）
- ▶ 介護予防と生活支援の充実（施策 No. 7 高齢者福祉の充実）
- ▶ 魅力ある商業活動の推進（施策 No.31 商工業の振興）

緊急時の迅速・的確な市民の安全確保など、防犯・防災体制の強化を進めます。

- ▶ 防犯意識の普及・啓発、防犯環境の整備促進（施策 No. 3 防犯対策の推進）
- ▶ 防災意識の普及・啓発、防災組織の強化（施策 No. 1 危機管理・防災対策の推進）

美しい自然環境を活かすとともに、自然保護活動に係る人材の育成・確保を進めます。

- ▶ 環境保全活動の推進（施策 No.21 自然環境の保全・活用）
- ▶ 緑化活動の推進（施策 No.27 公園・緑地の整備）

質の高い教育環境の充実を図るとともに、学校や地域と連携し、教育環境の良さについてPRすることにより、子育て世代のUターンを促進します。

- ▶ 切れ目ない子育て支援の充実（施策 No.12 子育て支援の充実）
- ▶ 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現（施策 No.13 学校教育の充実）
- ▶ 移住者等の受け入れ体制の整備、効果的な都市魅力の発信（施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信）

<参考>小・中学校区一覧（平成 27 年 4 月 1 日改定）

地域別計画のエリアを確認する目安として、各小・中学校の校区一覧を掲載します。

中学校名	計画No.	小学校名	町 名
長野	1	長野	<u>上原町・上原西町・河合寺・菊水町・喜多町・寿町・栄町・昭栄町・末広町・長野町・錦町・西代町・西之山町・野作町・原町一丁目～六丁目・古野町・本多町・本町・向野町</u>
	2	小山田	<u>あかしあ台二丁目・小山田町・木戸町・寿町・昭栄町・荘園町・千代田台町・西之山町</u>
東	3	三日市	<u>上田町・小塩町・喜多町・楠ヶ丘・高向・西片添町・中片添町・東片添町・三日市町</u>
	4	天見	天見・岩瀬・ <u>清水</u> ・流谷
	5	川上	石見川・太井・神ガ丘・ <u>河合寺</u> ・清見台・小深・ <u>末広町</u> ・大師町・寺元・日東町・鳩原・ <u>三日市町</u>
千代田	6	千代田	市町・木戸一丁目～三丁目・ <u>木戸町</u> ・木戸東町・汐の宮町・千代田南町・原町・ <u>向野町</u>
	7	楠	<u>あかしあ台一丁目・あかしあ台二丁目・市町・北貴望ヶ丘・南貴望ヶ丘・小山田町・木戸町・木戸西町一丁目～三丁目・楠町西・楠町東・自由ヶ丘・桐ヶ丘・松ヶ丘東町・松ヶ丘中町・松ヶ丘西町・原町二丁目・原町四丁目</u>
西	8	天野	<u>天野町・小山田町</u> ・下里町・緑ヶ丘北町・緑ヶ丘中町・緑ヶ丘南町
	9	高向	旭ヶ丘・ <u>天野町</u> ・ <u>上原町</u> ・ <u>上原西町</u> ・ <u>小山田町</u> ・滝畑・高向・日野
加賀田	10	加賀田	大矢船北町・大矢船中町・大矢船西町・大矢船南町・ <u>加賀田</u> ・唐久谷・高向・南ヶ丘
	11	石仏	石仏・ <u>加賀田</u> ・北青葉台・南青葉台・ <u>清水</u>
南花台	12	南花台	南花台・楠ヶ丘・高向
美加の台	13	美加の台	美加の台

※下線部については、その町名の一部地域であるか、もしくは調整学区が含まれていることを示しています。

※天見小学校は、河内長野市内全域から通学できる特認校です。

Ⅱ 第2期 総合戦略

第1章 基本的な考え方

- 第1節 策定の趣旨……………156
- 第2節 総合戦略の位置づけ……………156
- 第3節 計画期間……………157

第2章 施策推進の考え方と基本目標

- 第1節 政策5原則を踏まえた施策の推進……………158
- 第2節 基本目標……………159

第3章 具体的な施策の展開

- 第1節 施策の体系……………160
- 第2節 基本目標別施策……………161

第4章 推進体制及び進捗管理

- 第1節 各主体の役割分担……………170
- 第2節 国や府、近隣自治体との連携推進……………170
- 第3節 計画の進捗管理……………170

第1章 基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

少子・高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、活力ある社会を維持していくため、平成 26 (2014) 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

これに基づき、平成 26 (2014) 年 12 月に、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「国の長期ビジョン」) 及び、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度までの5か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「国の総合戦略」) が閣議決定されました。令和元(2019)年12月には「国の長期ビジョン」を改訂し、令和 42(2060)年に約1億人の人口を確保することとして、合わせて令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの5か年の政府の施策の方向を提示する第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、閣議決定されました。

全国の市町村においても人口ビジョン、総合戦略を策定し、地方創生の取り組みを進めている中、東京圏への一極集中に歯止めがかかっておらず、地方では若年層を中心とした生産年齢人口の減少が続いています。

本市では、平成 28 (2016) 年度からの第5次総合計画において、令和 7 (2025) 年度末を目標としたまちづくりを展開していくこととしており、人口減少の抑制について、さらに戦略的・計画的に取り組むため、これまでの取り組みや成果・課題を踏まえ、「河内長野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」) とともに、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立と、その好循環を支える「まち」の活性化を図るため、「第2期総合戦略」を策定します。

第2節 総合戦略の位置づけ

1. 国・府の戦略との関係

第2期総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、国・府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して策定するものです。また、本市における人口の現状と将来展望を示した人口ビジョンを踏まえて策定します。

また、後期基本計画や各分野の個別計画との整合を図りながら、人口減少対策の重点戦略をとりまとめたものであり、市全体で共有して推進する戦略として位置づけます。

2. 後期基本計画等との関係

本総合戦略は、令和3(2021)年度を始期とする後期基本計画との整合を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけるものです。

後期基本計画や各分野の個別計画において、本市の様々な分野にわたる総合的な振興・発展をめざすなかで、本総合戦略の目的を達成する観点から、戦略的、一体的に施策を推進するものとします。

3. 様々な主体の参画

行政をはじめとして、市民、地域、団体、企業など市全体で共有して推進する計画と位置づけます。

第3節 計画期間

本総合戦略の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。なお、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて見直すものとします。



第2章 施策推進の考え方と基本目標

第1節 政策5原則を踏まえた施策の推進

まち・ひと・しごとの創生に向けて、次の5原則を踏まえた施策の展開を図ります。

■国の総合戦略における政策5原則抜粋

1. 自立性

地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながる施策に取り組む。

2. 将来性

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

3. 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

4. 総合性

多様な主体との連携や他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組み、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。

5. 結果重視

PDCA メカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

第2節 基本目標

「河内長野市第5次総合計画」では、これまで築いてきた良好な住環境の維持・向上を図ることにより、多様なニーズに対応しながら市民の豊かな暮らしをめざすとともに、様々な分野においてまちの魅力を高め、活力に満ちたまちをめざしています。

この方向性を踏まえ、本市の地域資源である「人・自然・歴史・文化」を最大限に活用しながら、定住人口や交流人口を増加させ地域活力を高めるため、基本目標として次の4つを設定します。また、まち・ひと・しごとの創生をさらに効果的に進めるため、「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」という2つの横断的な目標を踏まえ、施策を展開します。

「しごと」と「ひと」の好循環づくり

- 基本目標1 安定した雇用を創出する
- 基本目標2 新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

好循環を支える、まちの活性化

- 基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

多様な人材の活躍を推進する

域内外にかかわらず、地域に関わる一人ひとりが担い手として参画し、地域資源を活用しながら、内発的な発展につなげていくため、多様な人材が活躍できる環境づくりを進める。また、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会をめざす。

新しい時代の流れを力にする

Society5.0の実現に向けた技術を活用し、人手不足の解消や利便性の高い生活を実現し、地域の魅力を一層向上させる。

「誰一人取り残さない」社会の実現をめざす持続可能な開発目標(SDGs)の理念に沿ってまちづくりや地域活性化に向けた取り組みを推進することで、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できる。

横断的な目標

第3章 具体的な施策の展開

第1節 施策の体系

政策分野	施策・内容
基本目標1 安定した雇用を創出する	施策1. 地域産業の育成・支援 施策2. 農林業の振興 施策3. 多様な就労環境の創出
基本目標2 新しいひとの流れをつくる	施策1. 都市ブランドの推進 施策2. 移住・定住の促進 施策3. 観光交流の振興
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	施策1. 婚活支援及び出産・子育ての負担軽減 施策2. 子育てと仕事の両立できる環境の充実 施策3. 特色のある教育の推進
基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心して暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	施策1. 安全・安心な地域づくり 施策2. 暮らしやすく活力のある地域づくり 施策3. 健康寿命の延伸 施策4. 地域包括ケアシステムの深化 施策5. 地域で支えあえる環境づくり 施策6. 広域連携の推進

第2節 基本目標別施策

基本 目標

1

安定した雇用を創出する

本市の自然や歴史、伝統に加え、長年築いてきた技術やノウハウ、立地といった「河内長野らしさ」を活かした産業振興を図ります。

また、地域に根ざし、環境にもやさしく、先端技術を活用するなど、多様で付加価値の高い産業を創造するとともに、起業促進や地域特性を活かすことができる企業誘致を推進し、職住近接による雇用や働く場の確保を創出します。

さらに、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人など、誰もが働くことができる地域社会をめざします。

数値目標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
事業所数	2,858	2,800
製造品出荷額	93,713 百万円	79,300 百万円
小売店舗年間商品販売額	64,967 百万円	66,600 百万円
朝市・直売所の売上高	7.89 億円	8.00 億円
農業従事者数（兼業農家含む）	844 人	844 人
林業従事者数	29 人	48 人
有効求人倍率（ハローワーク河内長野管内における数値）	0.85 倍	0.69 倍

基本方向

■商工業の振興

地域経済の発展及び就業機会の拡大、安定した雇用を創出するため、可鍛鑄鉄やステンレス・ベアリング・爪楊枝などの地場産業の経営基盤の強化を促進します。また、社会変化や消費者のニーズに対応した起業を支援するとともに、地域特性に合った企業誘致を推進します。

■農林業の振興

5つの谷の農業資源や市域の約7割を占める森林資源を有効活用し、生産基盤の強化や営農支援、地産地消、ブランド化、6次産業化などを推進し、付加価値を高めるとともに、自給的農家から販売農家への転換を図ります。

また、農林業従事者の減少や高齢化に対応するため、後継者の育成や新たな担い手の確保を推進します。

■誰もが働きやすい環境づくり

若者や女性、高齢者、障がい者など誰もが安心して仕事に就き、安定した生活を確保できるよう、それぞれの能力を発揮することができる雇用環境の創出や就労支援を推進します。

施策 1 | 地域産業の育成・支援

企業誘致や産業用地の確保を推進するとともに、企業の経営基盤の強化や金融支援などの支援を行い商工業の振興を図ります。

主な取り組み内容

- 企業誘致の推進（産業用地の確保を含む）
- 企業の事業拡張（土地取得、建物拡張・更新を支援）
- 起業・創業支援
- 企業の経営基盤の強化（先端設備導入・人材育成支援等）
- 企業に対する金融支援
- ふるさと応援寄附金謝礼品による特産品の充実

施策 2 | 農林業の振興

農業を支える多様な人材の育成・確保を図るとともに、営農支援や販路拡大への支援、森林整備や地元河内材の利用促進など農林業の振興を図ります。

主な取り組み内容

- 新規・青年就農者育成
- 営農支援（農業経営指導及び栽培技術指導など）
- 自給農家から販売農家への転換
- 6次産業化の推進
- 推奨作物の産地化の推進
- 森林整備の推進
- 林道の基盤整備
- 「おおさか河内材」の利用促進

施策 3 | 多様な就労環境の創出

若者や女性、高齢者、障がい者などの、多様な就労ニーズに対応するため、職業能力の向上や就労機会の確保、就労支援を推進します。

主な取り組み内容

- 就職支援機関との連携による就職支援
- 地元企業での雇用・就労支援
- 高齢者の就労支援（シルバー人材センターでの事業開拓、就労ニーズマッチングなど）
- 障がい者、ひとり親家庭や就職困難者等に対する就労支援
- 生活困窮者の自立支援（自立相談、就労準備支援、一時生活支援、学習支援など）
- 女性の就労支援（就労相談、セミナー開催など）

基本
目標

2

新しいひとの流れをつくる

本市が持つ豊かな自然、歴史・文化、多様な人材などまちの魅力を発掘・創出し、市民のまちへの愛着や誇りを育むとともに、市への良好なイメージの定着を進めます。また、本市の様々な魅力を市内外に向けた効果的な発信を行い、本市への関心と憧れを獲得するとともに、新規移住者や来訪者等の受け入れ体制の整備等を推進することにより、定住人口と交流人口の増加を図ります。

数値目標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
「河内長野市に愛着と誇りを感じている」市民の割合	38.8%	55.0%
「河内長野市に住みたいと感じている」市民の割合	45.5%	60.0%
社会動態の転入者／転出者の率	78.0%	98.0%
観光入込客数	1,134,000 人	1,076,000 人

基本方向

■都市ブランドの構築によるイメージ戦略

都市ブランド戦略プランを策定し、本市の地域資源の価値を再発見し、磨き上げ、市内外に発信することによって、「河内長野市」のブランドイメージを浸透させ、市民のまちへの愛着や誇りを育むとともに、本市の認知度向上とイメージアップを図ります。

■移住・定住の促進

若者や子育て層などを中心に定住・転入施策の推進や河内長野市の魅力を効果的にPRするとともに、U・I・Jターンに対応する総合窓口の設置や各地域におけるコミュニティの受け入れ体制の構築などを図りながら定住・転入を促進します。

■観光交流の振興

道の駅「奥河内くろまろの郷」をはじめ、本市の5つの谷を含めた豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を活かし、日本遺産のまちとして観光まちづくりを進めます。また、外国人観光客をはじめ、観光客への利便性の向上や”おもてなし”の充実、整備を行い、交流人口の増加や滞在時間の拡大を図り、集客と消費を高める観光振興を推進します。

施策 1 | 都市ブランドの推進

都市ブランドの推進を通じて、市民の本市への愛着や誇りを育むとともに、市内外に向けて本市の魅力を効果的に発信します。

主な取り組み内容

- 「都市ブランド」構築と市内外への都市ブランドの推進
- 戦略的な本市の魅力発信（PRイベント、SNS、広告、報道機関等）

施策 2 | 移住・定住の促進

若者や子育て層などを中心に転入・定住を促進するとともに、U・I・Jターン移住者の受け入れ体制を整備します。

主な取り組み内容

- 移住支援（総合窓口設置・情報発信・受け入れ体制整備など）
- 定住転入（近居・同居）促進（近居・同居促進マイホーム取得補助）

施策 3 | 観光交流の振興

日本遺産の活用や道の駅「奥河内くろまろの郷」の観光ハブ拠点化など、本市への外国人観光客をはじめ来訪者の増加と滞在時間の拡大に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み内容

- 日本遺産の活用
- 道の駅「奥河内くろまろの郷」の観光ハブ拠点化の推進
- 観光情報の効果的な発信（外国人観光客向けを含む）

基本
目標

3

若い世代の結婚・出産・
子育ての希望をかなえる

若い世代が結婚・出産・子育てに希望が持てるよう、結婚から子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。また、「教育立市のまち河内長野」の基本理念に基づき、知・徳・体の調和のとれた生涯にわたる学習の基礎となる「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、学校を地域の学びの核とした教育総合コミュニティの推進により、大阪一の教育都市をめざします。

数値目標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
乳幼児健康診査受診率	95.1%	96.5%
合計特殊出生率	1.14	1.63
保育所待機児童数	13人	0人
スポーツ施設利用率	36.5%	55.0%

基本方向

■結婚・出産・子育ての切れ目のない支援

婚活イベントを行う団体等への支援や婚活に関する情報を提供します。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減や、子育てと仕事を両立できるよう、子育て保育サービスの充実や、保育・子育て支援環境の整備を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

■教育立市の推進

「ふるさとのつながりによる豊かな学び」を基本理念として、幼小中の一貫した教育や英語教育などにより学力向上を図るとともに、本市の豊かな自然・歴史・文化を活かした様々な体験学習を通じ、「社会を生き抜く力」と「ふるさと河内長野」に誇りを持ち、大切に育てる態度を育みます。また、子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな教育の推進や、良好な教育環境の整備などにより、子育て世代を惹きつける魅力のある教育を推進します。

また、歴史文化遺産等の保存・活用を推進するとともに、下里運動公園人工芝球技場等を活用し市民が親しむことができるスポーツなどの振興を図ります。

施策 1 | 婚活支援及び出産・子育ての負担軽減

出会いの機会を提供するため、民間が行う、結婚活動などの取り組みを支援します。

また、安心して出産や子育てできるよう相談体制の充実や子育て役立ち情報の発信など子どもを産み育てるサポート体制の充実を図るとともに、子育て家庭への経済的な負担軽減を図ります。

主な取り組み内容

- 婚活イベントへの支援
- 子ども・子育て総合センター「あいっく」の充実
- 家庭児童相談（乳幼児から学校卒業・就職まで切れ目のない支援）
- 子育て情報発信
- 発達障がい児支援
- 子育て世代包括支援センター（母子保健型）の設置
- つどいの広場（地域子育てサロン）の設置
- 子ども医療費助成
- 妊婦健康診査支援
- ひとり親家庭自立支援

施策 2 | 子育てと仕事の両立できる環境の充実

仕事をしながら、安心して子育てできるよう、ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

主な取り組み内容

- ファミリー・サポート・センター事業の充実
- 病児・病後児保育の推進
- 認定こども園等整備

施策 3 | 特色のある教育の推進

小中一貫教育や英語教育などをさらに推進し、学力向上をめざすとともに、子どもたちの豊かな情操と道徳心を育むため、本市の豊かな自然を活用した体験活動の推進やコミュニティスクール¹²⁰の充実など学校と家庭・地域が一体となった取り組みを推進します。

また、放課後の子どもの育ちの取り組みの充実や教育環境の整備、歴史文化遺産の保存・活用、競技スポーツなどの振興を図ります。

主な取り組み内容

- 小中一貫教育の推進
- 英語教育の推進
- 支援教育環境の充実（インクルーシブ教育¹²¹の推進）
- 豊かな体験活動の推進
- コミュニティ・スクールの推進
- 放課後子ども総合プラン推進（放課後児童会開設時間延長、子ども教室の充実）
- 教育ICT環境の整備
- 学校施設へのエアコン設置
- 歴史文化遺産の保存・継承と活用
- 下里運動公園の人工芝球技場を活用したスポーツ振興

¹²⁰ コミュニティスクール：学校運営協議会を設置する学校のこと。

¹²¹ インクルーシブ教育：障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

基本
目標

4

時代に合った地域をつくり、 安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する

子どもから高齢者まで誰もが健康で、住み慣れた地域でいきがいを持って安全に安心して暮らせるよう、防災・防犯対策を充実し、大阪一安全・安心なまちをめざすとともに、地域コミュニティの活性化や地域包括ケアシステムの構築など、みんなが支えあうことができる地域づくりを進めます。

また、市民にとって暮らしやすい地域づくりに向け、地域活力の創出を図り、人口減少及び人口構造の変化に対応した機能的で利便性の高いまちづくりをめざします。

数値目標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
自主防災組織化率	68.9%	100.0%
地域防災活動参加者数	3,885 人	4,000 人
刑法犯認知件数	407 件	850 件
バス年間利用者数 (H27 実績を 100 とする)	89.85	100.00
地域福祉活動への延べ参加者数	69,830 人	70,000 人
要介護認定を受けていない高齢者の割合	80.8%	77.8%
特定健康診査受診率	39.6%	60.0%
がん検診受診率	21.0%	23.0%
地区計画決定の件数	0 件	3 件
ボランティア・市民公益活動団体数	135 団体	140 団体

基本方向

■大阪一の安全・安心なまちづくり

市民の生命、財産を守り、安全・安心に暮らすことができるよう、地域における防犯・防災体制の強化や災害時の情報・伝達手段の充実を図ります。

■暮らしやすさと地域活力の創出

人口減少、少子・高齢化に対応し、暮らしやすいまちづくりに向け、公共交通や広域道路網をはじめとする交通ネットワークの充実、空き家・空き地対策やネットワーク型コンパクトシティを推進します。また、地域活力の創出を図るため、中心市街地の活性化や市街化調整区域の有効な土地利用を推進します。

■いつまでも健康で安心して暮らせる地域づくり

市民が生涯にわたって生き生きと健康で暮らすことができるよう、地域全体で健康寿命の延伸に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化や高齢者が住み慣れた地域で医療や介護が必要になっても安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化をはじめとして、地域で支えあう仕組みづくりを推進します。

施策 1 | 安全・安心な地域づくり

市民が安心して暮らせるよう、地域における防犯・防災体制を強化します。

主な取り組み内容

- 自治会、商店街防犯カメラの充実
- 地域安全マップ作成
- 公設防犯カメラの増設
- ハザードマップ更新
- 災害時備蓄物資の整備
- 災害時情報伝達手段の整備

施策 2 | 暮らしやすく活力のある地域づくり

人口減少や人口構造の変化に対応するため、「集約連携都市」（ネットワーク型コンパクトシティ）の推進を図るとともに、公共交通など交通機能の充実、空き家・空き地の適正管理や有効活用、中心市街地の活性化や市街化調整区域における有効な土地利用の推進を図ります。

主な取り組み内容

- 公共交通空白・不便地域解消及び移動困難者への対策（乗合タクシー運行など）
- 上原・高向地区地域活性化の促進
- 公共交通の利用促進
- 三日市町駅東地区地域活性化の促進
- 空き家等の対策（空き家等の適正管理と有効活用、木造住宅除却補助など）
- 小山田地区地域活性化の促進（広域道路延伸、産業地形成）
- 中心市街地の活性化の推進
（河内長野駅前線の整備促進、建築物共同化の支援など）

施策 3 | 健康寿命の延伸

市民が生涯にわたって生き生きと健康で暮らせるよう、安心できる地域医療体制の充実を図るとともに、生活習慣病の予防やがん検診受診率の向上、地域での健康づくり活動の推進など地域全体で健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み内容

- 地域医療体制の充実
- 地域健康づくり活動の促進
- 生活習慣病の予防
- 市民主体の健康づくりの推進
- がん検診など受診率向上
- 食育の推進

施策 4 | 地域包括ケアシステムの深化

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護をはじめ、地域や関係機関との連携による地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み内容

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 在宅医療と介護連携の推進
- 生活支援体制の整備(生活支援コーディネーター¹²²の設置、協議体活動の推進)
- 認知症施策の推進(認知症初期集中支援チームの設置など)
- 地域包括支援センターの機能強化

施策 5 | 地域で支えあえる環境づくり

みんなが支えあう地域づくりをめざして、高齢者等の見守り活動の推進、スマートエイジング・シティの推進、地域コミュニティ活性化への支援など地域で支えあえる環境づくりを推進します。

主な取り組み内容

- 「孤立死」の防止
- 高齢者等の見守り活動や地域の集いの場づくりなどへの支援(地域サロンなど)
- コミュニティソーシャルワーカーによる相談体制の充実
- 南花台スマートエイジング・シティ団地再生モデル事業
- 地域コミュニティの活性化支援

施策 6 | 広域連携の推進

広域的な課題に対応し、地域全体の活性化を図るため、近隣市町村との広域的な施策展開を推進します。

主な取り組み内容

- 河内長野市・橋本市・五條市広域観光推進事業
- 南河内地域広域活性化推進事業

¹²² 生活支援コーディネーター：地域における支えあい体制の基盤整備を推進していくことを目的とし、生活支援・通いの場等の資源の創出・充実に向けたコーディネート機能を果たす。

第4章 推進体制及び進捗管理

第1節 各主体の役割分担

本総合戦略を推進するにあたって、各主体の特性を踏まえ、担うべき役割を示します。

市民

自らが居住し、生活するまちをより良いものにするため、サービスの受け手としてだけでなく、担い手として地域活動や公益的活動に積極的に参加します。

地域・団体

自治会をはじめとする地域団体や市民公益活動団体は、新たな公共の担い手として、少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化等の課題に対応した取り組みを推進します。

企業

地域産業・経済の活性化に貢献するとともに、雇用の創出を図り、より暮らしやすい地域社会の実現に寄与します。

行政

本総合戦略の目標達成に向け、各主体のネットワークづくりと協働の推進を図るとともに、地方創生に関わる情報共有を図ります。また、本市の資源を最大限に活かして独自性に富んだ施策を展開し、その効果的な進捗管理を展開しながら、目標の達成をめざします。

第2節 国や府、近隣自治体との連携推進

国、府の地域連携施策を活用しつつ、近隣自治体をはじめとする地域間の広域連携を積極的に進めます。

第3節 計画の進捗管理

総合戦略は、市民、地域、団体、企業、行政など市全体で共有し、協働して推進する計画であるため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の各過程においても、市全体が関わる体制を構築し、高い実効性を確保することが必要となります。

そこで、庁内の策定・推進組織として、副市長を会長とする「河内長野市まち・ひと・しごと創生策定委員会」を置くとともに、市内各界各層とともに推進・検証をしていくため、産業界、教育機関、金融機関、市民団体等を含めた「有識者会議」からの意見などを反映させます。あわせて、本市地域のみでは対応できない課題等においては、必要に応じて、国、府、近隣市町村との連携を図ります。

また、総合戦略の推進にあたっては、政策分野ごとの基本目標と具体的な施策を示し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI））を設定し、PDCAサイクルにより、実効性を高めます。各数値目標、指標については、実施した事業の量を測定するものではなく、その結果によって得られた成果を測定する成果指標を原則とし、目標を明確化することで、市全体での目標の共有化と成果を重視した取り組みの展開を図ります。

資料編

河内長野市第5次総合計画後期基本計画及び 河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の 策定経過	172
河内長野市総合計画等策定委員会規程	174
河内長野市まち・ひと・しごと創生策定委員会設置規程 ...	175
河内長野市民憲章	176

河内長野市第5次総合計画後期基本計画及び 河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過

策定体制

(1) 庁内体制

策定委員会等における審議、検討を踏まえて、市長を構成メンバーとする庁議において最終的意思決定を行い策定する。

① 策定委員会

副市長、教育長及び部長級職員で構成し、庁内における計画案の審議、検討を行う。

② 策定部会

策定委員会の下に、課長級職員で構成する3つの策定部会（福祉・教育、都市・環境・経済、協働・行財政）を設置し、具体的な施策、指標等の内容について審議、検討し、計画案をとりまとめる。

(2) 庁外体制

アンケート調査やワークショップ、パブリックコメント等を通じて、地域・市民からの意見を募集し、計画に反映する。

① アンケート調査の実施

市民 2,000 人を対象としたアンケート調査を実施し、クロス集計や経年比較による前期基本計画策定時との市民意識の変化を含めた分析・課題抽出を行う。

② 小学校区ワークショップ

13 小学校区ごとに、まちづくり協議会などを対象とした地域ワークショップを開催し、地域別計画の内容に対して、前期基本計画の計画期間における取組みや期間中における地域の状況の変化を聴き取り現状と課題を把握し、計画に反映する。

③ パブリックコメント

計画素案について、市民からの意見を収集するため、パブリックコメントを実施し、必要に応じ意見を計画に反映する。

④ 外部評価

前期基本計画の進捗・取組み状況や計画素案について、行財政評価委員会において外部評価を実施し、意見を計画に反映する。

策定経過

令和元（2019）年	8月6日	第1回策定委員会
	10月～11月	市民アンケート
令和元（2019）年 令和2（2020）年	10月～1月	小学校区ワークショップ
	3月	前期計画の内部評価
	4月～5月	行財政評価委員会（書面開催）
	6月	第2回策定委員会（書面開催）
	7月～8月	小学校区意見交換会
	8月7日	第3回策定委員会
	9月～10月	第1回策定部会（書面開催）
	11月	第2回策定部会（書面開催）
	12月1日	第4回策定委員会
	12月	行財政評価委員会（書面開催）
	12月	第3回策定部会（書面開催）
令和2（2020）年 令和3（2021）年	12月～1月	第5回策定委員会（書面開催）
令和2（2020）年	12月23日	庁議
令和3（2021）年	1月～2月	パブリックコメント
	3月	市議会への報告

河内長野市総合計画等策定委員会規程

- (設置) 第1条 本市の総合計画等の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、河内長野市総合計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (所掌事務) 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 総合計画案の策定に関すること。
 - (2) 総合計画についての調査研究に関すること。
 - (3) 国土強靱化地域計画案の策定に関すること。
 - (4) その他総合計画等の策定について必要な事項の決定に関すること。
- (組織) 第3条 委員会は、副市長、教育長、参与及び部長級の職にある者をもって構成する。
- (会長及び副会長) 第4条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、総合政策部を担当する副市長をもってこれに充て、副会長は他の副市長をもって充てる。
 - 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議) 第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長が必要と認めるときは、学識経験者その他の者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- (策定部会) 第6条 委員会の下に、策定部会を置く。
- 2 策定部会は、部会長その他の部会員をもって構成する。
 - 3 策定部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。
- (庶務) 第7条 委員会の庶務は、別に定める部署において行う。
- (委任) 第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

河内長野市まち・ひと・しごと創生策定委員会設置規程

- (設置) 第1条 本市の少子化と人口減少を克服し、将来に渡って活力ある地域を維持していくために策定する「河内長野市人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という。)及び「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進することを目的に、河内長野市まち・ひと・しごと創生策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (所掌事務) 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づく人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
 - (2) 総合戦略の円滑な推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (組織) 第3条 委員会は、副市長、教育長及び部長級の職にある者をもって構成する。
- (会長及び副会長) 第4条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、総合政策部を担当する副市長をもってこれに充て、副会長は他の副市長をもって充てる。
 - 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議) 第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
 - 3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議にその構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- (専門部会) 第6条 委員会の下に総合戦略の原案を作成し、委員会に提案することを目的として、別に定めるところにより専門部会を置く。
- 2 専門部会は、会長が指名する副理事級又は課長級の職員をもって構成し、専門部会ごとに部会長(以下「専門部会長」という。)及び副部会長を置く。
 - 3 専門部会の運営に関する事項は、別に定める。
- (専門ワーキング部会) 第7条 専門部会の下に総合戦略の具体的な事項を検討することを目的として、別に定めるところにより専門ワーキング部会(以下「ワーキング部会」という。)を置く。
- 2 ワーキング部会は、専門部会長又は専門部会の部会員が指名する課長補佐級以下の職員及び庁内公募による課長補佐級以下の職員をもって構成し、ワーキング部会にワーキング部会を統括する部会長(以下「ワーキング部会長」という。)及びワーキング副部会長を置く。
 - 3 ワーキング部会の運営に関する事項は、別に定める。
- (庶務) 第8条 委員会の庶務は、別に定める部署において行う。
- (委任) 第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

河内長野市民憲章

昭和 42 年 11 月 3 日 制定

金剛、葛城、岩湧とつらなる山山にかこまれた河内長野市は、清らかな山河と、澄み切った大気のなかで、貴重な文化財を伝えてきたゆかしいまちであり、また、進取と不屈の精神をもって、新しい都市を建設しつつある、力強くたくましいまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、心をあわせて、さらに美しく住みよいまちにするため、ここに、この市民憲章を定めました。

1 わたしたちは、恵まれた自然を愛しましょう。

美しい山河に恵まれたことまちは、健全な心身を養うにも、ふさわしい条件をそなえています。この幸せを感謝するとともに、健康な生活環境を確保しましょう。

1 わたしたちは、豊かな文化財に学びましょう。

多くの文化財や史跡は、貴重な祖先の遺産です。これを大切にし、これによって歴史の流れを知り、文化の向上に寄与しましょう。

1 わたしたちは、生産することの価値をたたえましょう。

創造の喜びは大きく、そのために働く人の努力はとうといものです。めいめいの職業に意欲をもやし、豊かな生活をきずきましょう。

1 わたしたちは、新しい世代に役だつ人となりましょう。

次の社会、新しい時代に対応できる人材をつくることは、これからの教育に課せられた、大きな使命です。そのために、理想的な教育環境をととのえる努力をしましょう。

1 わたしたちは、人人との交わりを大切にしましょう。

平和で、秩序ある市民生活は、良識に富んだ人間関係が基礎となるものです。温かい心のつながりによって、明るさに満ちたまちをつくりましょう。

市章



昭和 29 年 7 月公募し、この作品を採用、市章と決めた。大阪府を外郭に表し、なかに市の頭字長を配す。

市の木



「くすのき」は楠木氏ゆかりの地にふさわしく、歴史ゆかしい常緑樹で、たくましく発展する河内長野を象徴するものとして、昭和 44 年 11 月 3 日に選定されました。

市の花



「きく」も楠木氏の旗印「菊水」に通じ、市民の清楚でゆかしい心を象徴する花として、昭和 44 年 11 月 3 日に選定されました。



河内長野市第5次総合計画
河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和3年度 ▶ 令和7年度

発行：令和3年3月
河内長野市
〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号
TEL0721-53-1111
編集：総合政策部 政策企画課



この冊子は、森林認証のパルプを一部配合した紙を使用しています。